

は。筑紫が兵をして心を堅くして統増を守護して敢て異心なきに至らしめたり。是れ全く源右衛門が武力の活斷に寄れり。(九州記、九州治亂記、橋山遺事、高橋配)

勝尾城既に落城す。敵軍は大舉して岩屋資滿の二城に向ひ。進んで應集攻撃せんとする處となり。武略に富たる紹運其人の事なれば。少しも驚かず。徐々として籠城の準備をなせり。元來資滿は高橋家代々の本城にして。要害最も勝れしことなれば。家臣等争ふて彼に籠城有るべしと諫め措かさりし。紹運思案して曰く。多年此の城にありて。今敵寄せ来るに及んで。岩屋を退き資滿に籠らば。居城を遁るゝに似たり。資滿へは少しく兵を籠め置き。殊死して當城を要守すべしと。此時筑紫が家臣岩屋にありし者言ふ。廣門は島津に攻られ降参せしは。一旦の謀にて止むを得ざるに出つ。然れば統増は廣門の婿なれば。我々は主君として奉じ死力を盡して資滿の城を守るべきは素なりと誓ふ。紹運聞て統増若輩の者をして分て資滿に籠らん事如何なれども。彼城主將なくては敵に奪れんとて。統増の夫人其外家中老幼婦女の足弱を驅りて登山せしめ。其要害を頼む。依て筑紫の一族帆足彈正已下は資滿の城に楯籠りたり。(筑前報、風土記、寶滿神社)

願文

請蒙 寶滿大菩薩擁護。裔子孫于春臺狀

恭以大菩薩出現於世。慈念衆生。猶如赤子。威加四海。德播九州。昔者海外異類。毒亂國經。以大

菩薩之威神力。數拒却之。朝家信敬。差中使降綸綍。尊爲國惣社。臣家將種也。方今寇賊蜂起。而神社佛寺無不消歇。丁斯難艱。民不得所。臣生平之志願。救西州民于塗炭。伏乞 大菩薩。以神通力。天下向太平。守護臣子孫。然則永不可忘神恩者也。

天正十四年七月十日

源紹運 敬白

又其七月十一日。に於て島津の將伊集院忠棟より太宰府神社宮司高辻の祖先大鳥居へ遣したる古文書同家に存せり。其文を左に掲ぐ。

如承候筑紫要害無程屬案利本望此事に候。右之爲祝言使書。并鎗二本、鵝眼二百疋。御懇懇之至に候。明日者如岩屋表可爲陣替候條。猶吉左右追而可申入候恐々謹言

天正十四年七月十一日

伊集院忠棟 花押

天滿宮

留守大鳥居殿

御返報

同十四年七月十二日。薩軍太宰府へ押寄せ。岩屋の向ふなる高尾山に陣す。(九州記)相從ふ國士には。肥後にては宇土伯耆守行興、大津山河内守家門、城十郎太郎、詫摩長門守行重、赤星周防守、出田宮内少輔、山鹿、川尻、合志、小代、有藤、隈部、筑後には。間注所治部少輔鑑景、蒲池兵庫頭鎮廣、三池下總介鎮實、草野長門守鎮永、同圖書介、星野中務太輔吉實、同民部少輔吉兼、黒木兵庫頭家實、同四郎政實、田尻、江

島、肥前國には。高木右馬之介。本庄伊豆守、神代、馬場、太田等、又肥前より島津に加勢せし人々には。龍造寺政家、同家治、相良宮内少輔、有馬修理大夫、松浦刑部太輔、及び原田下野守、松浦郡には、草野中務少輔、畑三河守等は自身出馬せざるも。一族郎黨を發向す。敵の總勢は五萬有餘の大軍にして。岩屋の麓築山、横岳、國分、二日市、太宰府に跨り。尺寸の空地もなく陣を張りたり。(九州記、九州軍記) 秋月種實、同種長は若し豊後の援兵あらは。之れに向ひて防戦せんとし。岩屋の方には寄せさりし。(筑前綴風土記) 秋月種實、同伊勢守家種、高橋元種、城井、長野、千手、上原等か勢を催して秋月城に留陣す。同九月立花城より統虎は特に老臣、十時攝津守(運)を專使として、父紹運へ云ひ遣して曰く。岩屋は地の利宜しからず、寶滿は要害堅ければ。速に陣を移して統増一同籠城あるへし、左なくは統虎と共に立花城に越されよ。一所に防戦して。大阪の援兵を待受くへしと云々なりし。紹運攝津に向て曰く。寶滿は要害善しと雖も。地の理は人の和にかすと。彼か城に籠りたりとも。人心和せずんは久しく保ち難し。運悉きすんは。當城にありても。敵を退くへし。若し運悉きなは。假令金城鐵壁に在りしと雖も遂に亡ふへし。依りて紹運は快く多年の居城を枕として死せん事本意なれ。寶滿に陣を移して籠ることと思ふよし。又立花は寶滿に増したる要害なれば。統虎と一所にこそ籠るべきも。此際敵に一步を退くことは。紹運死して且つ能はず。且つや敵の大軍寄せ來るとも紹運命を限りに戦ふならば。十四五日の時日は支へて、敵三千許は討ぬ事はあらざるへし。島津か勢如何に鬼神なりとも。爰にて三千の人数を討れなは。重て立花へ至るも。手強き軍は成し得まし。其上立花は名城

にして。軍勢も多し敵攻るとも廿日以内にはよも落つまし。彼三十日過る内には大阪の兵渡海すへし。然らば統虎運を開くへし。此趣速に歸りて統虎に報すへしと云ふ。于時、屋山中務か曰く統虎の諫に従はるへし。當城は中務踏止りて防戦し。力盡なは切腹して相果つへし。紹運曰く。其方は忠義の士なれば。當城に残し置き。争てか腹を切らせて可なるものとて。其言用ひさりし。(九州記、九州軍記、續四) 紹運は既に攝津に訣別を告げ涕を揮て統虎の近臣内田壹岐入道、鎮家、原尻左馬助、森下家忠へ其將來を倚屬す。書翰を即坐に調し。攝津の歸に附贈す。其文に曰く。

攝州歸。得附問。此間守城成具已備。略免勞心。統虎於者老之言。亦能聽受。然以老父危急。恐有迷謬。聞攝州言。今已釋然。今日之事。不問寶滿成否。唯當固守立花以待中州之援也。參州(增時)泉州。(小野)所規。衆士匡輔。君臣和睦何喜如之。皆先考(道)遺德之所致。老夫得合笑入地也。仍宜戒慎。莫有怠惰。聞薩師已及後筑。與立花通問。不過一二日。餘攝州口言。實不復相見。謹言

攝津は立花城に歸りて紹運の書翰を致し其決心の回すへからざるを報す。統虎及群臣流涕せらるなく。急に援兵として岩屋に發遣す。其人數には。吉田右京、甲斐勘解由、同新助、後藤五兵衛、西山織部、後藤太兵衛、井手七郎左衛門、黒野源三郎、森善兵衛、黒野出雲、口高甚八郎、青木九郎、原田次郎兵衛、若松藤九郎、泉原右京、本田左馬助、工藤彌兵衛、野村彌助、神志奈彌三郎、麻生民部、竹迫五郎兵衛、香椎甚助、大石下總、同七右衛門、三原隼人、都合三十余人の傑士にてわりし。(戸次軍記、九州記、九州治亂) 時に島津の諸將評

議す。岩屋落城せなは。寶滿城は戦はずして陥つへしとて。先づ大軍は岩屋に向ひ。雲霞の如く攻寄す。近く觀世音寺、太宰府に迫りて陣し。岩屋の麓二三里か間に杏の子を打たる如く陣を布く。然るに島津の將士には頗る武略に富たる人物ありと見へ。攻撃に先ち曾て辨舌の聞ある壯嚴寺快心なる禪僧を岩屋城に使者として發遣し謂しめて曰く。今度此表へ出陣する事紹運へ對して戦ふに非ず。筑紫廣門表裏をなし。所領を押し。味方を妨るによりて。追討の爲め出兵せしに。存外速に没落して。本意を遂げたり。然るに寶滿は筑紫の領域なるに。統増を籠置かる事其理由なし。速に此方へ渡されなは。和議をなして退陣すへしとの旨趣にてありし。紹運人をして答へらく。薩隅より態々來りて此城下迄大軍を進められしこと苦勞なり。然れども寶滿、岩屋、立花、此三城は紹運、統虎は宗家大友より代官として預り。以て太閤の命令を俟ちしものた渡すこと叶ふまし。紹運は既に決死して此城を守れりとて。禪僧を逐ひ返せり。島津方は此由を聞き。此城容易に相渡すとも見へざれば。急に攻撃すへしとて。其準備に汲々せりと。(九州軍記、九州記、九州治亂記、戸次平談)却説も黒田孝高は大坂に在りて紹運、統虎、の牒使に接し、其事を秀吉に紹介して九州征伐の擧を賛せしが果して紹運父子か島津の大軍に圍まれ。危急なるを聞き。竊に家臣小林新兵衛を使者として岩屋城に差越さる。此時岩屋城追手の方は。既に薩軍に取圍まれ。尺寸の地なければ。四王寺山北の尾崎より迫りて城内へ入り。孝高の口上の趣を傳へて曰く。岩屋に於ても堅固の城にてはあるへけれとも。島津が大軍を引受らる

事なれば。同じくは立花城に立越へ。父子一所に籠城あるべし。且つ立花は岩屋より地利要害も宜しく。其上人數も兩家一つに合すれば。多勢となりて。防禦の手配も行届き。兎に角日を延ばさるゝ内には。太閤の大軍出向あるべし。而して以て家運を開かるべし。能々工夫有るべしとの事なりしとそ。紹運答らく。今に始めぬ黒田氏の好情は感伏の外なきも。何分事今日の場合に至り。本城を退くことは。某か本意にあらず且つ父子同じく守るは謀にあらず。某は此城を枕として討死するに決心す。地下にて永く報恩すべし。又貴使へ對し。一應響應の手立も可致なれとも。見らるゝ如く敵軍四方を取り圍みたれば。其事成りかたし。可然推量せられたしとのことなりし。新兵衛斯る折柄立去りかたし。一同に留りて討死すへしと思へとも。元來使者の事なれば。力に及ばず本の道をたどりて引退き。命を孝高に復せしとなん。(岩屋物語、高原家舊記)

参考

小林新兵衛は後に黒田家の老臣大音某に使へ。其子孫今猶福岡に在り。本書四王寺北の尾崎より城内に入ると記せしは。御笠郡乙金村より四王寺毘沙門天の峰頭則岩屋本丸の西手の峯に登る間道なり。此道節より入りし事。高原家舊記に存せり。

紹運は兼て防戦の準備を整へ。城戸々々の要所持口に將士を部署す。先以軍城の上なる虚空藏臺には。福田民部少輔を將とし、同右馬助、同新右衛門、同兵右衛門、水城喜助、合原因幡、長尾左京、鬼木左馬之助、河崎左衛門、同次郎兵衛、を始とし三十餘人にて之を守る。(九州軍記)

虚空藏臺今は竹林となれり、福田民部か固めし所なり。在城の時は虚空藏堂あるか故に名く。其佛像今太宰府六度寺に存せり。(地理全誌)

南の大手は伊藤惣右衛門、同市之丞、松延勘七郎、更原右馬允、同次郎三郎、同七郎、石橋彌助、川端勘助、原口彌通、辻次右衛門、中島隼人、を始とし五十餘人を部署す。(九州軍記)

西南の城戸は、屋山中務少輔を將とし。同羽右衛門、陳三九郎、今村六兵衛、同主計、同永澤、同喜助、同右馬允、同彌五郎、荒川隠岐、筑紫か家人帆足備後、同新三郎、同伊豆、國分主計、同三助、木野大學、井上主水、長田大藏、仲九郎、窪山内藏助、同久助を初とし百餘人にて之を守る。(九州軍記)

風呂の谷は。土岐大隅、關内記、同勘七兵衛、長松加賀、同掃部、を初とし五十餘人にて之を守る。(九州軍記)

東松本は、伊藤八郎を將として。山下九兵衛、同刑部、伊勢民部、土師兵部、同七郎、田中安藝、同四郎兵衛、小島盛物、澁江仁右衛門、大石七兵衛、行徳右馬允、同二郎三郎、岩橋内藏助、園木奎助、藤和泉、同右馬助、同織部、田原運澤、赤澤運鐵を初とし八十人にて之を守る。(九州軍記)

秋月勢の押へとしては高橋越前を隊將とし。伊部九華、同孫三郎、高松次郎四郎、土岐了甫、高松勘解由、同治部、同六郎、縁藤式部、同彌九郎、福島主計を初として。五十餘人にて之を守る。(九州)

水の手の上は。村上刑部、茂松兵部、同彈助、萱島左京、淵上兵右衛門、樺島善助、徳淵備前、同内藏助、

已上六十八人にて之を守る。(九州軍記)

百貫ヶ島より西の一方。山城戸は三原紹心同和泉を將として。富元忍富、築瀬三河、同新助、三原宗久、染川但馬、同傳兵衛、伊部市正、馬渡良虎、藤三助、村田三郎、市川玄蕃、仲三五兵衛、同刑部、野田右衛門、

中島治部、同興次郎、同四郎、小川宮内、同右衛門、麻島孫太郎を始とし。百餘人にて之を守る。(九州軍記)

山城戸には弓削了意、同平内を初とし、同次郎三郎、古野右馬助、大町備前、光行源次郎、瀬戸口市之丞、神田四部三郎、幡崎長門、同隼人、中願寺和泉、同孫太郎、平山何右衛門、山本右馬允を初として七十餘人にて之を守る。(九州軍記)

二條には。萩尾麟可、同大學を將として。同彌吉兵衛、戸板市允、千里隼人、同七郎、田中主馬允、野上右衛門、木村新右衛門、其他兵士と共に三十人にて之を守る。(九州軍記)

甲の丸には主將紹運麾下の士百五十人にて根據となし。各所の持口々々を指揮して。緩急の謀をなす。(九州軍記)

九州軍記、九州治亂記、鎮西要略

同月十四日に至り寄手六ヶ國の大軍は岩屋の城堞を圍み。七重八重に取り巻き。堀柵の直下に押寄來り。竹束を付け竹梯を架け。鯨波を揚て矢合を始め。終日終夜。鐵砲の音止む時なく。軍兵呼叫。修羅の巻も。斯くやはかりに思われ。大地も響くばかりなり。其外火矢を打つこと恰も雷電を欺きたり。去れば城内の家宅は大略焼焦し。扉の矢狭間は射閉られて開き得ず。城中の兵は兼て期したることなれば。上下一致皆爰を死

所と定め。各持口を一足だも退かず。命を限りに防ぎ戦ふ。城兵には頗る鐵砲の手續を得しもの多ければ、擊殺されし寄手の死體は見間に累々として丘をなし。血流れて河を爲せども。目に餘る大勢のことなれば。討れしもの、死骸を乗り越へく潮の湧が如く押寄來り。寄手の一將島津圖書頭馬を前頭に出して下知せるは。近日上方の勢馳せ下ると聞ぬ。夫より先に兩城の敵攻め從へずば叶ふまじと。衆庶を勵まし。城堞切り岸の下迄詰寄せたり。城内は小勢といへども籠る所の軍兵は。日頃猛將豪士の下に生育せられし勇率のことなれば。少もひるむ氣色なく。屏の上に立あらはれ。きたなしこをのれと呼て招きよせ。近付く敵あれば引紐く。首を取り。死を惜まぬ振回こそいかめしかりけり。斯く數日の激戦なれども。多勢に無勢。憫れ城兵は戰疲れ力盡きて防ぎかねてぞ見へにけり。

同月十六日岩屋の里城既に敗れしかば。城中の兵は其上なる二三の丸に楯籠り。最後の決戦を試る所となれり。抑も此岩屋の城堞たる。さまで峯高きにあられども。東南の方山嶮しく屏風を立たるが如く。道嶮ふして登りかたく。大竹茂りて敵に勢の多少を見すかされず。北方は。四王寺の嶺についで。磐石高く聳へ。西方は坂本國分に向ひて各峯連峙し。里城より二三曲輪の道を所々堀切り搔上の上に逆茂木を引き。高き所に石砦を張り城堞の構へを堅固になせり。(土記)  
同日敵軍里城に攻入るや。城中には鳴りを鎮めて音もなし聲もせず。態と里城を破らせ。寄手を充分に引入れすまじ。機會はよしとて。屋山中務其真上なる櫓より。遽に鐵砲石弩、其他大石、大木、を轉はせたり。

里城に寄來りたる敵軍數百人は。一時に壓死し。手負は數を知らざりし。(九州)時に敵將島津圖書頭は新納藏人を以て城内に言ひ遣したり。其大旨たる敵ながらも主將紹運其人は。此十年爾來人に情を厚くし。所々の戦に不覺を取られし事なく。其功尤も大なれども。衰へたる大友に事へらるゝは何事ぞ。一張一馳は武士の習ひ時勢に随ひ能く考へられよ。殊に大友家は六ヶ國の管領なりしも。神佛を蔑にし。寺社を没倒し。天理に悖り人道に背くか故に。今は豊後の一國さへも治り兼たり。三畧にも謂はすや。智者は不仁者の爲に不死とあり。早く政道正しき島津へ同心して城を致し。隨身あらんか。城兵の命を助け。本領安堵なるへしとの云々にてありし。此の時紹運は櫓上に在りしか。自から麻生外記、と名乗りて(福山遺事並藤光云ふ、天正十二年紹運、道雪兩將麻生外記をして豊後に使ひせしむ。蓋し其人辭言に類ひ。人の爲に知らる。故に誤りて其名を稱せしなりん。)答て曰く。夫れ盛者必衰、生者必滅は珍らしき事にあらす。古より今日に至るまで。名を得たる大家何れも亡ひたり。抑も宗家大友は。九州の探題なれども。日向耳川の敗軍よりして。幕下を離るゝものなきにあらざるも。今に儼として一二ヶ國を領せり。之れに反して島津家は。十年已前は一郡さへ治め兼ね。近年こそ世に出たり。左れども時勢の嚮ふ所は。不日太閤進發あらんか。其家の滅亡は免かれざるへし。是等の義理は三尺の童子も知ぬへしと。理を分けて答へしかば。藏人は其詞に驚き一言の返答もなかりしと云ふ。(九州記)  
答もなかりしと云ふ。(戸次軍談)  
諸も城中小勢なれども。敵の大軍を以て攻め落さんには雙方共多少死傷は免かれざる所なれば。島津の將は再議せしと見へ。其日の黄昏。彼の禪宗莊嚴寺をして再度城中に入りて講和を説しめたり。其大旨に曰く。

足下小勢を以て大軍を引受け。此一城を堅固に守り。義死を遂げんとせらるゝは。頗る感し入たり。然るに宗家とは云ひながら。何とて惡逆無道の太友に與せらるゝを。彼の宗麟は耶蘇宗を信し。神社佛閣を破却し。古今未曾有の惡行を恣にし。依て旗下の國々の信義を失ひ。況んや其子義統の暗弱。武威次第に衰へて政道を正しからざるも其罪を行ふ事能はず。斯くありては人の爲に累代の家を失はしむるものたり。獨り其のみならず城中の士卒と雖も。素より人類の本性として死を忌み生を好むは申す迄もなく。足下の決心をして貫かしめんは。雙方の死傷は多少免かれざるへし。是れ天地生を好むの主旨に背くものにして。冥罰を蒙るに至るや必せり。拙僧は足下の慈悲心に訴へ。双方の人士をして鋒鏑の禍を免かれ。禍を轉して福となし。華藏界に至らしめん事を欲す。仰願くは足下の一身をして。是非に當家へ降参ありて。城中士卒の一命を救はるへし。元來足下僅の兵を以て五六ヶ國の大軍を引受け。十四日も支へらるゝこと比類なき手柄にて。他人より如何言ふべきぞ。依て此事立花の統虎、資滿の統増へも協議ありて。三人同心ありて。實子一人預り度然れば城中の衆庶は死亡を免るゝのみならず。本領毛頭相違あるまじ。若し降参を否まるゝに於ては八ヶ國の覺へありて。直ちに攻落すに至らん。只速に入質を出されなば。島津勢は退陣すべし。其上にて豊薩の和議は足下に於て調議あるべし。和議成就の場合。其人質は返し與ふべしとのことを。禪僧は磨柄もて領下に支へ詞を巧にして説得す。紹運答て曰く。禪師が再度の入城は忝なかりしも。某假令命を惜み。統虎、統増、に諭して島津と和睦の事を共議するとも。兩人同心の事はかりがたし。若し同心せざるときは。紹運而

目を失ふのみならず。宗家太友に對しても。數年の忠義空敷返すも口惜く思ふ。凡そ人の運命は極る期あり其極る時を知らずして彼に従ひ是に従ふは。某か耻る所たり。併し貴命の如く。大友家は近年威を失ひたれば。後詰の事は思も寄らず。今や運の悉る時期なりと思ふ。早く城を攻らるべし。潔く討死すべしとあれば禪僧も力なく。涕を揮ひ永訣を告げて出行たりと。斯る紹運の決心なれば。今は島津方も力に及ばずとて。和議の謀は茲にて止みたり。(九州軍記、筑前縣風土記、九州記、九州記)城中兵糧玉薬に乏しければ。立花城より夜なく運贈なしたり敵軍此を知り。其兵三千餘人を配して。立花よりの道筋に伏して今や遅しと待ち居し處に。立花の兵は之れを知らず。兵糧玉薬を小荷駄數十疋に負はせ。十時太左衛門、兒玉新五右衛門、を以て警固とし。同廿六日黄昏に宇美河内より原山越にかゝり。岩屋をさして推し來る。敵兵前後左右より追取り廻し関を揚て切り亂たす。十時、兒玉、命を限り戦ひけれども。衆寡敵し難く。小荷駄を打捨て、立花の城にぞ還る。敵軍之を奪ひ取り。元の陣屋へ返りたりと。(九州治亂記、筑前縣風土記)

参考

十時相摸物語に云く。先人命を受け。太宰府觀世音寺を修む。寺邊に一老翁を見る。舉止甚た都ちかなり。先人茶を喫せん事を請ふ。老翁一峰を指して云く。僕少時草野氏に従ふて岩屋を攻む。一日敵二人あり此山を下る。僕之を追ふ。一人小徑より走る。一人谷を越て去る。言未だ畢らず。先人問て曰く。君は草野甚七にあらずや。老翁の曰く然り。先人の曰く。谷を越へて去りしものは僕なり。當時僕を追ひし者は。

草野甚七にてありと聞きしか。足下果して是なりとて。共に故を語りて悽愴久し。先人老翁に謂て曰く。足下若し我が主君に事へんと欲せば。僕家老黒田美作と善し。足下か爲に之を言はん。老翁か云く。衰老して其事は願はしと辭す。依て先人羽織を脱して之に贈る。老翁又物を以て先人に與ふ。此事或は糧を納るゝ時にあらん。姑く録して備忘に充つ。

同廿七日寅の剋より數萬の敵軍竹把を切岸の際につき寄せ。夜の明るを待て。ひた／＼と屏に上らんとするを。城中より大石を隙なく投げ掛け。鎗長刀にて突落し、鐵砲にて打拂ひ。登らんとすれば。追ひ崩し。崩るれば。又攻上る。死人は切岸をも埋むはかりに成りにける。斃れし死骸を踏み踏とし。生を限りに攻入たり。味方も茲を先途と防戦し。卯の剋より午の下剋攻め合ひたり。城中には代るへき勢もなけれど。敵は新手を入れ替へ／＼攻め登る程に。彼の虚空藏臺なる福田民部少輔か持口先つ破れて。伊藤惣右衛門か所に攻掛る。總右衛門は敵を入れしと。命限りに防戦し。自から三人張の弓もて烈敷射立つ。有合ふ人々には。成富新五郎、辻治右衛門、同市之丞、石橋彌助、河端勘助、中島隼人、を始として。一足も引かず。其持口を守り。其他の郎等下僕に至る迄。一人も残らず討死す。屋山中務が誓守せし彼の西南の城戸に於ては。其將中務を初として。伊藤八郎の一累百餘人の兵士は。茲を先途と防戦なし。殘少な討取られ。二條をさして引退く。風呂の谷百貫が島より山城戸迄何くも大海を赤手にて防く如き形勢なれば。三原紹心一足も引かず防戦なし紹心は一首の辭世を柱に書附け。一累百余人と共に其持口に討死す。(九州記)

山城戸持口の守將、弓削平内は。精兵の射手なれば。櫓に登りて矢種の盡るを限り射たりしか。弓手の拳に手を負しかは。弓を投捨て櫓より其場に飛下り。大勢の中に馳せ入りて前後の嫌なく切り廻し。遂に其場に討死す。(九州記)

茲に高橋越前、伊部九花の一累は。秋月の勢を防ぎしか。共に究竟の射手なれば。矢尻を揃えて射たりしに。一矢もあた矢はなかりける。矢種つくれば大勢の中へ割りて入り。奮戦して其場に討たる。城中各持口の兵卒は。大半討れ。残りし一累は一所に集りて最後の戦を試み。快く討死すへしとて二條をさして引籠る。(九州記)

二條砦要害の守將たる。萩尾麟可、同大學、同彌吉兵衛、木村新右衛門、を始め一累の勇士は。何れも一騎當千の豪傑にして。而も振らず寄手に分け入り切て掛る。諸持口より引取たる兵士は。合勢して是迄なりとて一つ枕に討死せんとて。四方八面に馳せ廻る。恰も鬼神の荒るゝが如くにして。百度合ふて百度分れ。太刀も刀も鋸の如くに打なして。是を軍の鑑にせよと呼はりつゝ。防戦せしかは。寄手は暫時の戦に手負死人六七百人の多きを見るに至れり。中に屋山中務が嫡子太郎次郎、生年恰も十三歳なりしが。太刀おつとり馳出んとせしを。母是を止めしに。袖引切りて敵の中に馳せ入りて。見事に打死をぞ成したりけり。(九州記、九州亂記)

甲の九と二の九との間には寄手の死骸は累々として丘をなせしも。三方の谷々平地に成程斃る。然れ共素よ

り多勢のことなれば。死骸を踏み越へ亂れ入り。野邊の櫓下にこそは群集せり。味方の討殘されし兵とも其櫓に取り籠り。進退自在ならざれば。鎗の柄を切りて短兵急に寄手に付入り防戦す。敵の軍兵も是程迄攻寄せしことなれば。突とも射れども撓みなく。我先にと胃を傾け攻め寄せける。城中の兵今を限りと思ひ切たる事なれば。寄手のあるを幸ひに。引組みく差違て討死す。卯の尅より申の下刻迄。息をうつかず攻めければ。今は僅に城中五六十人に討なされたり。(九州)

斯る晝夜激戦しても。本城陥落せずして。寄手も死傷多かりしかば。高津の三將は。評議やしたりけん。追手はかりより攻寄ては。大に其人數を損せしことなれば。地理に通曉せし案内者を求め。御笠郡杉塚村の者へ金錢を興へて案内させ。本城の裏手なる園分村より四王寺山にかゝる要害に人數を配り。前後より攻め。本城の裏手に廻り水の手を截断せんとせり。(敵野)

敵將野村兵部が一手の兵、並に秋月が土木所民部は。一手の兵を率ひて。四王寺山の嶺き大城が峯にこり登り。本丸を眞下に見なし。諸木を伐り集め。埋草となし。堀切を埋め。本城の水の手を截ち。関を作りて攻め上る。斯て日も早暮れて咫尺を辨せず。敵兵幕地暗に雲霞の如く攻め寄せたり。紹運は今覺悟を極め。快く最後の一戦すべしとて。麾下の勇士と共に長刀を取りて大勢の中に割りて入り。蜘蛛角繩十文字に伐り廻り。暫時にして向ふ敵もなかりける。紹運は此時城中の兵を願れば。僅かに五十余人に過ぎずして。大半は手負ひ其身も又深手數ヶ所負ぬれば。心静けく切腹すべしとて。自から高櫓に登りて麾下の士。江淵右衛

門、三浦式部、黒岩隼人、三人に命じて奥へ參り婦人共を忍はせよ。其外の者共は表の敵に切りかゝれ。諸士よく。主従の契り今を限りと思ふべからず。其の身は昔に埋むとも名は末代に残るべし。武連の極意なけれ。早敵追付たり。急げや諸士と呼んで。紹運は末期に臨み訣飲す。麾下の勇士は何れも涙を押へ一度にドットと切りて出る。方々にて手負ひたるもの共は。最後に紹運へ目見せんと詰の丸へ登るもあり。此迄なりとて出てや冥途の道のしるへせんと切て出るもありたり。江淵、三浦、黒岩、三士は奥へ行んとせしも。死骸打重りて行く可らず。漸くに櫓に上りて見れば。麾下の近臣には、中島左馬助、同大炊助、吉野左京、築瀬與吉兵衛、野口右衛門尉、森滿彈正、内田出雲、同内膳、原伊豆入道、同越後、北原内藏助、同外記、同治右衛門、同八郎、同彌六兵衛、今村彈正、同刑部、同眞慶、同重右衛門、伊藤次助、加賀備前、同彌四郎、田尻上總、平井民部少輔、横小路市助、同勘助、久保空助、同助右衛門、綾部山城、古野大學、同八郎、花田宮内、同彌助、上村刑部、木村外記、岡松酒右衛門、佐藤善之允、八尋源助、加藤雅樂助、廣田宗祐、橋本喜兵衛、等なりき。(九州)斯る所に敵兵又百人ばかり。野邊の櫓を打越して詰の丸へ切入りたり。然れ共紹運の傍にありし近臣等。茲を先途と奮戦す。敵兵大半討れて退きしか。亦もや二百人余り切りて入る。去れ共味方は最後の死物狂なれば。敵兵大勢なれども。辟易して退き半時はかりは攻入る事能はざりし。斯る所に荒川隠岐守深手を負ながら鎗を杖つき。紹運の前に來りて謂らく。大手の城戸も既に破れ。敵兵近く本城に闖入せんとす。早や覺悟あるへしこの一語を残して。其の場に斃る。(岩屋物語)



此より先き主將高橋紹運は既に最後の覚悟をなし。最後の決戦して寄せ来る敵兵を逐ひ退け。自から味方の手負死人を巡見しつゝ。死者には一々吊謝を述べ。負傷者には薬を與へ。誠を盡して訣別す。如斯慈愛ある故なればこそ。誠を人の腹中に推し。危を見て命を授け。従卒輿隸に至るまで。一人遁るゝものを見ず。悉く主將と共に城を枕として死を決せしも理なり。斯て敵兵近く迫り来るにぞ。紹運は今は此迄なりとて。徐々として本城の室内に還り。傍に在り合ふ麾下の兵と心静けく。腹掻切りて失にけり。此れ實に天正十四年丙戌七月廿七日にして。于時三十九歳と聞ゆ。此月十四日に於て敵の大軍に圍まれ。紹運は孤軍を以て防戦し。以て日數十有四日を支へしなり。嗚呼紹運元龜元年を以て入城せしより。此年まで十有七年の備守城命盡きて遂に岩屋の苔の露と消へたり。殘五十余人の家臣は。城に火を掛け。一度に自盡す。又立花よりの援兵三十余人は。各持口を守りて悉く戦死を遂げぬ。嗚咽紹運の運命は茲に盡きて以て止むか。否然らざるなり。紹運の自盡と共に其待ちに待たる秀吉の先鋒。毛利の軍械は。果して豊前柳か浦に顯れ。島津の大軍は狼狽して退陣す。又其翌年は秀吉親から九州征伐となり。統虎は立花城より起り。鷹揚虎憤を以て九州撥亂反正の効を奏す。至此紹運の志全く遂げたり。嗚呼紹運は世勢の嚮ふ所を看破して身を以て孤城に殉し。英名千古に光輝す。真に古今無雙の英傑と謂つべきなり。茲に敵軍我れ之にと攻め登りしか。紹運の自盡と將士の戦死を見て敵なから惜むべき大將かな。哀むべき軍士かなと感せぬものもなりける。(九州記、九州軍記、九州治亂記)

紹運の夫人齋藤氏か介錯は紹運末期に臨み。(續風土記には高橋越前守をして内室の介錯をなさしむ越前守其室に入りんとする敵兵に連られ其場に戦死とある。)江淵、三浦、黒岩

に命せられしも。彼等は激戦に時刻を移して内室の所へ行き得ずして三士も追々討死しければ。夫人は脆くも。敵軍の囚となりたり。其外平士の妻子も。山野に伏し深野に倒れ。其慘狀誠に言ふへからずして。皆捕囚せらる。敵軍も今朝寅の刻より酉刻迄終日の相戦ひ。疲たりけん。勝て甲の緒をしめよと呼び。其後は太宰府に陣を退き。剩敷備を爲しけり。翌日薩軍死傷の實檢を爲しにける。其將士の死骸は二十七人。兵卒の死傷は。實に五千三百余人に及び。城兵七百六十三人枕を並へて討死す。鮮血は流れて草芥をひたし。屍は累々として山谷の間に充つ。誠に屠所の肉の如く。紅海波濤の漲るが如くして。實に慘憺悲哀するに堪たり。

(筑前綴風土記)

島津家の軍法として。戦死者は敵味方の差別なく。其死骸を收め。供養追吊するを常とす。依て薩將の本營たる。片野村般若坂に於て。數多の死骸を遷葬し。且追吊の大法會を營み。秋月より茂林和尚と云る禪僧を請して供養を執行せり。其卒都婆の偈に曰く。

一將功成冠九州。戰場血入染川流。殺人刀矣活人劍。月白風高岩屋秋。

於是矢叫の聲は。諷經の音と變し。只た秋風一時の夢覺めて本の野邊とこそはなりにける。

此より先き。島津の兩將は般若坂なる本陣に於て。首實檢の式を行ふ。兵士は紹運の首級を擎け来る。兩將は之を見て。床を降りて敬禮なし。可惜忠勇の將なりと嘆し厚く葬らんとせし際。岩屋の城下崇福禪寺の

塔頭勝禪寺宗普和尚は。曾て紹運と交誼の存すれはとて。自から薩兵の陣中に來りて。其首級を乞ひ。本城内に葬らんことを請ふにそ。兩將は之を許す。宗普和尚は其首級を齎し歸りて岩屋の二九に葬る。法諡を天叟寺殿性海紹運大居士と號す。(續撰)  
参考

橘山遺事に立花懷覽記を引て云く。紹運屍は宗茂岩屋より柳川に改葬す。之れに據れば。其後宗茂柳河城に入り。遺骸を柳河に移し改葬せしことを知る。

同月廿七日薩州の士高城宮内右衛門、松木治部之丞、及秋月家人上野伊賀守、一千余の兵を率ひて。筑前那珂郡岩門郷へ發向す。是は廣門か家人、園部、財部、の者共。山田河内守を以て五百余人龜尾の坂下に大石を疊み。大木を伐り横へ。城戸を構へて以て一の嶽の城に楯籠り寶滿城に楯籠りたる同志が聲援をなすとの聞あるによりて。其寶滿城攻前に之を逐ひ落し。心安く立花の城に攻め掛らんと計略なりし。然れども城兵一戰にも不及して。落失せしかば。薩兵は岩門郷を鎮撫して。太宰府の陣に歸る。(九州)  
却説も岩屋城既に陥落し。城中の一累は主將紹運と共に城を枕として命を授けしかは。同二十八日曉島津勢は總掛りにて寶滿城に攻掛る。有智山在陣の勢を合せて三萬人を二手に分ち。一手は追手松尾坂より。一手は愛嶽の峠を破りて。講堂の南なる尾崎より攻登る。(九州)  
其城攻に先ち薩軍より使を以て寶滿城へ言ひ遣したり。其大旨岩屋既に落城し。紹運も討死せし上は。寶滿

の城は早く明け渡すへしとの旨趣にてありし。抑も寶滿山は九州第一の名城にして。要害の堅固は言ふ迄もなけれど。元來筑紫家と相持の城なれば。和合せす。さなきたに。岩屋は眼前に沒落し。紹運程の良將さへも切腹せしことなれば今は城兵も何に就きて防戦すべきとも見えざりき。依之兩家の者打寄りて評議區々なりに。伊藤源右衛門進んで曰く。昔越王句踐は。二度の耻を雪ぎ。賴朝は蛭島の流竄より起りて遂に平家を亡したり。只た天運を待た若かしと思ふ。就ては統増一日なりとも命を延して。世上の體を考へられんこと肝要なりと云ふ。衆議此に一決して。薩使に答らく「統増城を出てて立花城に倚ることを得なは。和議を整へ城を致すへし。否らされは。當城を枕とし討死すへしと謂ふ。薩の兩將此を聞き。統増立花に移城の儀相違なしとて。神文を以て誓ふ。依て城を薩軍に致し。統増は出て、立花城に倚らんとするに決し。其準備をなせし際。源右衛門及び北原進士は城中に留り。統増の城を出るを見。直ちに腹搔切りて死せんと決心す。中島采女之を知り。進み寄て曰く。目下の形勢たるや。臣たるものは死して其名を成さんよりは。命を全ふして以て嗣君統増の先途を見届ること一死百倍の忠義ならんと云ふにそ。一坐の諸士も此議に同して。何れも生存して統増を守護し。其前途の方策を圖らんと欲し。統増を擁護して下城す。薩兵之を迎ひ。案外に立花城へは透らすして。天判山の麓なる武藏村へ護送し。筑紫か家臣帆足彈正か家宅に籠囚す。其翌日薩兵は統増夫妻を警固して肥後國に連れ行き。八月朔日吉松と云る所に至る。又紹運の夫人齋藤氏(宗茂)即ち統増の母も。岩屋城陥落の際囚はれて。同國北の關迄送られ居たり。然るに爾後龍造寺家政は秀吉の軍九州に進

發するを聞き。大に恐れ。先づ島津と手切の働きを爲んとて。大勢を引きて筑後三池郡に發向し。島津の黨類を放火なし。又統虎にも牒合して。其計畧にて齋藤氏(北原進士、伊豫外)を奪ひ。肥前佐賀に連越し。躡て立花城に送致し。統虎によりて秀吉の意を持直したり。(九州記、九州軍記、九州治亂記)

參考

寶滿解城のことは。諸書に七月廿八日とす。然れども城兵解散し島津の軍に領收せしは。翌月六日のことなりしか如し。西高辻家に藏せし古文書によりて之を證す。

昨日者不慮に兩城致落居候事満足候。此時被成御祈念。其卷一箱誠に在陣中頼存候。殊更酒肴送り預り過分至極候必滞在中參會を遂可申候條。不能細草。恐々謹言。

天正十四年八月七日

信寬 御返報

忠 棟判

寶滿之事。昨日(六日)致落去候。大悅御察知。神領並上下之神官。其外御下知之可爲通候之儀者。以直札

申候條。愚翰不詳候。自今以後相應之儀可取計候。殊更一色送給候。恐々謹言。

八月八日

大鳥 居殿

忠 敦判

茲に又筑紫廣門は。薩勢の爲め。筑後國大善寺に籠置れしか。薩勢が太宰府を發陣して歸國せんとするに際

し。已れも亦薩州へ召連られなは。永く南陲の埋れ木となり。二度家運を開く由なかりしと思ひしならん。窃に舊臣を召集め。窄舎を破りて舊領五ヶ山に入り。時節を闔ひ居たりしに。既に秀吉の先陣は陸續筑前に入り来る。已れも秀吉に意を通せんと思ひしも。其口實とすへき紹運の室宗雲尼を奪ふことは。龍造寺に先を取られ。詮すへなければ。廣門は更に彌七郎統増夫婦を奪ひ。之を立花城に送り。統虎に介して。以て秀吉の前を彌縫せんと思ひしか如くなりし。然るに薩勢は曩日に紹運の内室を龍造寺に奪はれしことなれば。統増夫婦を嚴しく監護して。急き薩摩へ引具せんとし。途中暫時肥後國高津加の法華寺等に籠置き。稠敷番兵を附けて監護せり。廣門は之を聞き。窃に其臣田原河内を商人に装はせ。一船を仕立て。肥後の松橋に寄せ。之を奪ひ船に移して連越んとするの計畧なりしも。河内が策拙にして。忽ち薩兵に覺られ。之を奪ふことを得ざるのみか。統増夫妻は再度薩兵に警められ。薩摩國新答院に籠置るゝ所となりしも。翌年秀吉の大軍九州に向ひしかば。秀吉は之を聞きて。統虎に命じ。其臣同姓三河入道賢賀をして。薩州に入りて迎へしめしに。島津は異議なく引渡し。統増夫妻は立花城に入りて。母子の對面を爲し。喜眉を開く所となれり。

(九州記)

參考

九州軍記。廣門は去年七月薩兵の爲め筑後國大善寺に押籠られ。薩兵が太宰府を退陣するに際し。薩州へ連れ越され。松延と云ふ所に召籠らる。廣門一日閑を闔ひ。伊集院左衛門佐に謂て曰く。久敷大善寺に押

籠られし故。故郷の妻子如何成行も知らず。今は九州悉く島津家に属せしが。廣門一人争か同家に敵對すべき。願くは暫時故郷に歸りて。妻子共を引連れ参り。長く忠を悉さんと云ふ。左衛門佐答へらく。御邊の先祖少貳頼尙、忠資、は草の葉の風に靡くが如く。將軍強ければ菊池に背き。菊池勝ては又菊池に隨ふと聞く。斯る節操なき人の子孫なれば。御邊の心も能く似たらん。故に義久に告るとも承諾覺束なしと答ふ。廣門種々諒言して。安吉の太刀一腰を左衛門佐に與へて倚頼す。左衛門佐が執成によりて。僅か一七日の約を爲し。肥前へ歸りて忽ち變心して舊臣を集め。舊城を取返せしと言ふ。九州記の記する所とは事實を異にす。併記して讀者の參考に供す。

此より先き。島津の兩將は岩屋寶滿の兩城を畧取し。兩城を秋月種實に預けて之を守らしめ。專使を立花城に送りて。速に降伏し。城を明渡すべき旨を申遣せり。

立花城に於ては。主將統虎は。孤城を守りて秀吉の大軍の來るを俟つにあり。岩屋、寶滿、の兩城も陥落し。父紹運は城兵七百余人の將士郎等と共に殉死し。統増は脆くも島津勢に囚はれ。且つ立花より派遣せし、三十余人の援兵は。一人も餘さず戦死を遂げしとの警聞に接し。憤慨激昂ならざるに方りて。島津が陣より專使來りて説くに遭ふ。統虎は即ち家臣を集めて之を議す。其席に會せし重なる姓名を擧んに。一門には。立花右衛門太夫鎮賢、同勘左衛門、同次郎兵衛、同阿波寺、同興三左衛門、同彈正忠直、由布入道雪荷、小野和泉守、老臣には十時攝津守、同太左衛門、原尻宮内、薦野三河守、安東紀伊守、高野大膳亮、を始めと

して。内田、森下、堀、足達、等屈指の人々にてありし。統虎は聲を勵まし一坐に向ひ。事茲に及へり。之れに處せんには多言を俟たず。古へより勇士は義を以て先とす。未だ一戦だにも及はずして。敵に降参することは。統虎死して且つ能はず。我は龍城して敵軍と雌雄を決せんと思ふ。若し又命惜きものは。勝手に下城すへしと言ふにぞ。一坐の諸士。勇憤義烈は。滿面に溢れ。俱に死力を致して。城を守るべきを誓ふ。統虎大に喜び。充分に防戦の策略を施し。出て、薩の專使に答しめて曰く。來諭忝なしと雖も。當城は統虎大閻の命を受けて守りしものたり。父紹運既に岩屋に於て命を致せり。幸に當城へも貴軍の來攻するを得なば。統虎は快く其の吊戦をなして以て死すへし。未だ其戦を交へざるに。死を畏れて降参することは。思ひも寄らしとの大旨なりし。去れば薩の兩將は統虎の決心は。磐石の如く。口舌の能く動かすべからざるを見て。急に兵を移して立花城を攻落さんと欲し。評議區なりしも。奈何せん岩屋の戦にて。宗徒の勇士二十七人を失ひ。且つ其兵五千有余の死傷もあれば。容易に進軍することも叶はず。猶豫をなしつつありしか。于時八月十六日に於て秀吉の先軍毛利の勢は既に豊前國柳浦に着陣せしとの聞あり。島津義久は本國より急に太宰府在陣の兩將に令を傳へ。早く陣拂をなさしめたり。戦ひ疲れ長陣に苦みし薩勢は。其旌軍の令に接し。八月廿四日に於て陣を拂ふて太宰府を引上げた。此事立花城に聞ゆ。統虎は急に兵を出して。自から將として。薩勢の跡を逐ふ。島津の後陣散々に墜崩され。味方の分捕數多かりし。此時綿貫與三兵衛、一番に駆付けて鎗を入れ。敵の一將を組討す。統虎は孤軍を以て目に余る敵軍を逐ひ。筑後川の邊に及ぶ。薩軍引返し。

左右より取巻きて。早や之を掩殺せんとするの勢なりしに。其將島津中務は。之を見。堅く制して曰く。彼は紹運か子にして。父の讐を報せんとして其身を顧みず。世に珍敷少年の勇士なり。彼を放つて其名を成さしむへしとて。薩勢は之を聞き退陣す。統虎も遂ふて河邊に至りて還陣せしは。天晴れ紹運の子に耻ぢざりしと。世に云ひあへり。(岩屋物語、九州軍記)

八月廿五日。統虎は兵を轉して粕屋郡高島居の城に押寄す。抑も此城は島津勢より立花城の押として。星野中務大輔兄弟を城番に籠め置しものたり。元來宗像か城なりしも。解城年久しきに。此頃俄かに取り構へたるものなれば。城牒も堅固ならざりし。統虎は兵を城の直上たる若杉山に移して陣を備へ。薦野三河、同彌助、小野和泉を將とし。其勢五百余人十間戸樋(地名)より攻寄せり。搦手は毛利家の加勢二百余人。須惠村より攻め登る。城中には星野兄弟其他人数三百余人殊死して防戦す。寄手は事ごもせず。堀下迄詰寄せたり。味方の兵士丹半太夫、谷喜右衛門、小田部新助、沓掛掃部、真先に進みしか。半太夫掃部は敵より打出す鐵砲にて討たる。宇美善四郎、臼杵新七、薦野三河か從者安部新助、宮下喜太郎も討れたり。寄手は撓ます。勢に乗し。城中に切り入る。爰に小野利右衛門真先に駆入り。城に火を掛く。城兵此を見て取りて掛る。小野一人のことなれば。叶はしと城外へ飛び下り。三丈計の谷間なる林の中に顛ひ落しも。幸に負傷もせずして虎口を逃れたり。城中に火掛りければ。星野か兵騒ぎ立し處を。立花勢透さす切伏せ進軍す。城代星野中務太輔吉實は。立花次郎兵衛か爲に上帯を突切られ。遁け行く處を。十時傳右衛門に討取らる。

弟星野民部少輔は小早川隆景の土横山與三討取らる。其外の城兵殘らず死亡し遁去して城郭は一炬の烟となりし。(九州)

十時傳右衛門は主將吉實を討取ると雖も。首帳には立花次郎兵衛と記したり。そは次郎右衛門初手を本として之れに譲りしなり。統虎聞て兩人の志を賞し。共に同じき感状を與ふ。其狀に曰く。

前廿五日高島居之城取崩候刻。最前別而被碎手。城主星野中務被討捕。殊に被鎗疵事。乍按中御高名之次第感悅無極候。爲其證蓮田郡之内福光南免田、鐘隈、役職之儀差進候。彌可被抽忠貞事。可爲肝心候。恐々謹言。

八月二十八日

統 虎

立花次郎兵衛殿

統虎は既に高島居城を略取し。直に岩屋城を取り返さんとして。兵を轉して之れに發向す。抑も同城は秋月より、桑野新右衛門に人数を添へて籠置けり。立花勢の内。小野利右衛門、白晝に忍ひ入り櫓に火を掛けたり。城中の兵周章騒く所を。寄手鯨波を作り攻め入り。一支もせず敗北退散す。依て統虎は忽ち岩屋城を取り返せり。此際統虎は立花の孤城を守り。不撓不屈以て節義を立てし狀情は秀吉の知る所と爲り。誠に九州の一物なりと感賞す。其感状を摘掲す。

就今度宗滴落九州。國分之儀委細申合指下候處。爲祝儀言上。殊に太刀壹腰并濟々到來。被悅思召候。依

島津返事之趣。背其意様子重而可申下候。就而于今籠城之由。辛苦無是非候。殿下無御如在思召候條。一着之上彌無油斷堅固專一に候。猶黑田勘解由可申也。

七月十日

秀吉書判

立花左近將監殿

去月廿四日對安國寺、黑田勘解由、書狀到來披閱候。依而薩州輩敗軍之刻。相付敵數十人討捕之註文可被加披見候。諒以粉骨無比類候。就而其方事忠節之儀に候間。下々迄此由申聞せ。彌相勇可勵忠節事專一に候。猶追々差入數候間。本意可有程候。委細黑田勘解由。安國寺兩人可申者也

九月九日

秀吉書判

立花左近將監殿

去月廿七日對安國寺、黑田勘解由、宮木入道、書狀、并首註文、今月十日披見。今度其表島津相働。味方之城二三箇所手もろく相果候處。其構之儀も無心元思ひ。輝元、元春、隆景、其外追々指遣候。立花城之儀無別儀相抱候さへ忠節無比類思候處に。去廿四日敵引退候刻。足輕相附敵多討取儀手柄之上。重而高取居東西攻破。城主星野中務大輔、同民部少輔、を始。其外不殘數百人討取。首註文到來。誠以粉骨之段中々不及申候。此以後之俄者聊爾之働、可爲無用候。人數追々差遣。其上輝光、元春、隆景、兩三人一左右次第令出馬。九州逆徒等悉可刎首候條。得其意尤に候。然者爲褒美新地一稔可申付候間。突鎗高名仕。忠

節之輩に可令支配候。彌成勇候様に可申。觸事專要に候。委細安國寺、黑田、宮木三人可申者也。

九月十一日

秀吉書判

立花左近殿

立花左近將監對兩三人註進狀並首註文。今日於淀到來披見候、高鳥居城へ取掛即時に責崩。城主初星野中務少輔、同民部少輔其外隨分之者共數輩討捕之段無比類働絶言語候。今度味方城二三箇所不慮之處。無異織相抱候さへ奇特に被思召候處。如此之段誠九州之一物候。爲褒美新地一廉可被仰付候條。立花家中粉手候者共にも令支配、彌可相務之由可申聞候。自是以後聊爾之行、不可仕之由可相達事專一候也。

九月十日

秀吉書判

黑田勘解由殿

宮木入道殿

安國寺

立花左近將監對兩三人注進於大阪令披見假。此節薩州之者共罷出。味方之城數二三ヶ所相果候條。其城之儀無心許被思召候處。相支儀さへ。對殿下忠義無比類思召候。高鳥居切崩星野中務大輔、同民部少輔、初數百人討取首注文到來。天下之覺不過之候。誠九州之一物に候。何様何之國成とも一廉新地可被仰付候間。立花家中之者共も。能々申聞。自今以後聊爾成働無之様に可相達者也。

十月三日

黑田勘解由殿  
宮木入道殿  
安國寺

秀吉書判

茲に薩軍在陣中は。菅原神社を信仰して參拜せしもの少なからず。依て祠職は其所禱を爲し。又陣中に使者をも遣して候問なせし。殊に義久は。其奉敬の念深く。爲めに神社の廻廊建物等に寄附せしことを知る。其古文字二三を掲げて之を證す。

就今度出張。進而使書並御祈禱卷數令祝着候。殊更此表不殘屬所勘候條。連日本望此事に候。且又天滿宮崇敬之儀。於向後不可有疎意候條。可被御心安候。然れば制札任懇望即相調進入候。猶期來喜之時候。恐々謹言。

天正十四年九月十四日

忠長判

天滿宮

御留主大鳥居殿

芳札之趣則令披覽候。抑對當方懇私之旨。祝着不斜候。然はず社廻廊御建方之由。尤專要之儀に候。就其別而雖遂馳走度候折節者種々繁多候條。乍輕薄爲奉加孔方二千疋聊志まで候。猶爲使可有演說候。謹言。

十一月廿九日

龍伯判

天滿宮

大鳥居

却説も秀吉は大坂に在りて。島津が大軍筑前に出働し上。剩へ岩屋寶滿の二城を屠陷せしのみならず。曾て款を送りて出征を促せし紹運は。城を枕として其戰に死し。勢甚だ猖獗なりしことを聞き。既に先陣の將士を豊後、豊前の兩道より發向せしむと雖も。其戰に先ち。勅説を奉じて。專使を薩摩に派して。速に兵を弭むべきの旨を諭すの書面を贈る。其文に曰く。(九州記より抄出)

依<sup>○</sup>勅<sup>○</sup>説<sup>○</sup>染<sup>○</sup>筆<sup>○</sup>候。仍<sup>○</sup>關<sup>○</sup>東<sup>○</sup>不<sup>○</sup>殘<sup>○</sup>奥<sup>○</sup>州<sup>○</sup>之<sup>○</sup>果<sup>○</sup>迄<sup>○</sup>被<sup>○</sup>任<sup>○</sup>給<sup>○</sup>命。天下<sup>○</sup>靜<sup>○</sup>謐<sup>○</sup>之<sup>○</sup>處。九州<sup>○</sup>事<sup>○</sup>于<sup>○</sup>今<sup>○</sup>矛<sup>○</sup>楯<sup>○</sup>之<sup>○</sup>儀<sup>○</sup>不<sup>○</sup>可<sup>○</sup>然<sup>○</sup>候<sup>○</sup>條。郡<sup>○</sup>境<sup>○</sup>目<sup>○</sup>相<sup>○</sup>論<sup>○</sup>互<sup>○</sup>之<sup>○</sup>存<sup>○</sup>分<sup>○</sup>之<sup>○</sup>儀<sup>○</sup>者<sup>○</sup>被<sup>○</sup>。聞<sup>○</sup>召<sup>○</sup>届。追<sup>○</sup>而<sup>○</sup>可<sup>○</sup>被<sup>○</sup>仰<sup>○</sup>出<sup>○</sup>候。先<sup>○</sup>敵<sup>○</sup>味<sup>○</sup>方<sup>○</sup>變<sup>○</sup>方<sup>○</sup>共<sup>○</sup>可<sup>○</sup>止<sup>○</sup>弓<sup>○</sup>箭<sup>○</sup>由。被<sup>○</sup>仰<sup>○</sup>出<sup>○</sup>候。可<sup>○</sup>被<sup>○</sup>得<sup>○</sup>其<sup>○</sup>意<sup>○</sup>儀<sup>○</sup>可<sup>○</sup>然<sup>○</sup>候。自然<sup>○</sup>不<sup>○</sup>被<sup>○</sup>相<sup>○</sup>守<sup>○</sup>此<sup>○</sup>旨<sup>○</sup>候<sup>○</sup>者。急<sup>○</sup>度<sup>○</sup>可<sup>○</sup>被<sup>○</sup>加<sup>○</sup>御<sup>○</sup>成<sup>○</sup>敗<sup>○</sup>候<sup>○</sup>間。此<sup>○</sup>返<sup>○</sup>答<sup>○</sup>各<sup>○</sup>爲<sup>○</sup>に<sup>○</sup>は<sup>○</sup>一<sup>○</sup>大<sup>○</sup>事<sup>○</sup>之<sup>○</sup>儀<sup>○</sup>に<sup>○</sup>候。有<sup>○</sup>分<sup>○</sup>別<sup>○</sup>可<sup>○</sup>被<sup>○</sup>言<sup>○</sup>上<sup>○</sup>候<sup>○</sup>也。

十月二日(天正十四年)

秀吉書判

島津修理太夫殿

猶使者の口上には。速に合戦を止めて上洛す、べき由を申遣す。然れ共義久は其書を投棄して顧みず。兎角の返答に及ばざりし。其時迄は義久未だ秀吉武威の盛なることを知らずして。茲に及べり左太冲が所謂。其破礮

に翫て玉淵を圍はざる者は。未だ驪龍の蟠る所を知らず。其敵邑に習て上邦を覘ざるものは。未だ英雄の躡る所を知らずと言ひしか如くなりし。此より先き。秀吉は先陣として四國中國の大小名をして急に發向し。巖に目付黒田高城の諸將と相談して。持重を言とし其聊爾の働きを戒め。以て自から大軍を率ひて出馬するを待つへしとのことを令す。依て其命令に従ひ。讃岐國の領主。仙石權兵衛秀久、土佐國の領主長曾我部土佐守元親は。四國の軍勢を卒ひて豊後府に着陣せしは。恰も同年九月十二日の事にてありし。兩將は大友義統に面接して。其軍議をなし。秀久は淨土寺に。元親は瑞光寺に陣して。以て秀吉の命令を待ちたり。(九州)又島津は四國勢既に豊後に着陣せしとの趣きを聞き。さらは上方勢か未だ押來らざる内に於て。急に兵を出し豊州を討從へ。以て九州を掌握すべしと評議せしもの、如くにして。大兵を豊後に發向すへきの聞ありし。茲に翌十月の上旬大友の幕下に於て。一の變事を生ず。其事たる豊前國時枝左馬介、宮城數馬を始めとして。城井、長野、賀來、福島、の一累は。聯合して大友に叛き。款を島津に送りて兵を擧ぐ。義統は自から兵を率ひ之を討んとて。豊前に發向す。秀吉の約束を奉し先陣として滯陣せし。仙石、長曾我部の兩將も。之を傍觀すへからざる情實にや縛せられしものなるか。義統か跡を逐ひて。同しく豊前に發向す。靠る所に志賀道易、同道雲、朽網宗歴、戸次玄三、同鎮連、一萬田紹傳、柴田紹庵等は曾て島津へ款を通せしことなれば其隙を闚ひ。薩勢を招き寄せんとし。三重の城主。麻生常陸入道紹和をして密に薩州に入り。内通する所わらしめしに。義久は其款を得。直に弟義弘をして其勢二萬三千余人を率ひ。肥後路より。島津中務少輔昌久

をして。其勢二萬余人を率ひ日向路豊後の境なる阿津佐山越よりし。兩道より大軍を進む。義統は薩軍の來り攻るを聞き。夜を日に繼ぎて急に府内城に還りて其防戦の準備に汲々す。仙石、長曾我部の兩將も加勢して。共に島津勢を防禦する所となれり。(九州)偕て島津の先陣は肥後、日向の兩道より押寄せ。豊後國三重郷に着陣せしは。同年十一月二十一日にてありし。暫時茲に兵を休して軍議をなし。翌十二月五日其一軍は進んで戸次利光か鶴か城を圍み。兵を分つて臼杵城を押へ。其の後詰に備ふ。又島津中務か一軍は。阿津佐山を打越へ。豊後に入り。眞直に府内城に押寄せ。大友及仙石、長曾我部、の四國勢と一戦に雌雄を決し。兩豊州を席卷せんとするの勢なりし。義弘が率ゐる二萬五千餘騎の大勢は。十一月十五日を以て鹿兒島城を發し肥後路にかゝり。同廿二日同國合志郡に着陣し。使を阿蘇宮に遣はして戦勝を祈り。直に豊後直入郡朽網に着陣す。城將朽網三河守宗歴は。曾て内通せしことなれば。薩軍を迎へて懇に嚮導す。薩勢は手合せに一快戦を爲すへしと。進んで玖珠、大分。の兩郡に入り。岡の城を圍む。守將志賀湖左衛門尉能く守り。殊死して防戦し。城は名に負ふ要害堅固に富みしかは。急に落るごも思はれされは。薩兵は兵を殘して遠巻を爲し。義弘は朽網に引退きて在陣す。却説も大友方に於ては。戸次の莊利光鶴ヶ城危急の注進頻々なるにそ。義統は府内城に歸りて其後詰の勢を遣さんとするも。幕下に於て敵に款を通するもの尠からざるを憂ひ。詰り仙石、長曾我部、の兩將と戮力して。以て其の防戦を爲すへきに決せしもの、如くなり。義統は即ち使を馳せて兩將に其意を言ふ。兩將も島津出勢せし趣を秀吉へ急報し。其下知を俟ち居たりしが。今や義統の依



頼を受けしのみならず。島津勢近く押寄來り。戸次の城既に危急なりと聞き。之を傍觀することは。武門の意にあらざと思ひ。兩將は義統と協議して。豊州勢を案内者とし。其勢六千餘騎戸次城の後詰として馳向ひ。戸次川を打渡り。山崎と云る所に着陣せしは。十二月十二日の事にてありし。茲にて兩軍非常の激戦を交へ。大友方の討死二千餘人に及へり。茲に又臼杵の守將戸次鎮連か嫡男右近太夫統常は。父鎮連か異圖を抱きしことを知り。種々諫言するも聽入れず。既に島津に欺を遁せしかば。統常は天を仰ぎて長歎し。父こそ不義の名を汚せ共。我は一身を投して。祖先の家風を守り。宗家に盡す處あるへしとて。自から其手勢一族を引具し。薩將新納か陣に馳入りて快く戦死を遂げたり。相隨ふ一族には。戸次刑部大輔鎮時、同治部少輔鎮直、同華人佐統昌、郎從には由布又右衛門、東左衛門佐、足達兵庫助、久保源右衛門尉、等を始として一累百餘人。一人も残らず討死して以て大友の舊恩を忘れざりしは。流石に道雪の甥たるに耻ざりし。又此戦に長會我部元親か嫡男信親は薩勢に取込まれ。相從ふ細川源左衛門、福富軍人を始めとし二十餘人と共に討死す。去れば大友の勢大に敗れ。復た收集すへからざるに至る。島津の大軍破竹の勢を以て府内の本城近く押寄す。仙石、長會我部、の兵は散々敗北して府内城に引退くも。今は之を保つこと能はされは。其夜竊に城を出て高崎より別府にかゝり。假名越と言へる峠を越へて。山香の郷に出て。豊前國妙見嶽の城に入り。領主田原紹忍に倚る。又義統も府内城の據るへからざりしを知り。麾下の一累と共に累世の保守たる本城を出て、高崎城に入りしか。宗像、大津留、吉弘、等か評議によりて轉じて豊前國龍王城に徙りしは。恰も十二月十五

日にして。以て城將田原紹忍に倚りて以て秀吉の援兵の來るを俟つ所となりし。(九州)

此時宗麟は臼杵城に隠居せしが。島津勢が攻寄る所となり。難を避けて豊前に漂ひ。又た田原紹忍に倚りしに。

翌年五月二十三日を以て豊前の流寓に卒す。(九州)

島津義弘は朽網の本陣にありて惣軍を指揮なせしが。義統も府内の本城を捨て、敗走し。又仙石、長會我部が四國勢も豊前に退陣なせしかば。大友が領内の城々を畧收せんとし。兵を玖珠郡に出し。佐伯惟定が籠れる梅牟禮城を圍ませ。又大分郡に出て田北城を襲ふ。守將田北平助統員は。義統に隨ひて龍王城に在り。城兵能く守りて降らず。兵を轉じて阿南莊に至り。船か尾城を襲ふ。城中には齋藤將監、風早因幡を始め四百余人の士卒殊死防戦すと雖も。衆寡敵せず。力盡き城を火にして遁れしは。十二月七日の夜にてありし。薩兵は兵を分て鶴崎城を圍む。守將は古の巴、山吹を欺きし尼將吉岡妙林にてありき。(妙林は林左京亮か女にして吉岡に討死し。其子甚吉は。義統の寵臣となりて。薩將伊集院美作守は三千餘騎を率ゐる臼杵城を侵して此城に寄せしは。王城に在り。依て尼自ら衆を率ひて城を守れり)薩將伊集院美作守は三千餘騎を率ゐる臼杵城を侵して此城に寄せしは。恰も十二月十三日にてありし。妙林は自から甲冑を帶して男装を爲し。殊死して防戦す。薩勢攻めあくみ。使を城中に遣りて和を請ふ。妙林之を許し。薩の將を城中に延きて響應し。暫時其歡を結んで日月を送りて以て秀吉の出征を俟ちたり。薩軍退陣するに及び。妙林は奇兵を要害に伏して大に之を敗る。秀吉豊後に入り妙林が働きを聞き。對面して恩賞を行ふべしとありしも。妙林固く辭して出でざりし。(九州)

却説も秀吉の先陣。毛利、吉川、小早川、及目付黒田宮城の諸勢は雲霞の如く。門司、小倉、建石、に着陣

す、西國勢も追々に豊後の諸港に着陣せしが。秀吉は堅く令して年内は合戦せしめず。出陣せし島津勢も兎角に引取らざるやうに喰ひ留め置き。明春早々自から出馬して一快戦をなすべしとの約束にてありし。然るに豊前築城郡宇留津の城に覺新外記なるあり。敵に欺を通じ中國勢に夜襲せんとするの聞あり。小早川隆景、黒田孝高、以爲らく。敵か寄せざる前に此方より逆寄して一戦に平くべしとて。兩家の兵は急に發向して一戦に攻落し。新外記を研り。三百余人を生捕りたり。此戦に黒田の將。井上九郎右衛門、栗山四郎右衛門、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、久野四兵衛、大野小辨、吉田六郎太夫、同又助、林太郎右衛門、等は目覺しき戦功をなせり。秀吉之を聞き黒田、小早川に感狀を贈る。兩將は兵を轉し會て異圖を抱きしとの聞ある。豊前京都郡際子岳の城を攻落し。又田川郡香春城をも降参せしむ。其外馬岳の城主長野三郎左衛門、時枝の城主時枝平太夫、宇佐の城主宮成吉右衛門等は。早く彼より降参して。黒田の手に屬す。(九州)

小倉城は。守將高橋元種早く城を毛利に致し。豊前の國には敵するものなくして。豊前豊後の通路も開けしに。獨り筑前國怡土郡高祖の城主原田五郎右衛門信種は。猶島津に一味して従はされは。秀吉の先陣小早川隆景之を討つ。孝高も家人久野四兵衛、衣笠右兵衛等をして従はしむ。小早川の兵高祖城に迫る。信種城を致して降参す。此城攻に。黒田の家人久野四兵衛先登して高名す。後秀吉感狀を興ふ。原田既に降る。於是筑前國中悉く秀吉に味方を表し。其大旗の出るを俟つ所となれり。斯る形勢にて天正十四年の歳を卒る。於是此より先き島津中務少輔は別に大軍を發し。豊後へ打入り。所々の城を圍む。長曾我部、仙石、後詰の軍に

打負けしとこと秀吉の聞く所となり。秀吉は大に怒り。先軍は漫に働かす持重して予か出馬を待合すへき旨兼て申付居たるに。其下知を守らす愁なる事を仕出し。却て味方に疵を付け。敵に氣を添たるけ。先陣長曾我部、仙石、等か越度なりとて、仙石か領地讃州を引上げ。尾藤甚右衛門へ與ふ。夫より直に諸軍進發の用意可致とありて。石田、大谷、長束、等に命し。三十余萬人の糧糶馬二萬疋の飼料一年分を運送せしめ。奉行には小西隆佐、建部壽徳、吉田清右衛門、宮木長次郎、の四人と定め。百五十餘艘に積み込み。年内より差下し諸軍着岸次第其手へ配賦せしむ。(九州)

偕て長曾我部元親が子信親が豊後に於て薩勢か爲めに討れたる由注進す。秀吉は之を聞き。急き五畿、南海、西海の士卒大小名に令して。豊後地へ進發せしむ。其人々には、蜂須賀阿波守、佐々内藏助、宮部善祥坊、尾藤甚右衛門、を先として大軍發向すとの聞へあり。豊後在陣の薩州勢は。頗る長陣に疲れしに。上方勢に取巻れなは。味方の難儀なりと評議し。翌年正月月中旬我先にと退陣する所となり。中務少輔昌久は、肥後路を指し。兵庫頭義弘は朽網より。肥後に出て、退く。新納右衛門佐は瀧河内より朽網に出て、各々退陣す。大友方狭間山城守か家臣其外林勘助、垣井惣助、工藤長門など寄合ゐて薩勢が退くを逐駈なして。新納か手の者五十余人を討取り。宇野越中をば生捕にす。于時新納武藏守は。玖珠郡に在陣なし。進んで速見郡を攻むべしと思ふ所に。味方の兵殘らす退くと聞き。自軍も退軍せんとせし處に。大友の將荒木戸攝津守、等七百餘騎は。跡を追ふて攻め戦ふ。薩兵多少の死傷あり。蟻村隼人、内田主水、を始として討死す。武藏守は

兵庫頭と打連れて肥後路を指して引退く。大友勢は強て追戦せず。退きて岡の城を堅固に守る。(九州)明れは。天正十五年の春となり。秀吉の軍勢正月中旬より追々と發向し。先陣は既に出船して豊後、豊前に着すれども。後陣は猶兵庫、明石、の沖に簇かれり。茲に三月朔日。秀吉は參朝して九州征伐の事を奏聞し。京都を發陣して大阪より乗船し。舳艫相接して十五日赤馬關に着陣あり。直に毛利輝元が構置きし陣屋に移り。諸將を集めて軍議あり。豊前小倉に渡り。上陸して同國馬か嶽城に入り。本營として諸軍の嚮ふ所を部署す。(九州)

同月二十九日丹波少將を大將として。蒲生、前田、以下北陸道の兵を以て。豊前岩石の城を攻む。此城は秋月種長が端城にして。其家人芥田悪六兵衛を將として楯籠る。城堅固なれども忽ちに攻落さる。此際統虎は立花城より老臣立花三河を遣り。秀吉の軍を迎へしむ。秀吉三河を近く召して。種々懇情を賜ふ。夫より筑前大隈の益富の城を攻む。此城は種長か父種實か隠居所にして籠りしかども。上方勢の威に恐れ。早く開城して秋月に引退けり。又種實は秋月の一累其外豊筑肥の寄合勢二萬五千余にて古處山の險に據りしとの趣聞ゆ。是に於て秀吉は大隈に陣を移す。此時秀吉の軍勢は豊前、筑前に充滿して。野も山も陣所にあらざる所なし。斯る大軍の嚮ふ所なれば。種實何ぞ畏怖せざらん。種實は法體染衣の姿となり。首に檜柴の茶壺を掛け。其子種長と共に來りて秀吉の陣前に降伏し。彼の茶壺を獻して父子の一命を乞ふ。(九州)抑も此の檜柴の茶壺なるものは。天下の名器にして。博多の豪商島井宗室之を秘藏す。大友宗麟屢々之を求

るも得る能はず。又秀吉も之を懇望せしも宗室與へざりし。種實之を知り。一日博多に至り宗室を欺き。其茶壺を盗み取り。之を購罪の口實として。之を獻せしなり。(島井宗室傳)これに依りて秋月、寶滿、岩屋、寶森、赤司、等の城に開城す。秋月種實既に降伏しければ。筑後國の諸族は靡然として降參を其陣前に表する所となれり。(九州軍記)

秀吉兵を二手に分ち。一手は大和中納言秀長を大將とし。其兵八萬餘、豊後路より日向路にかゝりて討入る。一方は秀吉躬から、二十五萬の兵を率ひ。筑前大隈より進んで種實か城邑荒平へ陣せんと欲し。種實父子をして其途の案内をなさしむ。頓て秀吉の怨は古處山の麓なる隘道にかゝる。路傍に布織石にて大盤石のあるあり。其石面の廣平なること恰も金剛坐の如し。秀吉牀机を磐上に移し。暫時磐上に休息す。種長を膝前に近く召して謂らく。汝は九州無雙の謠曲に長せしと聞く。今此處にて一曲を謠ふへしとの沙汰あるにぞ。種長は遙に畏り。路畔に跪き。「一張の弓の勢たり東西南北の敵を容易く亡す」と聲高々に謠ひたり。秀吉其輿に入り。感情斜ならざりし。それより進んで八町坂。蛇か淵と云ふ隘路を過ぎんとす。一方の木蔭より秀吉の怨を目掛け發砲なせし事起す。然れども照準はづれて輿の聲を打貫きたり。種實父子大に恐懼し其凶賊を捕へんと奔さしを秀吉は輿中にありて四方の山岳を眺望しつゝ之を制して謂らく。凶徒か砲丸争でか予が身體に近寄ることを得ん。詮議無用なりとの沙汰あり。折から雲井遙かに杜鵑の聲聞ゆ。秀吉は一列に向ひ孰れかある今の杜鵑の一聲によりて情を詠むへしとある。古田織部即詠す。

一聲はいつこならまし時鳥さらてもたるとる旅の山路を

秀吉は之を口吟すること三三回。徐々として種實が城邑荒平へ着陣す。同月九日なりし。種實父子を始め秀吉の宏量には舌を捲きて感服す。

因に記す。彼の秀吉の怨を狙撃せし凶賊は肥前國の住人畑三河信時といへる大力足早なる大膽不敵の豪者にて。會て島津に屬し。八代より密に秋月に來りて。秀吉進軍の模様を探偵しつゝあり。其邪隘道を過るを要し。狙撃をなせしも其目的を失し。八代に逃歸りし事。跡にて發見す。(九州)

此日統虎は立花城より秀吉の陣に來りて參候す。秀吉統虎を近く召し。謂て曰く。去春已來九州の諸士に諭書を下すと雖も。歸順するもの稀なるに。統虎父子最初より味方に參りしこと感悅す。そののみならず。續きて島津大軍を出し働き出しに。肥筑の諸城は大體降參せしも。獨り其方居城を堅固に守るのみならず。父紹運は岩屋に於て義死を遂げしは。深く哀悼する所たり。且や其方薩兵が歸陣を逐かけ快戦せしのみならず。敵軍が籠らせし高島井を攻破り。星野兄弟を討取る事。比類なき働き。天晴れ忠義武勇九州第一の士なりと感稱斜ならざりし。統虎深く其恩を謝するの余り感涙を催す。左右の人々も。其賞を羨みしとん。斯くて秀吉自から統虎へは薩州の先軍致すべき旨沙汰ありて。太刀、烏銃、縮服等を與へらる。統虎謹で奏者を以て答禮す。此時統虎は昨年岩屋のことを思ひ。百感勃起し。悲喜胸に湧りし。島津征伐の先陣を命ぜられしは。即ち父が讐を報し兼て以て其企望を達せんとするものなれば。勇憤百倍して。一累と共に勇々しく出

陣しぬ。(九州軍記)

同月十一日秀吉本陣を高良山に進む。龍造寺政家、筑紫廣門、參陣し罪を謝して從軍せんことを乞ふ。十二日、十三日、波多江、有馬、大村、松浦、五島、等諸族爭來りて降參す。依りて立花、龍造寺、先陣として肥後國へ發向し。同國關ヶ城を圍み。城守大津山河内守が罪を責て之を誅す。隨て有動、隈部、等も又た降參す。(九州軍記)

同月十三日秀吉進んで肥後國南の關に陣し。堀尾茂助を當城に入置き。兵を進めて熊本城を攻む。城主十郎太郎。開城降伏す。依て淺野彈正を入れ置かる。宇土顯孝も開城して逐電す。四月廿一日宇土城に着陣。夫より八代、水原、を進撃す宇土城を加藤清正に。八代城を福島正則に預けて之を守らしむ。(九州)

島津義久は豊後より退陣し。八代に留りて。暫く九州の動靜を聞ひしも。秀吉の大軍進み寄せ。秋月以下悉く秀吉へ降參せしごの事を聞き。今は力及ばずとて。兵を收て鹿兒島へ退く。(九州)

秀吉宇土に着陣し。石田治部少輔、安國寺惠瓊、に謂て曰く。九州二島の者ども早く降參せしものは何れも助命するのみならず。領地をも安堵たるべき旨の高札を建てしむ。之を見聞せし諸國の領士は争ふて軍門に降るもの算すべからざるに至る。秀吉の先陣十萬餘騎は薩摩の國境近く押寄せたり。(九州)

秀長の先陣黒田勘解由、峰須賀阿波守、佐々陸奥守、宮部法印、尾藤甚右衛門、等は。大友義統に對面して。日向路の案内者を出さしめ。大友の家人佐伯權正が嚮導により同四日日向の國に打入りしに。到る處の城々秀長の軍を迎ひて開城す。宮部法印等か兵は進んで高城を攻む。茲に高城より一里を距ち。財部城あり。此城は島津の端城にてありし。其方角の海邊に長曾我部元親等が船手の陣所あり。味方の陣所を距る一里許を隔つ。高城の寄手の下部兵か。財部城近き山林に入りて。薪を伐り陣屋の材木を取り歸りしを。財部城より敵兵出て、屢之を退散し切殺し。往來の道路を塞きしかは。同十日秀長は。黒田、石田、尾藤、蜂須賀、の諸將に命じて敵狀を視察し。且つ船手の見廻りとして趣かしむ。勘解由の嫡子吉兵衛長政之れに隨ふ。長政部下の士卒を率ゐ。敵の出るを攻撃せんとし。財部城に近く馬を進め。耳川を渡り。馬場原と云ふ地に至る。果して敵兵三四百人打て出て。長政を取籠めて左右より群寄りて襲撃す。長政于時十九歳。其部下黒田兵庫助、栗山四郎右衛門、母里太兵衛、小河傳右衛門、黒田三左衛門、後藤又兵衛、野村太郎兵衛、菅六之助、桐山孫兵衛、益田與助、野口藤九郎、竹森新右衛門、吉田又助等と共に奮戦して之を敗る。秀長斜ならず感悦して。長政の勇戦を賞す。秀吉よりも感狀を與ふ。財部城既に長政の部下に敗らる。高城も亦た開城して遁散す。宮部法印入りて高城を守る。秀長の軍は進んで大隅を指して押寄んとす。茲に高城に籠りし島津中務は昼日肥後路を取りて歸國せしか。高城の攻落されしを遺憾と思ひしか。復た二萬餘人を引率して。高城に逆寄するとの聞あり。果して同廿二日の夜中務より宮部法印に使者を送り。明日一戦すべしと云ふ。法印

其事を領し。對戦すべしと答ふ。翌日兩將戦を交へ劇戰數刻。中務が勢遂に敗れて退く。宮部か手に討取りたる首は九百餘級、生捕五十餘人と聞ゆ。是を九州最後の戦争とするなり。(九州)

秀吉の大軍嚮ふ所敵なく恰も潮の湧か如くして薩摩の國境に迫る。於此義久も悟る所ありしが。伊集院右衛門大夫幸侃をして竊に秀長の陣に來りて其情狀を陳し兼て秀吉の意を聞はしむ。依て秀長は之を金吾秀秋に倚りて秀吉の意を稟す。秀吉曰く。義久數年王道を蔑棄し。武命を侮慢し。狼藉到らざるなし。故に其罪を正さん爲め。出馬せしも。四百年來の舊封に對して處する所あるべし依て早く其本意を翻し。降伏を乞ふに於ては。特に之を赦免すべしとの事なりし。幸侃之を聞きて甚た悦び急き立歸りて。其旨趣を報せしかは。義久は之を決心せしもの、如し。果して五月七日島津義久、同義弘、同昌久、老臣伊集院、新納等を初めとして。義久は法體染衣の姿となり。秀吉太平寺の陣に來り降る。(九州)

義久の弟祈答院左衛門尉歳久入道晴荷一人降伏を肯せずして引籠む。秀吉其罪を正さんと欲す。義久迫りて自盡を促して其罪を謝す。(九州)

茲に薩隅日の三州も平定せしかは。秀吉は其馬を廻すへしとて肥後路を経て筑後を巡見し以て筑前に出て太宰府へ立過らる。義久は途中秀吉に扈從して太宰府に至り。同所の岩淵と云ふ所に茶屋をしつらひて。秀吉を招して其旅情を慰む。六月六日秀吉安樂寺なる菅公の廬所に參詣ありて。神社造營の沙汰あり。此時神社は天正六年の兵火に罹り。僅なる假殿なれば。社司よりも其營繕のことを歎願なせり。數年を出すして。本

社は小早川隆景、樓門廻廊其外の輪奐の建物は石田三成が造營せし所となりしは。秀吉の意を承けて茲に及びしなり。秀吉は此日觀世音寺の後なる山王の社に一泊あり。統虎を其陣に召し。終夕岩屋の故事を打語りて。紹運の義死を感賞あり。義久も亦た其側に侍りて。共に其節義に泣けり。秀吉は猶々統虎義久等に向ひ。當時薩兵の陣所は何所なりしとや。紹運の防禦は那邊なりしやと問ひ。其地址を指點して感慨の涙を催ふ。翌七日秀吉は發陣して太宰府の故址を尋ね。刈萱の關を過き。水城の戸を出て、博多へ向け發陣し。箱崎に陣す。抑も箱崎は松緑砂明にして奇代絶景の地なれば。秀吉は爰に二十餘日滯陣して。九州諸國の處置を爲し。又諸將を集めて。茶歌の會あり。秀吉の吟を掲ぐ。

あつき日にこの木のもとに立よれば波の音する松風を吹く  
千年をもたゝみいれ置く箱崎の松に花さくありにあはしや

又博多津は古來有名の港津なりしも。屢々の兵燹に罹り。市街は一字も存せず。茫々たる焦土と打變じぬ。依て當時島井宗室、神屋宗湛なる傑商ありて。秀吉九州征討に係りては糧杖運輸の勞を取り。兼て博多の再興を圖る。秀吉之を憐み。自ら宗室、宗湛と共に博多の燒夕趾を巡覽し。石田治部少輔、小西攝津守、瀧川三郎兵衛、長東大藏大輔、山崎志摩守を其奉行として。博多の町割を爲し。離散せしものをも招集して産業を授けらる。里民大に喜ぶ。秀吉は箱崎の陣に於て九州の處置を行ひ。薩隅の二州に日向の二郡を加へ島津に。筑前に肥前の内基肆、養父、の兩郡筑後内、御井御原の兩郡を加へ。小早川隆景に。肥前は龍造寺に。

豊後は大友に。豊前六郡を黒田孝高に。同企救、田川の二郡を毛利壹岐守に。而して統虎には筑後國山門、上妻、下妻の三郡十二萬石を賜り。柳河城に居らしむ。又秀吉は統増を召し。深く父紹運の義死を追悼ありて。予か兵を出して九州を平定せしは全く紹運か遺志に出でしと迄に感賞ありて。統増に三池の一郡を賜はる。其他秋月種實は日向の高鍋を。筑紫廣門は下妻郡の内を賜り。其他有馬、大村、松浦、五島等は本領を安堵せしめ。秀吉は七月朔日箱崎を發し。宗像を経て。同日豊前小倉に着陣し。赤馬關に渡り。中國陸路を経て蕨州廣島に至り。嚴島神社へ參籠あり。嚴重の祭典を執行し。爰に三日滯在し。よれより船路を取り。七月廿一日大坂城に凱陣せらる。

參考

岩屋軍記に岩屋戦死人名七百六十三人の内姓名の存せしもの二百四十一人あり左に掲ぐ  
高橋紹運、北原内藏助、北原鎮休、北原攝津、北原次右衛門、北原外記、北原八郎、北原彌兵衛、屋山中務少輔、屋山太郎次郎、伊藤惣右衛門、福田新右衛門、高橋越前、伊藤八郎、辻治右衛門、萩尾齋可、萩尾大學、江淵右衛門太夫、江淵四郎、江淵平内、中津治部少輔、弓削了意、弓削七郎、弓削善右衛門、土師七郎、土師兵部太輔、關内記、三原紹心、伊藤九華、築瀬與吉兵衛、染川但馬守、福田閑與、原伊豆守、築瀬傳吉兵衛、陳三九郎、陳左馬助、富元忍留、築瀬三河守、市川玄蕃、野田右衛門、築瀬新助、馬渡良輔、加藤備前守、加藤彌次郎、伊藤次助、三浦式部、野口右衛門、福田兵右衛門、福田次郎三郎、更原右

馬介、辻市之丞、中辻左馬介、中島隼人助、中島大炊介、今村主計頭、今村喜助、今村彌五郎、今村源内、今村永澤、今村右馬允、今村右兵衛、今村内藏助、弓削玄慶、帆足備後、荒川隱岐守、帆足新三郎、荒川伊豆守、中野九郎、中島三五兵衛、中島刑部允、中島喜助、中島三助、中島掃部介、中島了甫、川越窪山内藏允、國分主計、長松加賀守、土岐大隅守、水城喜助、川波市月、合原因幡、川崎右衛門尉、鬼木左馬介、成宮新五郎、成宮次郎兵衛、松延勘七郎、石松彌助、川端勘助、原口喜助、矢山羽右衛門、木野大學、井上主水正、長田大藏、關勘七兵衛、山下刑部允、山下九兵衛、伊藤民部太輔、田中安藝守、小島監物、澁江仁右衛門、澁江四郎兵衛、澁江主馬助、行德右馬允、齒木奎助、齒木左助、藤和泉守、藤織部、大石七兵衛、田原運澤、赤坂運鐵、赤坂市正、赤坂治部少輔、伊藤孫三郎、高松勘解由、高松六郎、山橋内藏允、行德次郎三郎、綠松治部少輔、福島主水、村山刑部左衛門、村上彌九郎、茂松彈助、荳島左京、荳島兵部少輔、淵上兵右衛門、樺島吉助、行德備前、行德大藏介、三原和泉、井田三郎、轟三助、林田三郎、小川宮内少輔、小河新右衛門、麻島孫太郎、麻島宗休、麻島新右衛門、弓削次郎三郎、弓削矢五郎、古野右馬丞、光行源次郎、瀬戸口市之丞、稗田四郎三郎、幡崎長門守、幡崎隼人、中願寺和泉、中願寺孫太郎、平山何右衛門、平山隼人、山本右馬允、萩尾彌吉兵衛、木村新右衛門、野上右衛門、千里隼人、戸坂市之丞、黒岩隼人、吉野左京、森光彈正、内田出雲、原越後、内田内膳介、久保森助、久保助右衛門、今村彈正、今村刑部、今村眞渡、今村助右衛門、平井民部右衛門、横小路市介、横路勘助、綾部山城、綾

部刑部、木野八郎、木野新兵衛、花田宮内少輔、花田彌助、花田重右衛門、上村刑部兵衛、鬼木外記、鬼木彌助、岡松酒右衛門、佐藤善之丞、八尋源助、加藤雅樂助、廣田宗祐、宮久仁助、橋本善兵衛、橋本喜平、藤野勘内、木下奎助、木原監物、大原木市助、米藏市助、米藏新四郎、中島田作允、財澤式部少輔、小川備後、内山田藏人、財部新四郎、坂口右衛門、戸渡喜助、大塚七郎、今村太郎五郎、合大藏、市宮善九郎、篠原源内、戸渡刑部丞、大町隼人、中川三郎、小島左馬介、小崎喜助、松岡掃部、吉田三郎次郎、今田奎之助、天野彌兵衛、齋藤十介、富松興助、安河内三助、中野清馬、柿上縫之助、清末藤内、生次藏人、野上左衛門、中村勘介、中村左近大夫、藥師寺三助、水城藤右衛門、中島新五兵衛、檀外配、檀新三郎、古賀奎助、栗木大學、栗木彌次郎、國分次郎三郎、北原内藏介家來、竹島平五郎、土岐太右衛門、田中源次兵衛、村田内匠助

以上二百四十一人

紹運歿後二百年。寛政六年七月廿七日に於て其八世の孫三池侯出雲守種周君は。岩屋城紹運故墳の側に。建碑せらる。其碑文を掲ぐ。

高橋紹運公碑銘(竊題)

大友氏覇西海也十餘世。當其季世。天下大亂。豊南有薩。北有藝。西有肥。三國爭雄。干戈無虛歲。加以大友氏不君。撫御失道。諸將内叛。反覆無常。其忠誠智勇。可爲腹心于城。唯戸次道雪。

高橋紹運二公。二公皆出鎮于筑。道雪公城立花。紹運公城巖屋。以備西北。既西北之警少弛。薩益強大。大友氏國勢日盛。危在旦夕。乃東請援於大坂。關白許之。師出有日矣。天正十四年、秋七月。薩大軍長驅入筑。所過城邑皆降。其不降者唯巖屋、寶滿、立花耳。先是道雪公卒無子。請紹運公之長公子爲嗣。紹運公又使季公子別守寶滿。於是公父子兄弟。三城鼎立而巖屋、當其衝。薩以兵五萬人圍之數重。使使威公以危言。又誘公以甘言。公皆卻之。於是牌礮並進。晝夜攻擊。城中之兵不滿八百。公獨以忠義恩信得其死力。遂能相持。十有四日而城陷。公沒年二十九。無一士苟免者。而薩軍死傷。至五千餘人。故薩雖得勝。軍亦罷矣。又聞大坂之先軍、已至柳浦。遂不能圍立花而去。明年關白伐薩。々請服。而大友氏亦竟不滅矣。初巖屋之未圍也。長公子馳使諫公曰。巖屋卑矣。不如退守寶滿。公曰。苟論地利。無如同守立花。然棄已本城。非勇也。父子同守非謀也。且我國戚臣。死固我分。我以死守。城雖不堅。可支十日。兵雖不衆。所殺亦過當。彼師已老。其攻立花必緩。夫立花名城也。城堅攻緩。可支二十日。過敵前後三十日。則大阪之援必至。我父子可以報國矣。果如公所斷。關白嘉公忠烈殉國。乃封長公子於柳川。封季公子於三池。皆立爲諸侯。世々勿絕。以長公子出嗣戶次氏。季公子得承公後。公沒後、二百年。今三池侯。將追建碑於其戰沒之墟。以耀先烈。徵文外臣懿懋。恭惟公精忠貫日月。大名垂宇宙。固無待區々不腆之文。然今侯追遠之孝。報本之典。不可以已也。故謹畧述殉國一節。併之銘詩。以授使者。他則不遑甄錄云。銘曰。

公守巖屋。南寇如雲。一身饒敵。宗國以存。孔曰成行。孟云取義。人之所難。公則易々。公不求福。茅土奕世。公不求名。莫之與大。永言孝思。今侯之賢。追鐫貞石。於萬斯年。

八世孫從五位下出雲守種周建  
熊本府學祭酒菽懋謹撰

寛政六年甲寅秋七月二十七日

岩屋城舊圖明細書寫

- 本 丸 長二十六間、横十八間、
- 天 守 三階、
- 二ノ丸 長二十八間、横十八間、
- 馬場ノ丸 長三十六間、
- 扇ノ櫓 三階、
- 中ノ丸櫓 二階、
- 北ノ丸 長二十九間、横十七間、
- 城主ノ石高 三萬四千石、



寶滿山城主 一萬石。

岩屋城内紹運故墳のある所の西南に中尾と云ふ所に萩尾大學の墓有り。野石にして梵字あり。其西に方り千代岳と云ふ處に屋山中務か墓あり。野石にて文字なし。(筑前萩風土記拾遺)  
 ○茲に又太宰府町字新町に岩屋山西正寺と云へる眞宗派の寺ありて古來より紹運の靈牌及遺物を保持す。同寺の縁起に曰く。

當山開基正順教師は。岩屋の城主高橋紹運の家臣にして俗名を藤内左衛門重勝と呼ぶ。天正十四年七月薩摩の大軍來り攻む。紹運既に城を守りて殉死を一決し親しく重勝を膝下に招きて曰く。本城の命脈早や旦夕に迫れり。汝は老躰のことなれば速に城を出て餘命を送り他日一寺を開きて我等及一累が菩提を吊ふへしとて。傍にある高橋家の重寶金の茶釜に法藏菩薩五劫思惟の尊像を取り倚囑せらる。依て重勝は其遺命を奉して城を出て太宰府梅檀口なる所に(今寺の所)身を潜め竊に出て、戰死者の遺骸を收る等老後の働をなし暫時漂居せしか同十五年薙髮して正順と號し草鞋を創きて梅柳菴と號し紹運の靈牌を安置し同胞七百余人の戰死者の菩提を吊ひしか其際淨土眞宗の門末に屬し岩屋山西正寺と寺號を本山より下附せり其重寶たる茶釜は寛文二寅年第三世圓了代に至り盜難に罹り紛失せしも今唯だ法藏菩薩の尊像と天叟寺殿の靈牌のみを残す斯る由縁ある寺なれば毎年七月二十七日には柳川藩より馬乘にて參慕あり騎を當寺に擊きて徒步にて登山參拜燒香せるを例とせり。云々。(福岡縣地理全誌、四正寺部録より抄出す)紹運首級塚と口碑し。御笠郡二日市村の良なる般若寺の東高岡にあり。是れ薩軍紹運の首を實檢せし所にして。兩軍戰死の遺骸を瘞收せし所たり。此塚長二間二尺、横七尺あり。(筑前塚風土記)塚の周圍に石壁を設しは。高橋家の舊臣伊藤仙右衛門之を寄附す。此仙右衛門は黒田家の家臣となり二百石與へられしも故あり。其祿を辭して博多に於て酒造を業とす。御笠郡より出るを以て屋號を御笠屋と名け。子孫博多に在り。(博多細傳實錄)

編者は既に紹運の節義、及太宰府地方治亂の遺蹟を拾收して、其梗概を録せしはそれ斯の如し。惟ふに元龜天正の際。我九州大に亂る。豊に大友あり。肥に龍造寺有り。薩に島津あり。燕に毛利あり。各雄を争ひ。干戈虐日なし。而して大友の國勢日に衰頹し。將士内に反し。屬城外に寇す。此時に當り高橋、戸次、二將。常に相謀り千圓百戰拮角を爲し。屢々秋月を討し。筑紫を挫き。龍造寺を退け。毛利を破り。以て宗家大友の衰運を維持し。其亡びざるものは全く。二將の力に據る。龍造寺俄に亡び。島津益強大にして。九州を席卷し。天下を争ふの勢あり。龍造寺、秋月、其他の諸族を使嗾し。進んで筑紫を破り。大兵を以て岩屋を圍み。之を誘くに甘言を以てし。之を威すに危言を以てす。然りと雖も。紹運一死を以て守城し。秀吉の軍を迎ふに決し。彼の莊嚴寺に答へ。新納に辨し。十時に囑するが如き。其言從容閑雅。綽然として餘裕あり。矢石雨の如く。砲聲雷の如くなるも。益す忠節を奮ひ。盛衰を以て心を變せず。遂に區々の兵を以て百倍懾の大兵に膺り。英氣勃勃。血戰十有餘日に及び。刀折れ矢竭き。七百有餘の士卒と共に城を枕として以て戰歿す。士卒一人の免るゝものなく。悉く其命を致せしは。紹運曾て士を愛し誠を推する素養にあらずんば。

焉んぞ茲に至らんや。城陥落して數日を出てす。果して秀吉先軍の旗幟は。豊前柳ヶ浦に顯れ。薩兵狼狽して退陣す。其翌年に至り。秀吉の出征を見。九州の草木其大旗を迎へて靡き。島津降伏し。我九州三百年來の亂離始て弭み。以て今日の平和に復せしは。それ孰か功績ぞ。嗚呼紹運の眼光は炬の如く早く時勢の嚮ふ所を看破し。節義を全ふし。孫謀を貽し。以て其一世を終る。眞に無比の英傑と謂つべきなり。宜る哉秀吉既に其出征の目途を果し。甚た其節死を哀悼し。其子統虎を柳河に。統増を三池に封し。以て其遺勳を表彰せしことを。於此紹運父子の精忠は。日月を貫き。義烈は宇宙に徹し。世道人心を千載の下に維持して渝らす。岩屋の古城は。蔚蒼として益す其翠を添へ。染川の泉流は。潺湲として愈よ其清を漲らす。過客をして敬懐護國の涙を茲に濺かしむるも亦た偶然にあらざるべし。聊所思を叙して其編を畢る。

# 官社

## ○官幣中社太宰府神社

### 本社 の 來 歴

本社は。贈太政大臣正一位菅原道真公の廟所とす。延喜三年癸亥二月二十五日。菅公太宰府淨明寺(今の)の寓所に於て薨去し玉ふ。其遺命によりて安樂寺の内なる四堂(四堂は東堂、西堂、中法堂、法堂なり)の邊に奉葬す。(菅家聖廟傳)菅公の歿後四年、延喜五年八月十九日に於て。社殿の構造に着手す。此より先き味酒安行は。(安行は當時の儒家の家なり。菅公の門生にして。公に扈從して太宰府に來り。忠實の人たり。)公の墓所に假りの祠を構へて香花を供し。朝暮此を去らざりしか。此年醍醐帝は悟らせらるゝ所あり。安行に勅して祠廟を創造せしめらる。安行詔を奉して其事に従ひ。同十九年迄都合十五個年を経へ。祠殿の改造全く成る。又安樂寺は。大原山と號し。天智天皇四年に於て創建の寺なりしも。此時堂塔漸く荒蕪に屬せしか。安行は兼て之れをも改營再興の念願なりしか。是れ又堂宇の構造成り。復舊して年を追ひて堂塔伽藍の繁昌し。西國の巨刹に復す。然れ共今は唯々講堂の一字を残す。薬師瑠璃光佛の像を安置せしかは。之れを薬師堂とも稱す。毎年追儺祭を爰にて行ふ。(筑前國) 明治の初年神佛分離より佛像を廢して。秘殿とせり。同十九年乙卯。此より先き。藤原仲平(時平の弟にして。曾て菅公と交。常に公の志を悲みたり。)又詔を奉して太宰府に下り。神殿造營の事を

奉行し。此年に至りて經營竣功す。又菅公の師として事へられし比叡山の坐主法性坊尊意は。祠前に一念三千の池を鑿ち。三世一念の橋を架せしと云。(菅家聖廟傳)

延長元年癸未(延喜三十三年)醍醐帝大に悟らせらるゝ所あり。公の遺徳を懐ひ。公の本官を復し。正二位を贈り。併せて昌泰四年正月二十五日の宣命を燒却せらる。此詔命は菅公の正歴即ち中偏に掲出せしを以て茲には略す(菅家聖廟傳)

案。天滿大自在天神との稱號降りしことは。何れの年にありしや。國史の徵すへきなしと雖も。菅公の歿後四十五年。村上帝天曆元年六月に於て。帝深く公の靈驗に感せられ。京師右近衛馬場北野に崇祠あり。永延元年(天曆元年より永延元年迄三十八年となる)八月五日北野祠の祭祀を行ひ。其宣命に「掛卷母畏支、北野爾在、天滿宮天神云々。の文字あるを見れば。其稱號の降りしは。天曆元年にありしやも知るへからず。(外記局日記)

圓融帝天元四年辛巳菅公四世の孫。菅原輔正太宰大貳に任し。同五年壬午九月に太宰府に着し。公の廟所に拜參し。安樂寺を巡見ありしに。堂舎は略具ると雖も。未だ塔婆の備らざれば。輔正は其建立の志願を起し造營を初め。三年の内に多寶塔一臺を建設ありて。胎藏界の五佛を安置す。是を東の御塔と名く。又輔正は太宰府に居られし間。神事の儀式、事務の次第を、委敷記して、三卷の書を書ひ。之れを神社の寶藏に納む。(古今著)

永觀二年癸未輔正は。勅を奉して本社に中門一字と、廻廊四十六間を始めて造營す。同時に常行堂、寶塔、

をも建立す。爾後益す歷朝の尊崇深く。帝王の勅願所となりて。堂塔社殿の構造、輪奐の經營。其美を盡し西都の名區となれり。(聖廟傳)

一條帝正曆四年癸巳五月二十日。(菅公歿後を去る八十七年)正一位左大臣を贈る。勅使散位菅原朝臣幹正太宰府安樂寺の廟所に就きて宣命す。(幹正は八月十九日)其辭に曰く。

天皇我命乎聞坐此宜。追徃尊賢比憐舊德波食國典。故是以追天增一位階。左大臣乃官乎。贈賜比崇賜布勅命乎差。使天申賜波止云々。(政事要畧)

(宣命書は中編に掲載せしかは茲には略す)

同年十一月二十一日特に太政大臣を贈る。勅使菅原朝臣爲理太宰府に下り。安樂寺の廟所に就きて宣命す。(外記局日記、政事要畧より抄出す)

(宣命書は前に同し)

寛弘元年甲辰十月(公の歿後九十八年)帝始て北野祠に行幸す。又太宰府安樂寺の廟所に。臨時勅使の宣命あり。蓋し公の神驗を感しつゝの深き茲に及びしなり。此年二月二十五日を以て太宰府廟所に於て勅祭を行ふ。

同八年辛亥詔によりて。本社を二十二社に準祭あり。毎年二月二十五日を以て勅祭を行ふを例とす。後冷泉帝永承四年三月。安樂寺回祿の災に罹り。堂宇悉く燒失す。

堀川帝承徳二年戊寅(公の歿後百九十六年)九月。中納言大江匡房太宰の都督に任して下向す。康和三年辛巳匡房は。深く

神祇に感ずる所あり。安樂寺の廟所に詣て。大祭を施行し。八月二十三日神體を榎寺(神明寺一に淨妙寺にも作る)なる公の舊寓の地に神幸し。匡房及僚官社司皆馬に乗りて供奉し。廟所の南なる浮殿に還り。神輿を爰に休め。終夜宴を與前に張りて。「神德契<sub>ニ</sub>退年と<sub>ニ</sub>」云ふ題を講す。匡房其序を作る。翌夜神輿は本殿に還御す。之を榎寺神幸の濫觴とするなり。(聖唐縁起)

康和元年中納言藤原季仲太宰帥に任して下向す。其面色黒し故に世之れを黒帥と云ふ。季仲性猛惡にして此人神廟に對し不敬の事尠からず。政道も正しからず。終に日吉神社の訴によりて常陸國に左遷す。因て匡房再任す。匡房益す信仰の念深く本社<sub>ノ</sub>爲めに力を盡し本社<sub>ノ</sub>祭禮儀式此時に於て全く成れり。(概風十記)按。匡房は承徳二年九月に赴任し。康和四年秩滿て歸京し。嘉承元年三月十一日太宰權帥に再任し。天永二年七月二十九日大藏卿に遷る。

壽永二年の秋平宗盛平家の一門と共に安德帝を守護して西國に下向す。同八月十七日太宰府に着輦。同十八日帝安樂寺の神廟に參幸。宗盛等は終夜參籠して連歌を捧く。(不家物語)文治二年源頼朝より安樂寺へ下文有り。今尙神廟に保存す。其文に曰く。

右兵衛佐頼朝 花押

安樂寺所司神人所

可早任下知停<sub>ニ</sub>止<sub>ニ</sub>武士<sub>ヲ</sub>狼籍<sub>ヲ</sub>爲<sub>ス</sub>宗佛神事當寺御領庄園事

右當寺者。天滿天神御在所也。不可<sub>レ</sub>准<sub>ニ</sub>他社<sub>ニ</sub>。仍可<sub>レ</sub>爲<sub>ス</sub>宗佛神事之旨。自<sub>ニ</sub>鎌倉殿<sub>ニ</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰<sub>下</sub>也。陳者。停<sub>ニ</sub>止<sub>ニ</sub>武士<sub>ヲ</sub>違亂<sub>ヲ</sub>。令<sub>ニ</sub>安<sub>ニ</sub>堵<sub>所</sub>司神人等<sub>ニ</sub>。加<sub>ニ</sub>寺家修造<sub>ニ</sub>。可<sub>レ</sub>爲<sub>ス</sub>最佛神事也。具<sub>ニ</sub>下向<sub>ニ</sub>武士<sub>ニ</sub>。下<sub>ニ</sub>知其旨<sub>ニ</sub>畢<sub>ニ</sub>。更<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>違亂者<sub>ヲ</sub>。所司務等<sub>ニ</sub>。冥<sub>ニ</sub>承<sub>知</sub>。不可<sub>レ</sub>違<sub>失</sub>。故下。

文治二年十二月七日

北條遠江守時政 花押

延元二年乙丑六月四日一色道猷太宰府にありて。九州の政務を握り。當社和歌所に田地三十町を寄附す。抑も當社は太宰府治制中に在りて歷朝の尊崇尤も深く。本社の造營及諸佛殿諸堂塔の建立は。料田、稻田、修理田等の制ありしが。文治、建久、爾後武家執權の世に移りても。地方の家族信仰厚く。堂宇を修理し。領田を寄附せり。今之を一括して以て其來歴の沿革を示す。

安樂寺

前に記せしか如く天智天皇四年勅願によりて創基の巨利なりしか。爾後堂宇漸く荒蕪に屬し。延喜五年爾來味酒安行之を再興の念願深かりしか延喜十九年左大臣藤原仲平延喜帝の内勅を奉し。新に堂宇を改營す此年に至りて構造全く竣工し糟屋郡小仲庄の寄進ある。

觀音堂 社壇の後にあり。千手觀音を安置す。是は昔公薨去四十九日の供養に味酒安行之を造立し。爾後

少別當 肥前國竈久庄の田を寄進すとあり。然れども其年月を知るに由なし。

廟殿 圓融帝の御宇天祿元年に於て料田壹岐島之分寺中濱庄を寄進あり。

常行堂 同帝の勅願によりて十間四面の堂宇造營成り。永觀二年甲申料田小倉庄五十六町の寄進あり。

寶塔院 同帝の勅額によりて永觀二年甲申に建立あり。寛和二年に於て料田夜須郡栗田庄の寄進あり又

六禪師勾當二人預一人、各給田あり。修正衣服稻七百八十束。口別百束。穗波郡土師庄より之を納收す。

又二月布施四十八束二月十日交飯夜須郡栗田庄より之を收む。御園日會料一石白河帝御宇にて承保三年九

月十五日及永保三年勅願によりて各寄進あり。

觀興寺 白河帝御宇永保三年勅願によりて造營。料田肥前國石動庄四十町の寄進あり。

遍智院 本尊釋迦佛

一條帝御宇長保三年辛丑勅願によりて建立料田とし筑前博多庄の内及豊後大浦寺庄の寄進あり。

菩薩院 東院と號す 本尊阿彌陀佛。

後一條帝御宇治安三年癸亥に建立あり。萬壽元年甲子太宰大貳藤原惟憲奉勅料田穗波郡土師庄百十七町二

百三十歩の寄進あり。

金堂 新堂と號す 本尊金剛胎藏。

後冷泉帝御宇永承二年丁亥に建立あり。料田筑後國下妻庄五十三町一反一丈副田庄七十町の寄進あり。

新三昧堂 局堂と號す 本尊阿彌陀如來、脇立共五體並二天、

同年の建立にして料田、神邊庄五十町寄進あり。又同御宇康平元年戊戌吉田庄四十町、並散在田島十八町の寄進あり。

理趣院 本尊十一面觀世音菩薩

永承三年戊子建立、食堂及温室は別當基圓之を建設す。後三條帝御宇延久四年に於て夜須郡阿江、穗波郡

土師御笠郡阿志岐蓮田郡青木、筑後の國下妻、高樋、肥後の國玉名の七庄を以て修理とす。

塔院 四御塔と號す 本尊釋迦佛、多寶、普賢、文珠二天

白河帝の勅願により永保二年壬戌太宰權帥兼中納言藤原資仲勅を奉して建立す。

輪藏

同帝勅願によりて承暦元年丁巳に建立。

安養院

同帝勅願により永保三年癸亥に建立。料田として佐賀庄四十三町三十歩。蟬久八十町穗波郡長尾三十町の

寄進あり。

丈六堂 本尊丈六阿彌陀佛

同帝勅願により永保三年癸亥に建立。料田として肥前國長田庄四十町二丈、鳥栖庄にて寄進あり。

滿盛院 本尊地藏、不動、毘沙門天。

堀川帝御宇康和三年辛巳に於て太宰權帥大江匡房建立なり。志摩郡桑原庄三十町、糟屋郡大祖社御笠郡香  
菌宗像郡田島在、本木別府の内より修理田充つ。

満善院新築師堂と號す 本尊藥師如來、二天、

崇徳帝の勅願により長承三年甲寅十二月、左京大夫兼筑前守藤原公章勅を奉して建立す。  
法華堂 本尊釋迦、多寶、

高倉帝の勅願により治承年中に造營。壽永二年癸卯七月竣工す。後鳥羽帝御宇元暦元年甲辰藤原惟憲勅を  
奉して筑前博多庄の内にて修理田五十五町歩を寄進す。

新三重塔 本尊釋迦、多寶、普賢、文殊、

土御門帝の勅願により建永元年丙寅五月に於て建立。青木庄荒野、三笠西郷兵馬田、並寺邊基肆中山の料  
田を寄進あり。

眞言順徳院

順徳帝の勅願により承久三年辛巳藤原惟憲勅を奉して造營す。肥前國米多庄に於て五十七町三反の料田を  
寄進あり。

淨土院東京

安樂寺四堂の一にして其東面の隅にあり白河帝の勅願により永保三年癸亥中修營あり。肥前國幸津西庄に

於て百五十町の料田を寄進あり。

禪定院四堂

同四堂の一にして其西南の隅にあり三條帝の勅願により長和四年乙卯中に修營あり阿志岐の御封百五十三  
町四反七十二歩の料田を寄進あり。

喜多堂北堂

同四堂の一にして其西北の隅にあり後一條帝の勅願により長元五年壬申中に修營あり。豊後郡日田郡小仲  
庄、大肥庄の内より料田を寄進せり。

中法華堂惠光院と號す

同四堂の一にして其東北にあり。一條院の勅願により長徳四年戊戌に修營あり。綾野庄にて四十町の料田  
を寄進あり。

東法華堂 本尊毘沙門天

本社の東にありて樓に太鼓を掛けて時辰を報す。天暦元年丁未八月第一別堂平忠之を建立す。其後康保元  
年甲子中太宰大貳藤原佐理勅を奉して高北庄百町、青木庄を寄進す。又後堀河帝の勅願によりて寛喜二年  
庚寅阿志岐御封を寄進あり。

西法華堂 本尊大威徳不動明王

本社の西にあり牛堂と云ふ、後一條帝の勅願により萬壽四年丁卯太宰大貳藤原惟憲勅を奉じて建立し。肥後國玉名庄百十町、御笠郡原村三町の内を以て供養料とす。

鐘樓

天祿四年癸酉中別當鎮延之を建立す。

藥師堂 本尊藥師琉璃光佛左右十二神を安置す。

是安樂寺の大講堂にして俗に之を鬼すへ堂と云ふ。毎年正月元日に別當以下、官司、三綱、衆徒等此堂に參集して修正會あり。同七日の夜儼鬼を行ひ。生松葉を焚きて儼鬼をふす。此祭式は寛和二年丙戌中太宰大貳菅原輔正を始めしと云ふ今は稜殿と稱し儼祭を執行す。

仁王門

講堂の南門なり安樂寺創造日記に。仁王堂は藤原惟憲之を建立す云々又長保四年壬寅三月九日遍知院の仁王を藥師堂の前に移すと云々。

一切經藏

別當基圖建設す。承暦元年丁巳十月廿七日經供養を行ふ。又法華經千部、并開結二經は太政大臣平清盛之を寄附せしと云ふ。

聖德太子堂

神池の北東の方に在り。近年正權大工等修營す。行事修理行事永珍にして額は大山寺琳實別當の筆なり。二條帝御宇承安三年戊子癸巳中に牛庄司百町寄進すと云ふ。

法性房堂

菅公の師たる天台の坐主法性房尊意を祭る處にして本社の丑寅の高き所にあり。

觀音堂 十一面觀世音を安置す。

神池の中島にあり本地堂と云ふ。方一間半餘の小堂なりしも營作極めて精工なり。其建立は何れの年にありしや知るに由なきも堂内の棟木に「永正三年丙寅五月五日」とあり。又文祿元年高麗陣の初參詣豊後國住志賀湖左衛門」と書けり。

案。志賀湖左衛門は大友の驍將にして豊後岡城を守りて島津と抗戦せしとは。高橋紹運遺跡に記せし如し察するに湖左衛門は文祿の役大友義統に従ひて。朝鮮に渡り歸陣の際參詣して堂塔を修繕して心願成就に供せしなり。又加藤清正朝鮮出陣の際當社に參詣して堂内の桁に書付ける歌

立歸り又きて見んと思しと我ふる郷のなつかしき哉

清 正

前に掲げしが如く諸堂塔の礎を並べ。極めて盛大にして社頭料田も九州諸國に於て百七十余の庄邑ありしが應永永享爾後少貳大内の戰爭屢にして我太宰府は其兵馬馳驅の場となり。兵燹に罹り。掠奪に遭ひ。諸堂塔も或は焦土となり。或荒蕪し。名状すべからざるに至りしなり。茲に文明年中に僧恩誓太宰府に下り本社に

參詣して社頭の荒蕪を見て感慨の想をなせり其紀行海陸吟なるものあり。之を左に摘載して當時の有様を證す。

一年太宰少貳が大變の後は。(正平十七年七月少貳頼尚と頼朝武光太宰府に戦ひ)在々所々皆荒果て禽獸隣をなし。人民栖家を失へり。都府樓瓦の色は。秋の霜にくち。観音寺鐘の聲は。夜の嵐に絶へぬ。黄葉、古砌に打散り。夕陽、忌垣にかけろひて。哀れ身にしみ。風凄まじき秋の末なれば。目に見え、耳に觸るゝ類。一として心を痛ましめすと云ふことなし。されば住馴れ玉ふ。神の御心までも。さを忍かたく。思ひすらんと見へたり。

遷り來し都も今は秋の野に残りて神や昔こふらむ

恩 誓

恩誓は神前に通夜して連歌の法樂を手向けしと云ふ

○文明十二年中。宗祇法師九州に下り。本社に參詣なせり。筑紫紀行なるものあり。之れに據りて當時本社の模様を想見せらるべし。依て之を抜鈔す。

附記。宗祇は文明十二年十一月周防國に入り。筑前若松浦に着せしは。同十三日なりし。それより太宰府に入り。守護所陶中移少輔弘詮が館に宿り、千手治部少輔、杉次左衛門尉弘相、等に會し。連歌會を催し而して本社に參詣して滿盛院に舎りしなり。

宗祇法師筑紫の記抜鈔

是より宰府聖廟へまいる。陶弘詮より侍二人添らるゝ。心さしいはんかたなし。かくてあしき山と云驛路にかゝりぬ。水の綠紅葉の色にももしろきわたりなれば。谷嶺はしくふむ所みれば。岩の棧路なり。心ほそさまさりて。進退の事さへおもひ歎く。

世の中はあしき山路に乗駒の、ふみも定めぬ身に社ありけれ

とかく過行程に。御社近く塔婆など見ゆるより。ありて御前を拜して滿盛院に到りぬる程暮はてぬ。今宵は當社の縁紀なとよませ奉る程に。深野筑前守といふ人來り。この郡の郡司なり。扇をたつさゑて心さす當社にてあふきをみる。夢の告思ひ合て。いと神慮有かたなん。つとめて社僧一人を友なひ。神前に詣る。おもての鳥居さし入より。地廣く。松杉數そひてさらぬときは木やゝしけれ。反橋たかうして二有り。又うちはしたつ。その中にある池のめぐりには。千萬株の梅の林をなせり。覺へず西湖のさかひに來るやと覺ゆ。樓門に入ほとかうくしくて。左右の廻廊いささよし。名にもふ飛梅苦むして。老松のよはひにもわらそへり。抑當社は延喜五年乙丑に草創在てなん。則拜し奉るもいにしへの御慶まで思ひやられて。看經おぼへず聲やみて。只袖のうるほふより外の事なし。西行か「そてに涙の」といひけんもかゝる折にや。等閑のことはいかも思ひ侍れと。只敬信の心一すちにまかせて。

「曇りなき跡をしたひて我みるや、たゞこれ西の秋の夜の月」

「浦風の吹上の秋のおもかげも、波に立そふ池の白菊」



「神やしる又生れてもうることの、あらはと思ふ敷しまの道」

經藏、寶塔、諸堂、末社、みな星霜ふりたる中に。安樂寺いとう廢して。かはら落、軒破れて忍ぶ草もたよりなきにやと見へて。みたれそふあらしにも俊頼朝臣の「ちる紅葉」と讀めるもいと哀れなり。次に人丸の木像おはしますを拜す。その所別當社の會所なりとて。

菊はた、梅にしたしき匂ひかな

この日宿坊にて會ある

とりあへぬ幣はあらしの紅葉かな

翌日又きのうの菊にて一座ある。杉弘相、會所に來合ていと興ある。會過ぬれば觀音寺に入りぬ。(中)名におふ鐘の音もさくすて難く歸り行あたりなれば。思河染川などを見つゝ宿坊にいらる。又の日弘相のやどり花臺坊といふにて又一座あり

そめ川はしくれし山のしつくかな

○明應七年十一月廿二日。太宰府大内の守護兵と、少貳政資が餘累(政資父子は。大内の兵に攻られ。昨六年四月十九日(いのな)太宰府に於て相戦ひ。市街大半兵燹に罹り。本社殿も亦た連焼す。依て大内義興は。其再造を企て。六ヶ年を経て。文龜三年二月廿日に於て、社殿の造營落成す。此時後土御門帝は。陰陽博士加茂在重に詔して。神社の立柱、上棟、の日時を撰はせらる。當時の勘文。今に本社神庫に存す。

○永祿十年。寶滿、岩屋の城主高橋三河守鑑種。大友に叛き。款を中國毛利に通す。大友の將戸次丹後守鑑連、臼杵越中守鑑速、吉弘左近太夫鑑理は。數萬の軍兵を率ひて寶滿、岩屋城を攻む。同年七月七日兩軍互に挑み戦ひ。大友の兵社内に亂入し。堂社を破壊し。社家坊舎を追捕し。兇暴を極む。一社中の細素は大に騷擾し。神輿神寶を捧げ。寶滿山中に遁れて其難を避く。爰に寶滿山に松林坊と云強力の修験あり。彼の神輿を一人にて背に負ひ。坂道を馳せ躡りて。東谷と云ふ所に至り。假殿を構へて暫らく茲に安措し奉る。鑑種は急使を馳せて毛利家に注進して援兵を乞ふ。(此時の注進狀神庫に存せり。)毛利の援兵來り寄するを聞き。大友の兵は陣を拂つて退き。幾もなくして神輿は本殿に還幸す。

○天正六年十二月。秋月筑前守種實、筑紫上野介廣門、一味して大友に叛き。岩屋の城に押寄せ。火を放ちて。城下を焼立つ。城主高橋紹運防戦して之を却く。兩家の兵敗れて太宰府の市街に引上く。一社の細素を始め。所在の村民は難を避けて社内に湊ひ集る。さしも廣漠なる社内も狭き程に見ゆ。種實は堅く制して社中に手さすことなからしめしに。同月三日其手に屬せし北島玄蕃なる者。あたりの木屋に火を放つ。火焰連延して本社に移り。神殿、廻廊、堂塔、末社を併せ。一炬の烟となりたり。斯る不慮なる災難の起るに際し宮司勾當坊榮重は。火焰の神殿に及はんとするを見て。大に瞋怒し。汝種實七代迄惡鬼となりて祟絶すへしと呼び。自から焰中に飛入りて焚死す。滿盛院快真。昌寶坊二番等は手早く神殿に飛入り。神體及重寶を奉して急難を避け。神領なる穗波郡大日寺村へ立退きしか。爾後夜須郡栗田村(栗田村も神領地たり)に徙り。神輿を同村の

老松神社に遷坐して。社家社僧も皆太宰府を去りて粟田へ徙住す。亂世の事なれば。急に社殿を改營することも叶はず。同村に留ること殆んど十餘年の星霜を経たり。此度神社の炎上せしは。種實も深く神爵を恐れ北島玄蕃か越度なりとて其罪を責め。玄蕃をして自殺せしめ。官司滿盛院へ返翰を送る。左に掲ぐ。(原物は神庫に在り)  
 預御飛脚候。御寶殿火にかゝり候。不及是非候。併し某不存儀に候。先々其院大日寺村へ御退きの由尤以目出度候。然は。天滿宮御領之義。愚領中にて何も可致返社各如前々御知行要肝要候由。可被仰渡候。急度御出候は、談合可申事に候。猶期御面上候。恐々謹言  
 天正六年十二月四日  
 秋月種實 書判

滿盛院 御報

便候條令啓上候。先々大日寺村へ御越目出度候。急度御用候は、御出可申合候。大日寺へ御取合可無候。御神領何も可返進候。恐惶謹言

天正六戊寅年十二月四日

滿盛院 御足下

實 増判

抑も神殿は近く明應七年十一月廿二日大友大内か兵火に罹り焼失し。後六ヶ年を経て大内義弘之を改造し。文龜三年二月廿日に於て其營造落成せしか。實に七十五年を経て。又此回の回祿ありしなり。

○天正十五年。豊臣秀吉九州征討歸陣の際。六月六日當社に參詣ありたり。當時社殿は僅かなる假殿なれば

秀吉は之を見て社殿造營の沙汰もありしかは。社司よりも其再營のことを歎願せしとなん。果して數年を出すして本社は、小早川隆景。樓門は。石田三成が改營せしは。蓋し秀吉の意なるへし。然れとも秀吉は箱崎滞陣中。九州の政を施し。所領を頒與せし際。往古よりの本社之神領當國他國にあるもの實に七百餘町歩を擧げて悉く沒收す。爾後文祿四年十二月一日に於て五百石之神領を寄附す。其文に曰く

筑前國御笠郡宰府之内五百石之事今度以檢地令寄附訖、如在來全可社納候也

文祿四年十二月朔日

秀 吉 朱印

宰府天神 社中

○天正十五年小早川隆景筑前國を領し。其十二月七日に於て。御笠郡の内田島高二百壹町四反の神田を寄附す。又隆景は深く本社之假殿にて荒廢せるを歎き。新に造營の願念なりしか。素り大工事のことにしわれは其經營大凡五ヶ年の日月を経て。天正十九年に至り。神殿の造營爰に成れり。即ち今の神殿是なり。然れ共此時迄は神殿の掃造のみ成れるものにして。未だ廂廊の粧嚴迄には及はざりしか如し。其神殿の車寄、階檻の銅擬寶珠に。肥前龍造寺家臣鍋島豊前、神代喜平次、龍造寺太郎次郎、の名ありて。文祿五年丙申の年月を鐫込あるを見ても。兵馬倥傯の時代。且つ大營造の事なれば。一時に成就せず。九州の豪族よりも夫々寄進せしことを知られ。未だ樓門廂廊の再造の沙汰迄には及ばざりし。

○慶長三年隆景の養嗣秀秋國政正からすして。石田治部少輔三成假りに當國の代官たり。此時三成は雜賀内

膳正をして奉行として樓門を造進す。既に起工せし際。同五年關原の役起りて三成敗死せしかは。造功半にして廢止に屬せしか。同年黒田長政筑前を領し。殊に當社の信仰深く。父如水は太宰府の地を撰ひ。閑居ありしことなれば。(如水閑居の址は東梅園の四端にあり、石祠を建て古井の残れるが故に山の井神社と稱す)長政と共に當社の古昔に替りしことを嘆し。樓門營造の工を續き。同七年に於て周圍の廻廊中門を始め。諸堂末社(大凡四)の營造修理悉く落成す。其後も修造ありしと見へ元祿十六年三月の棟札存せり。又神池三個の橋梁を修架し。石燈籠二基をも建進し。併せて神寶をも數多寄進あり。就中當社の古縁起は。八十四代順德帝御宇。建保三年九月より書き起せしものにして。星霜大凡三百二十六年を経しものなれば。益損甚しかりしか。如水は之を見て大に惜み。曾て上洛の節自から携へ。當時の畫工土佐光興に摸寫せしめ。序詞は當時能書の聞ある北野德勝院法印禪昌に書しめ。修葺して上下二卷とし。外題は。八條宮智仁親王の染筆に係る。其他種々廢絶せし古寶を再興あれり。而して如水は慶長九年三月廿日逝去せらる。社僧等は其恩惠を感し。毎年正五九月の二十日には。連歌所に集りて如水の爲め追懷の連歌を詠し。且つ光明寺に其靈牌を安置して之を祭る。

○此より先き慶長四年に於て。小早川秀秋は、隆景の寄附せる神領二百一町四反余の地を收め。秀吉の寄附せる五百石に止めたりしか。爾後如水は二千石の神領を寄進し。右は徳川氏の朱印地に願ひ遣すへしどの志にて。如水より大鳥居へ内沙汰の書狀存す。左に掲ぐ

天満宮へ寄進狀

内府様御朱印取候而可遣候。末代之爲候間案と被調可申上。近々諸役免除。山林共之御寄進之御朱印取候而可遣候間。急度上可申。右之通甲斐守同心候間。其段可心安候。恐々謹言。

七月十日

如水 花押

○同九年に於て黒田長政は。秀吉の舊附五百石を改め、更に御等郡幸府村に於て。二千石の神領山林共寄進せらる。蓋し如水の志なり。其狀に曰く。

爲<sub>二</sub>天神御社領<sub>一</sub>於<sub>二</sub>三笠郡幸府之内二千石并山林共奉寄進<sub>一</sub>候。全社役等可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>者也。

慶長九年壬 八月廿八日

長 政 花押

天満宮留守

大鳥居信嚴法印

又有馬家久留米入封爾後。水田の神領を繼續し。千石の社領を寄進なせし。其證狀を左に掲ぐ。

立番高四百五拾八石三斗九升三合

一今高 千石

以上

右ハ如<sub>二</sub>田中代<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下候間可有<sub>二</sub>御所務<sub>一</sub>處如件

元和辛酉二月二十六日

松 倉 豊 後

下妻郡

水田 天神

神領 郡村

當社神庫に藏存せし古證に據り。神領所在の郡庄郷村名を左に彙集す。

一 筑後國下妻郡水田庄

一 太宰府内五百石慶長四年筑前中納言秀秋寄進

一 筑前國穗波郡國次名豆田村と號す  
文和三年

一 筑後國北田庄内下牟田村 永徳元年

一 同國三潯庄内安武村 觀應元年

一 同國大肥庄内吉武小犬丸 長元五年

一 肥前國鳥屋村

一 肥前國山浦村

一 豊後國球珠郡飯田郷

一 同國賀伊曲村

一 樂徳庄

(此二庄國郡詳ならず)

一 神山庄

一 筑前國柏田庄

一 太宰府内七百五拾石

一 筑前國早良郡入部庄

一 同國早良郡新原村

一 同國御笠郡大利村

一 同國早良郡戸栗郷

一 同國同郡重富村

一 同國穗波郡大日寺村

一 同國三笠郡内侍島村

一 同國同郡香園村

一 同國夜須郡石櫃村

一 同國宗像郡西郷

一 同國同所内五郎丸名

一 同國糟屋郡猪野村

延文四年

文祿四年

- 一筑前國三笠郡園田名
- 一同國糟屋郡大隈村
- 一同國夜須郡鷹場村
- 一同國怡土郡冠村
- 一同國三笠郡河原田村
- 一同國粕屋郡小中庄
- 一同國三笠郡守宮分
- 一同國同郡岡田村
- 一同國同郡内山村
- 一同國同郡安喜山村
- 一同國同郡原村
- 一成岡 (國郡詳かならず)
- 一筑前國阿志岐御封甘山村
- 一同郡夜須郡御封甘木村
- 一同國寺邊秋山島地

長元五年

長和四年

一同國西不田庄

觀和二年

一同國燒山 (穗波郡歟)

一同國阿江庄付内野 (穗波郡歟)

一同國長尾庄 (穗波郡歟)

一同國紫田庄

治安二年

一同國土師庄

同三年

一同國席田庄

一同國板持庄

一同國多々良庄

一同國博多庄 付中濱

長保三年

一同國桑原庄

一同國井田庄

一同國鹽濱庄

一同國仁王講田

一同國高來寺村

- 一 筑前國報恩寺村
- 一 同國大浦寺村
- 一 同國板寺并吉國名
- 一 同國桶田杉瀬領
- 一 同國九輪園
- 一 同國志波田村
- 一 同國東院敷地
- 一 同國石門郷内般若寺村
- 一 同國月忌村
- 一 同竹園寺村
- 一 彌永小金丸
- 一 恒用名
- 一 御笠東西郷
- 一 小金丸名山城田地
- 一 筑前國長岡村

- 一 筑前國下座郡得淵田地
- 一 同國嘉麻郡不動丸并小太郎丸
- 一 同國郡内田地。嵯峨院御寄進也
- 一 同國郡内今當村
- 一 同國郡内把木郷内石王丸稻次 金丸名等
- 一 同國席内院重久名
- 一 同國三緒次郎丸名
- 一 同國彌富名
- 一 同國三奈木郷
- 一 岩門郷
- 一 筑前國下座郡桑泉名
- 一 同國糟屋郡酒殿村
- 一 同國開田村
- 一 同國二所社
- 一 同國稻光内

- 一筑前國々衙 正應三年公家御寄進也
- 一筑前國蜷城村
- 一同國怡土郡義得別府
- 一同國上座郡勢樂寺
- 一同國席田郡今田村
- 一同國來林寺
- 一同國東郷河邊村
- 一同國夜須郡東郷川島菩提寺
- 一同國柏屋郡敷梨郷極樂寺
- 一同國稻富
- 一同國吉益
- 一同國大祖社
- 一同國上座郡朝鞍寺領勝福寺免田
- 一筑後國下妻郡紫部床
- 一同郡葛野床

- 一同郡鳥形山
  - 一生葉郡八尻
  - 一同國門上村
  - 一肥前國小倉庄
  - 一同國鳥栖庄
  - 一同國幸津庄
  - 一同國新庄
  - 一同國神邊庄同萱方村
  - 一同國石動庄
  - 一同國米多庄
  - 一同國彌久庄
  - 一同國藤織庄
  - 一同國佐賀庄
  - 一同國牛島庄
  - 一同國野庄
- 永觀二年
- 永寶三年
- 永承二年
- 永保三年
- 承久三年
- 承安三年同行田江村

- 一 同國會根崎庄
- 一 同國小楠南里田地
- 一 同國戶倉光
- 一 同國小松丸
- 一 同國牛原
- 一 同國行武名
- 一 同國爪生野
- 一 同國倉上庄
- 一 同國巨勢庄
- 一 同國清法寺
- 一 同國山田東郷七箇所村
- 一 同國藤本村
- 一 同國基肆南郷蓮原野
- 一 同國基肆中山并天臺寺
- 一 同國荒木田庄

- 一 同國保郷將軍家御寄進所
- 一 肥後國玉名庄

萬壽四年

- 一 同國大路曲庄
- 一 同國片俣庄
- 一 同國富庄
- 一 同國飽田南郷厩田
- 一 同國田口庄別府
- 一 同國惠良庄
- 一 同國安樂庄
- 一 筑後國瀬高庄
- 一 壹岐島分寺中濱庄
- 一 筑前國早良一郡
- 一 高比庄 (國郡不詳)
- 一 肥前佐嘉庄
- 一 長田庄 (國郡不詳)

天祿元年



- 一 筑後國下妻庄 永承二年
- 一 同國副田庄 同年
- 一 吉田庄 (國郡不詳) 康平元年
- 一 田島庄 (同) 同二年
- 一 本木別府 (國郡不詳) 康和三年
- 一 綾野庄 長徳四年
- 一 得飯庄 (國郡不詳) 治安三年
- 一 筑前青木庄荒野 建永元年
- 一 薩摩國鹿兒島 建永元年
- 一 筑前下座郡内來飯 建永元年
- 一 同國福光
- 一 同國福島
- 一 同國酒井
- 一 肥後國千代丸
- 一 同國友貞

- 一 同國黒丸
- 一 同國得力
- 一 同國正富
- 一 同國又丸
- 一 筑前三笠郡岩淵村
- 一 同國同郡岡田村
- 一 同國同郡園田村
- 一 同國同 崇福寺
- 一 同國鞍手郡植木
- 一 同國同郡赤間庄

社 格

明治四年辛未六月國幣小社に列し官祭とす  
 同五年壬申六月社號を太宰府神社と改稱す  
 同十五年七月十三日官幣小社に列す  
 同二十八年一月十七日官幣中社に列す

境内 坪數

本社境内總坪數七千九百四十七坪。往昔神創之頃は。境内地二萬五千五十七坪有り。天正十九年小早川隆景の時。一萬八百七十五坪と改正有り。黒田長政入封より明治の初年に至る迄變更することなし。然るに一萬八百七十五坪の内二千七百九十坪は。舊神官居住地なるを以て。明治六年中。上地となり。八千八百八十五坪の内。百三十八坪は。藪坪不用の地に付。明治十二年九月中。申立により拂下らる。則七千九百四十七坪現今の總坪數なり。此内平地六千八百五十三坪。神池坪數千八十七坪。此外付屬地四反七畝十五歩あり。現今社地東西二百一十一間。南北三百九十六間。坪數八千三百五十五坪六合あり。其他神池の周圍百〇八間あり。

攝社 十二

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 皇太神宮   | 社地寛永十六年十二月<br>黒田忠之再建 |
| 天穗日命神社 | 同上                   |
| 事比良神社  | 同上 大物主命              |
| 櫛田神社   | 同上 櫛稻田姫命             |
| 高良神社   | 同上 武内宿禰              |
| 滝門神社   | 同上 玉依姫命              |

藤太夫社

同上

太宰少貳藤原廣繼の靈

志賀神社二所

同上

海童神

嚴島神社

同上

胸形三神

須賀神社

同上

素佐之男命

柿木人丸神社

和哥所とも上會所とも云宗祇か紀行に五條三位俊成自ら神像を彫刻して納られし由見へしも。今は其像なし。觀應元年探題一色入道道猷和歌所月次講堂會料三十町を寄附す。其狀存せり。

太郎左近社太宰府町の作道に在り祭る所神詳ならず。相傳ふ足無槌手無槌の神とす。或は菅神眷屬の神とも云。

末社 十三

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 榎寺神社 | 太宰府町の内榎寺にあり。毎年八月神幸の頓宮 |
| 菅原神社 | 武藏村天拜山の巔にあり上宮と云       |
| 神子神社 | 境内にあり。菅公の嫡男菅原高視の靈     |
| 神子神社 | 同上 菅原景行の靈             |
| 神子神社 | 同上 菅原淳茂の靈             |
| 神子神社 | 同上 菅原兼茂の靈             |

御靈神社 同御靈八所神を祭る。後冷泉院康平元年太宰大貳高階朝臣成章創立。此社に建武三年十二月七日一色少輔太郎入道徹當國粕屋郡大隈村の田地四十五町寄附す。其後康平四年五月十五日足利尊氏より一色の例に任せ寄附あり。今の社は文祿二年に淺野彈正長政の建立に係る。

楓神社 同上 菅神夫人の靈を祭る花園大明神とも云。

鶴壽尼社 菅公の伯母之靈

宰相神社 同上 菅神四世の孫菅原輔正の靈を祭る。此人は圓融帝の侍讀にて寛弘六年に薨す。古今著聞集に此人の事見へたり。今の社は文祿十四年十二月井伊兵部少輔の建立に係る。

和泉神社 同上 菅原六世の孫定義の男孝標を祭る。

福部神社 同上 奏者の神と稱す。菅神の師田口達音及從者富部の靈を祭る。天曆九年三月十二日。天滿天神詔宣記に云く。我從者に老松、富部と云ふ二人あり。是皆筑紫へ我か供に來る者共なりと有り。今の社は文祿二年大谷刑部少輔吉隆の建立に係る。

老松神社 同上 島田忠臣及從者島田左衛門の靈を祭る。忠臣は菅公の叔父なりと云ふ。

味酒安行社 三條町に有り。社後に野石の塔あり。安行の墓なるへし。安行は武内大臣の裔。平群木鬼宿禰の後なり。世々儒家にして。菅家の門生たり。安行の父を直講淨成朝臣とす。建曆中僧空海弱年の頃。此人に就て尙書及び毛詩、左氏傳、を受けし由。大師行化記に見へたり。安行は菅公に從て筑紫に下り。始終

扈從す。公薨去の後公の墳墓を守り。祠壇を構へて祀れり。康保元年九月十七日卒す。年百余歳。此人に三子あり。安秀、行成、善重、と云ふ。是れ檢校、勾當、滿盛院三宮司の始祖なり。

本社の祭式

正月元日

皆參御供式

一社中皆勤、神饌七十五幕獻饌式、執行現今其形を存す。連歌一千句開會式、元大鳥居家に於て出席執行同七日竟宴の式在あり。此事今廢止す。

正月八日

斧初式

正權大工此式を執行す、今は日を改めて一月四日とす。

二月廿四日、廿五日

春祭式

此祭式現今存す。

四月廿日夜

更衣祭式

白羽二重を以御衣を製し奉進す。神饌獻備一社皆勤して執行す。現今存す。  
六月廿四日、廿五日、

夏祭式

獻饌式有り。廿四日夜に入り。連歌の執行あり。一社の外何人を問はず附句す。是を笠着の連歌と稱す。昔公降誕の日なるを以て。右の式を行ひ。神慮を奉慰す。現今猶存す。

六月三十日

大禊式

現今存す。

八月廿三日より廿五日に至る

神幸式

康和三年太宰都督大江匡房之を始む。廿三日曉神輿を板寺行宮へ神幸武執行す。廿四日還幸式終りて。竹の曲を奏す。村民の内六坐之を勤む。今猶存す。

十一月廿日

更衣祭式

祭式四月に同じ。綿入の御衣を奉進す。

十一月廿日

禁裏御祈禱

本社内陣に於て執行す。今廢止す。

陰曆正月七日

追儺祭式

一社皆勤本社に於て若菜の神饌獻備式執行。午後七時より鬼儺式執行。附懸替式有り。今猶存す。

毎年四度の宴

内宴 (正月元日)

右一條帝長徳元年乙未正月二十一日。太宰大貳源有國始て之を行ふ。其後太宰大貳大江匡房早春の内宴に安養寺聖廟に侍し「春來悦者多」の題にて七言の詩並に序を作る。其序の首に左の詠あり。

夫安樂寺者。菅大相國之聖廟也。形勝冠絶於四海。靈驗鼓動於一天。云々(本朝文粹)

曲水宴 (三月三日)

右村上帝天徳二年戊午三月三日。太宰大貳小野好古之を始む。此時菩薩樂あり。裝束を太宰大監紀有賴施入す。(本朝生傳)

又好古は。翌年二月廿五日曲水宴料として。筑後國御井郡櫛原の田を寄進す。

又匡房は康和四年の春安樂寺曲水の宴に侍し。其序文を作る其詞に曰く。

堯女廟荒春竹染一掬之涙。徐君墓古秋松懸三尺之霜。右軍既醉蘭亭之席稍倦。左驂頻顧桃浦之鰲欲歸。  
云々(今古著)  
(開集)

七夕宴 (七月七日)

右後冷泉帝永承元年丙戌七月七日。正二位權中納言兼治部卿藤原經通之を始む。  
殘菊宴

右天德二年戊午十月五日。太宰都督小野好古之を始む。

以上此四度の宴は一社中の緇素打集りて。詩歌管絃をなして。神慮を奉慰す。(此宴の神酒は往古より當國柏屋郡酒殿酒殿と云)然れ共中頃亂世となり社殿さへも兵燹に罹りし程なれば。爾來四度の宴も廢絶し。今は只た七夕の和歌の會のみ残る。其他毎月二十五日には歌の會所に社司集りて。月次の連歌ありて。于今怠ることなし。又社頭に於て毎年結夏の間は。五日に一會して連歌を詠するを以て例となせり。

飛梅

本社の左側に在り四面に忌垣を廻らす。(忌垣の疑案殊二つあり。願主大島屋東市正信昌天正十七年二月日柳井典助再興。願主同昌屋長七霜月日とあり)花は八重の白梅なり。

此神木始は淨明寺檀寺の側に在りしか。當社造立の後此に移し植ると云ふ。  
明應七年の兵火に此神木も焦枯しけるを。宮司滿盛院快問一首の歌を詠しける。

天をたに翔りし梅の根につかは地よりなごか花のひらかぬ

不思議や焦枯せし幹より芽出て。本の如く榮へけり。其後天正六年の兵火にも。此神木焼がれしも。又其焼焦せる株より芽出て古の春に立歸る。此の梅花は菅公遺愛の存せし所なれば。社の邊にも多く梅を植ゆ今に至りてしかり。又松は萬木のしなめるにをくれ。霜雪を経て。みとりを顯わし。歳寒の操有り。梅は色も香もいと清く。霜雪を犯して開き松梅共に君子の操を表し松梅即ら菅公の徳操にして後人甘棠の思ひをなして之を栽植せしなり。

細川幽齋九州紀行に太宰府は天神の住玉ひし所と聞及しまゝ見物のためまかりけるに。彼の宮殿は七年はかり先に炎上して形はかりなる假殿あり。舊跡のありさま、松杉の多く伐れたるに。さすがに所々に残り。後には青山そひへ。右の方七八町はかりもあらむと見へて。觀世音寺あり。誠に西都とも云ふへき所なり。飛梅も古木は焼て伐りけるが。若芽の生出て有るを見る。(細川幽齋九州紀行)  
古今飛梅を詞する詩歌多し今其二三を左に摘記す。

明 洪 序

日本會聞北野君。愛し梅瀟酒又能文。謫居西府三千里。一夜飛香渡海雲。

明 薩 天 錫

無情草木現神通。千里飛梅一夜松。萬事夢醒雲吐月。觀音寺裡一聲鐘。

誠の瀑布及び公園合議所築造

誠の瀑布は聖廟の後東の方に在り。明治十五年にありて有志者の協合に出つ。内山に行く車路より數百間の山間を繰り抜き谷水を引き此瀑布を作れる。怪岩奇石を用て築き成し之に栽るに古木を用れば。誠に天工の如くに見ゆ。其流末廟前の心池に注ぎ入り池水尤も清し。此瀑布成りしより。神廟の風致一層潤飾を増せり。宮後の梅園は。明治十九年十月博多富商伊藤六右衛門下澤善右衛門兩人之を寄付す。反別四反四畝〇式歩あり専ら梅樹櫻桃の名花を栽植し。間々怪石并木を交て風致を添ふ。其中に龍頭の噴水器あり。直上數十尺恰も練布の天より下るが如し。其下流園の中央を流る。小亭を其北隅に結構し。雙鶴常に其前水沼に啄み。時々和樂の聲を發す。人々之に至れば。實に仙境に入るの想あり。此噴水器は明治二十四年に成れり。合議所は神廟の後にあり。明治十三年三月。社務便宜の爲め新築す。南方は神廟を仰ぎ。北方は梅園に臨み遠く竈門山、原山、等の諸山を望み。嵐光抱むか如く。山水園池の勝四時ともに佳なり。新公園は明治三十三年四月開園。神廟の南なる祖靈社の邊より起りて龜山の人家に至る。總反別壹町六畝七歩。舊附屬地貳反七畝廿九歩を併せ廣大の庭園を成せり。梅松櫻桃其他種々の樹木を栽植し。谿水を引きて園内縦横に環流し。其流末心池に入る。

社殿建物及輪奐の諸營物

本殿 桁行五丈四尺五寸。梁行四丈〇八寸。高前一丈四尺。高後一丈五尺三寸。慶長十九年小早川隆景造營。

樓門 桁行三丈四尺。梁間一丈四尺。高二丈九尺。

東廻廊 桁行二十一丈四尺三寸。梁間一丈二尺。高一丈一尺三寸。

西廻廊 桁行二十二丈〇三寸。梁間一丈二尺。高一丈一尺三寸。

慶長七年黒田如水、長政造營

宿直門 桁行一丈六尺。梁間一丈一尺七寸。高一丈四尺三寸。

秋殿 桁行三丈一尺二寸。梁間三丈五尺六寸。高一丈六尺二寸。

御供屋 桁行貳間四面。

鼓樓 桁行二丈五尺。梁間一丈九尺。高一丈三尺五寸。

繪馬堂 桁行四丈九尺。梁間一丈八尺六寸。高一丈四尺八寸。

浮殿 桁行三丈八尺五寸。梁間一丈八尺。高一丈五尺。長四間。横壹間半。文化十二年五月博多仲島町奥村玉蘭建立す。明治二年四月其子孫奥村藩之助、同彌三郎、修繕を加ふ。

浮殿の一字は、天正六年の兵火にも免れ。古昔の儘存在す。文化の末に改造せしに。當時の棟札を發見す。守護志賀阿房守親慶郡主高橋主膳鎮種寺務職大島居法印信寛願主東北院法眼信順正大工式部巫山元量權大工孫四郎と有り。(筑前縣風土記)

遊樂噴水器 覆屋桁行三尺八寸。梁間三尺七寸。高八尺五寸。

明治十年十一月再興施主富田又一帆足文藏外。

神厩神馬

神厩神馬往古よりあし毛の馬を用る事舊記に在り。大永三年大内家より宰府岩淵にて神馬飼料寄進せし古文書あり。是も亂世にて絶へしか。黒田長政再興せらる。上座坊之を司る。明治の初年之を廢止す。

寶庫

桁行一丈八尺。梁間一丈二尺五寸。高一丈二尺七寸。

支庫一宇 桁行一丈四尺五寸。梁間一丈二尺七寸。高一丈四尺。

延寶四年丙辰宮司檢校坊快鎮一力にて之を建つ。

聖堂

文化十年建立。弘化の頃延壽王院信全神池の側に一小堂を建て。吉備公唐土より持來られし孔子、顔子、閔子の銅像を安置せんとせしか。未だ成らずして止む。此三像今は神庫に納れり。

石橋三

第一反橋。長四丈五尺。幅一丈二尺五寸。石柱十八本。

第二真橋。長四丈五尺。幅一丈二尺五寸。石柱十八本。

第三反橋。長六丈三尺。幅一丈二尺五寸。

右三橋共橋基を石に改造し。其上白木板を用ゆ。寛文七年舊藩主黒田光之寄附。

石鳥居一基

左近の馬場三ツ橋の前に在り。無銘なり。里人の口碑には。高橋紹運の建立なりと。社説には。筑後國綾坂の城主新田大炊之助の建立なりとも云。

按。筑後國御原郡綾坂村に新田清貞と云ふ人天正の頃在城せし由。今に田圃の字清貞と云所あり。同所田中新吾なる人語れり。

同一基

右櫻の馬場に在り此所櫻樹を多く植ゆ。故に櫻の馬場と云ふ。銘に本州牧從四位下源朝臣綱政建立元祿九祀歲次丙子三月朔旦

銅鳥居一基

右大町に在り。銘に天明元年辛丑十二月朔旦肥前國唐津願主常安九右衛門保道建立。

石鳥居一基

右連歌屋町に在り。銘に本州牧從四位下源朝臣綱政建立。元祿十四祀歲次辛巳臘月廿六日。

同一基

右は三條町に在り。銘に博多馬場新町守次三兵衛施主文化七庚午歲八月元辰。

同一基  
右は關屋に在り銘に筑前國主左近衛權中將從四位下源朝臣齋神建。文久二年在壬戌五月穀旦。

同一基  
右は櫻馬場浮殿の前に在り。明治廿八年十二月京都府小林吉二郎、塚本喜左衛門、太宰府鬼木忠次郎、博多小川小三次、松隈和三、井原榮七建立。樓門より反橋間敷石は博多紙屋又七寄進す。

神 寶

神寶は歷朝の帝王及公卿大夫よりの寄納物甚だ多かりしか。度々の兵燹にかゝりて焦失す。今其残れるもの一二を左に記す。

御劔一振

右長二尺一寸五分。天國作。兵庫鐔。相傳ふ菅公仁和二年七月十四日ありて河内國舉田八幡宮に參籠あらせられし時。神童出現して御劔を菅公へ授けしと云ふ。

太刀一振

右長二尺六寸六分。大直及梵字龍彫刻豊後國紀行平作。安元元年小松内大臣重盛の寄附。

同一振

右二尺七分。小亂及泰包平作。文祿四年山中山城守寄附。

同一振

右二尺三寸四歩。中亂通樋京信國作。

同一振

右二尺五寸。直及青江直次作。

同一振

右長二尺一寸八歩。糸直及三條小鍛冶宗近作。

同一振

右長二尺五寸五分。直及延壽國房作。

鏢

右菅神の御身に隨へ玉ひし物なりと云ひ傳ふ。

菅神御直筆二軸 離家三四月云々の詩なり

菅神御直筆法華經八軸 紺紙金泥なり

菅神觀音經一部



- 趙子昂馬繪一軸
- 神鏡一面 徑二尺四寸文祿二年九月大谷刑部少輔吉隆女寄附
- 唐鏡一面 徑一尺二寸黑田如水室照福院寄附
- 都府樓瓦硯一片
- 雲版一片 源義經和泉三郎秀衡寄附
- 宸筆神號神像掛搦物一軸 神號は後醍醐院の宸筆神像は黒田綱政の筆
- 縁起 黒田如水の寄附
- 増補縁起三卷 筆者高辻亞相母長。元祿六年寄附
- 連歌百韻一卷 永徳二年今川仲秋寄附
- 鰐口一掛 慶長五年二月筑紫上野介廣門寄附
- 萬葉集一部 黒田長政寄附
- 菅家文章 黒田長政寄附
- 和漢聯句懷紙一軸 黒田長政慶長十三年興行連歌筆者里村昌塚
- 五百韻連歌懷紙 黒田忠之寄附
- 衛府作太刀一振 黒田忠之寄附 信國作

右之外國主黒田家代々及び諸家の寄附寶物多くして數ふるに遑あらず。

社 司 職

當社の祭祀は太宰帥之を掌りしか。後菅原姓の人勅を承けて之を專司す。之を別當と云ふ。六個年期を以て交任す。

○安樂寺別當は。天曆年中に於て平忠法師補任す。之を初世とす。平忠法師は菅公三世の孫にして。右中辨淳茂朝臣の二男たり。二世を鎮延法師。三世を遍日法師とし。此二師は菅公三世の孫常陸助兼茂朝臣の子なり。夫より觀應、文和の際に於て。經圓法師あり。師は菅公十六世の孫東宮學士在經朝臣の第三子とす。經圓法師迄三十六世他姓の入任するとなく。其後久して正別當の補任なく。留主別當より專任せしか如し。後文治二年間に於て。二十一代の別當安能僧都あり。平家へ意を通せしとの趣源頼朝の聞く所となり。安能を廢して全珍法師をして代らしめんとす。安能之を聞き。潛に使を鎗倉に遣して。寺務の事。權門に付て濫望すべからざる由を稱して。永久の起請、保延の宣狀等を鎌倉に進して陳申す。然るに同年(文治二年)六月廿六日安能遷化す。依て同年八月十八日全珍法師を別當に補す云々東鑑卷六に見へたり。(永久の起請、保延の宣狀、又能安寺務は其留主別當は。大鳥居、小鳥居、の兩家交る此職に補任せしか。近世に至りては大鳥居のみ特に留守職に任す。)

○大鳥居は菅公の長子右大辨高視朝臣に出つ。後堀河帝御宇に當りて其八世の孫式部少輔文章博士二條院判

官代善弘朝臣勅を承け太宰府に下る。其子善昇家を嗣ぎ。筑後國下妻郡水田の庄に住す。(水田の庄は朝野の寄附に依る神領地なり)安樂寺別當に補し。祝髮して大鳥居信貞と稱す。子孫其職を世襲す。信貞に三子あり長子信護。其家を嗣ぐ次子信實。小鳥居と稱し。三子信圓。浦の坊と稱す。各祠職に補任す。第十六世信渠とす。二子あり信寛信白とす。信寛家を嗣ぎ。信白は出て、御供屋を嗣ぐ。

又御供屋は高視朝臣の六世在良に出つ。在良の子を善弘とす。善弘に二子あり在長、善昇、(善昇は大鳥居の祖)在長に二子あり。在經、安能。安能の子信重之を御供屋の祖とし累世祠職に司り五別當の一たり。又執行坊は高視朝臣の七世時登に出づ。其四世定圓法印あり。永安二年壬辰安樂寺別當職に補し。執行職を兼ぬ。子孫相續して社務を司り執行坊とす。

己上大鳥居、小鳥居、御供屋、執行坊、浦の坊、の五家皆菅原姓にして。之を五別當と云。

○寶曆四年甲戌第二十六世大鳥居信實清僧と成り。延壽王院の勅號下る。其後信賢信廉信觀信全に至り。慶應四年四月復延壽王院の號を廢し。西高辻と稱す。從五位下に叙す。其養嗣子信嚴明治十五年六月二十三日男爵に叙し。華族に列す。太宰府神社官司に任す。嗣子信雅家を嗣ぐ。祖高視朝臣より三十二世に至る。滿盛院、檢校坊、勾當坊、

此の三坊は並に味酒安行の裔にして。内殿式を掌る。之を三官司と云。上座坊、寺主坊、都維那坊、

之れを三綱と云ふ。

華臺坊(新院)六度寺、安祥寺、寶壽坊、(石築坊)明星坊、眞寂坊、寂門坊、十境坊、常修坊、已上原八坊とも云ひ。之を衆徒八坊と云。

文人三家。

小野氏にして道風の孫道好の裔なり。村上帝御宇太宰都督小野朝臣好古。文人三十人を奏請す。道好は其一  
人なりしと云ふ。

連歌屋坊は文寺なり。其祖木山紹宅天正年間連歌を以て其名世に高し。

其他安秀院、逆壽院等あり

詩 歌

太宰府は東に寇門山聳へ。西に天拜山高く。染川前にあり。岩蹈川北に流れ西に廻りて思川と成る。四王寺山、大城山、北に峙ち。蘆城の驛南にあり。觀音寺太宰府の官舎、都府樓の址等は西に連り。山川村里の氣色林の木立美しく。實に勝たる佳境なり。鎮西府今は廢すと雜も。菅神宗廟の地なれば。人家多く甍を並へ。自ら西都の古相を失はさりし。殊に菅公詩歌を好み玉ひ。其高德を仰景し瓊蘂を采りて社頭に詣て來る人の詩歌亦た多々なりし。之を左に彙集して本社經歷を了る。

安樂寺聖廟望三勝形一

源 時 綱

轉脂何處趨風流。古廟勝形足以遊。山學畫圖春雨巧。林調琴筑晚嵐幽。擬秋罇下醉空忘。詩癖花前老未休。洞裏煙霞從可樂。一生何必在皇州。風煙下勝久知世。靈粹及真長配天。爲仰冥々雲雨祝。儻希神鑒早垂憐。

冬日詣安樂寺聖廟

藤原周光

杖藜尋到梵宮墀。此地奇靈奕代傳。孤岸菊殘秋送九。仙壇松老歲期千。

參安樂寺聖廟述志

釋道禪

古廟地形靈也奇。佛陀應化跡長垂。俗機塵斷青松洞。法性水清白鷺池。利物無涯春雨普。至誠匪石夜雲知。可憐遙渡蒼波路。再拜低頭昔願儀。

冬日參詣安樂寺聖廟

府之東北一松塢。斯地佳名從昔傳。靈跡長垂年二百。德輝普照界三千。歸鄉期近春風日。侍廟信深夜月天。入夜參詣故云運命取身雖至拙。愚兒景福住神憐。

古への光にも猶まざるらむしつむる西の宮の玉垣

慈鎮

神垣にむかし我見し梅の花共に老木となりけるかな

經信

大宰府謁菅公廟

廣瀬淡窓

菅公家世屬儒林。偶拜崇祠景慕深。邊砌梅松無俗樹。滿池鶯鷺有嘉音。祀同關帝施朝野。名亞宣

尼照古今。却憶土師管止殉。果然餘慶見天心。

述懷

冷泉宰相爲經

飛梅香渡三千里。都府樓邊二月天。天錫曾稱神德美。高風餘韻鎮巍然。

太田錦城

寬平相業見雄才。晚節浮雲何足開。却教神德照悠久。千樹長松一樹梅。

菅茶山

匡國英謀侍偉人。無如群小黨讒臣。相門權去兵塵沸。始信興衰繫一身。

秋山玉山

其一

悠悠八百歲。陳迹徒悲傷。都府樓何處。觀音寺已荒。魂猶吟澤畔。人似貶瀟湘。唯有梅花色。春風憶帝鄉。

其二

宰府遺蹤舊。猶思昌泰年。浮雲饒紫海。傲日訴青天。廟貌千秋肅。詩名萬古傳。

謁菅右府祠廟有作

賴山陽

都府樓唯看瓦色。觀音寺獨聽鐘聲。相公此句燥髮滿。今日始向此際行。想見傑搆堆書費。華鯨雄吼法王

城。宰帥虛名實困廢。思罪卻掃掩柴荆。儒生衰蹶真罕事。久矣銓衡論門地。洞知沈痼須良藥。銳意蟻根試利器。酬知何暇恤人言。奮搏自折凌雲翅。為鬼為蜮奚足尤。群鷄一鶴宜相忌。國瘁天數豈與公。盤鑑已矣又彫弓。世態幾回浮雲變。獨有威德傳無窮。寢廟棟宇彌岐嶷。祀典于今群兆億。願祝府樓空斷礎。寺餘數椽亦傾仄。行人田間拾缺瓦。猶存相公看時色。

對梅有感

井上哲次郎

雪後江南寒意薄。荒垣之側早梅披。疎影橫牙隔淺水。淡々含烟春一枝。側對此花有所感。欲去不去暫低回。野僧見我乃迎揖。怪問先生何依違。吾向野僧述我意。相對少立背夕暉。憶昔吾有太宰府。一夜獨步調香祠。深巷人定春寂々。遠處只有柝聲微。整路入橋老樟暗。華表以外夜鳥飛。自此一望花如雪。處々茶店盡藏埋。百畝之中與何極。看々樹々無不寄。或如仙女對明鏡。素面玲瓏照古池。或如真人臥幽谷。玉骨抱石不染埃。可人風韻無人見。春色十分夜深佳。狂風撼地林底起。落花輕輕撲我衣。無端寒林白狼藉。樟天辭地暗香迷。況復月出窺山上。繞脚書出絕世姿。况復鶴自思川至。一聲戛然過林西。此情此景不可寫。真耶夢耶獨自疑。悟之是素不足怪。昔公精神所滯遺。躊躇賞花不能去。吸夫清氣聊思惟。丈夫何復從汚俗。終身潔白當如斯。一旦蹶然出鄉里。負笈遠遊問名師。屈指飄蓬已八歲。大業欲圖未成基。方住京城黜溪畔。黃塵十丈車馬馳。人心之險抑未耳。逐日風偷又俗漓。不是淵潛霧伏處。千歲之業難為。偶對此花思往事。蒼波千里欲直歸。其奈猶未遂宿志。難向舊友述壯懷。

以之不復顧。謫劣。欲登文壇試我才。讜議侃々降奸佞。辨析娓娓啓狂癡。然後復至太宰府。長結茅廬賞花魁。野僧聞之亦感動。問語相慰欲別遲。蒼烟早已籠村暗。遠寺鐘聲度水來。

清 王治本

呼嗟乎。謂公不逢時。何以明楊作帝師。謂公得逢時。何以垂老謫海陸。道長道消。一反手時也。今也不可知。竊想公自寬平初。超擢翰院登鼎司。濟世經綸。邁管樂。匡時事業擬泉伊。猷可替否尊王室。威權未許戚臣移。明良相慶幾十載。天皇倦勤起退思。君臣之遇不終合。讒毀之言從此滋。慷慨避位三上表。從容諫獵一々詞。鄙哉博士妄議漫云。明哲見機遲々。以是身作祇柱。一去一留關盛衰。唯願盡瘁。學諸葛不願避。既效范蠡。海西之行亦夙料。臣罪當誅復何辭。幽廬相對唯書卷。荒逕栽植有樛枝。每日焚香拜恩賜。愁逢佳節賦新詩。悠悠謫居過三載。樞星夜墜筑水湄。歎息一蹶不復超。道之窮也命為之。荒土一抔埋忠骨。馨香千古薦明葵。窺門山高思水長。與公德澤並遐施。呼嗟乎公之遇。而不遇者。力不能以破群疑。公之伸而不伸者道直。將以萬世期。吾嘗讀史。至昌泰延喜間。不為公掩卷而噫々。

詠古梅寄奠 太宰府菅廟九百九十年祭壇

判事從五位 三 島 毅

雪苦霜辛千古冤。飛樛留迹立神垣。春風一夜催花信。吹返當年日本魂。

詠古梅以寄奠太宰府菅廟九百九十年祭壇

從五位子爵 入江為守

鐵幹數圍苔蘚生。南枝漸覺帶春晴。詩人自此鬢毛白。宰相于今衣袖清。疎竹蕭々仍舊侶。長松鬱々是同庚。當時想見隨雲影。一夜飛過千里程。

花弄吟咏與偏長。遺愛猶看古廟傍。鐵幹撐持如拄笏。寒香自帶御衣香。

正五位男爵 杉溪言長

于今老樹占春陽。錯落枝頭苦色蒼。鐵石心腸冰雪骨。行人千歲掬餘香。

寧宇 手島知德(伯耆人)

鐵幹槎枒古竹筵。空山歲歲迸春風。月明都府樓頭夢。萬古衣冠拜相公。

古 梅

秦山人 七方久元

馥郁春光九百回。社頭老木絕奇哉。千秋誰不仰神德。闔世令名鑿似梅。

古 梅

碧處 青木成一

屈曲臥苔存半身。轉從雪裏見精神。花開數點猛香迸。一氣能回天地春。

古 梅

本鄉貞雄

老梅雙立亂紛紛。太宰祠頭春色繁。千里飛來已千歲。異香依舊慰忠魂。

古 梅

綠所 池田世柔(駿州沼津人)

蟠屈如龍獨養神。奇姿浸水盛珠鱗。風塵豈是污君得。冷處開花萬古春。

古 梅

菅 廊(東京下谷人)

老幹槎枒寂寞濱。霜雪歷盡幾艱辛。何郎狂態為辭洛。公主痴情曾效顰。獨伴堅貞松氣骨。唯容高潔月精神。芳魂縱在江湖遠。千古東風護帝園。

齋侵苦他太淒涼。玉是精神鐵是腸。千載春風如一日。乾坤到處慕清香。

菅 菅右相梅花詩卷後舊作錄以奉祝菅相祠九百九十年祭期

瀨東漆園 王 治 本(清國時改人)

謫處空山絕俗緣。悠然坐對月明前。閑來賦就梅花句。人與棋華共作僊。御衣拜罷雪晴時。一樹梨花一首詩。千古高情誰得比。孤山處士是心知。

正五位伯爵 宗 重 望

菅公祠畔老飛梅。天拜山前春意回。一領御衣香不死。月明魂魄下瑤臺。

裔孫從四位候爵 菅原利嗣

我家洗硯池邊樹。朵朵花開淡墨痕。不要人誇好顏色。只留清氣滿乾坤。

太宰府謁菅聖廟

谷 口中秋

大城山下路。肅々拜天神。當日三公職。本朝一聖人。松間多引客。梅處欲催春。千古英靈赫。遙應紫宸。

下編 官社  
社頭祝

君思ふ天満神のまこゝろはちとせを經ともかわらさるらん  
内大臣正二位勳一等侯爵 徳大寺實則

萬世にかほるいかきの梅か香やかても神のみいつ成らん  
子爵 前田利徳

きみかためこゝろつくしの神垣は梅といくら代榮へそふらむ  
正三位子爵勳四等 高辻修長

ちとせ經ていよくかほるかみかきのうめはみいつにならふなりけり  
宮内顧問官從三位勳三等男爵 高崎正風

つくしかた神のいかきの梅かえは御代とにもたちさかえけり  
權典侍正五位 柳原愛子

氏人も榮え久しき行末のめくみをあふく神の廣まへ  
從一位勳二等 正親町實徳

したひこし五十垣の梅の古をも神はあわれとちもひ出らん  
正三位子爵 白川資訓

ひくしめのしてもかへらぬはる風にとかなる世を神もしるらむ  
從一位勳一等 嵯峨實愛

この神の守り絶せぬとやすの國津やしらは世々に榮へて  
從三位勳四等 黒田長知

明らけき神のやしろのみかゝみにゆたかなる世のかけもみまつ  
權典侍正六位 千種任子

津くしかた天みつ神はあてたれて盡せぬ君か世を護るらむ  
侍從正三位 堀河康惟

さすらえてこゝろつくしにいのりにしその神かきのさかへゆくらむ  
從二位 東久世通禎

つくし路にみあさたれますこの神の御うつわふかんいく千代のはる  
從三位 菅原利聲

文まなふみちもひらけて此神のひかりも世々にかほる御代かな  
正五位子爵 菅原利昭

萬代のさかあもしるし君かためこゝろつくしの神の御前わ  
誠の瀧をよめる

從三位侯爵

前田利嗣

千代までもこゝろの池はすみぬらしまことのたきを水上にして

正三位

源通禰

よこを経て盡せぬ瀧のしら糸は人のまことにかゝるなりけり

從三位

長知

落瀧津ながるゝ水のいやましに神のみいつや世にひらくらん

從三位

尊福

○官幣小社 滝門神社

本社は滝門山の絶頂大磐石の上において。神殿は西に向ひ。本殿三間四面。渡殿、檜三間、入一間。拜殿檜三間、入二間。千鎮座の神け。玉依姫命にして。相殿左座に神功皇后。右座に八幡大神を配祀す。

○延喜式神名帳に。御笠郡滝門神社一座。大神とあり

○祭日は。十月初午日。

社傳に。鸕鷀草葺不合耳の皇后。海神の女玉依命日向國高千穂岳に於て。神武天皇を産せられて後。滝門

山に降居玉ふと云。

青柳種信云。鶴岡八幡宮末社に滝殿と云ふ社あり。八幡宮記に。八幡の姨寶滿菩薩を安す。又「をみるめ」  
とも云ふと。鎌倉志に見へたり。肥前國佐賀郡河上社の十二社と云ふにも。滝門山神を祭る。都て諸國に。  
八幡三神とて祀る内の一神。姫御神と云ふは。當社の御神なり。是御姨神に御座すか故なるべし。然れど  
も海神の女玉依姫と云説も。中古より言來りしと見へて。二十二社本縁に。抑八幡三所とは中の御殿は大  
菩薩。西の御殿は神功皇后。東の御殿は神武天皇の御母。此神同殿の不測事也と見へ。又其次に。八幡三  
所と云ふ事御身は應神天后は玉依姫。御母は神功皇后。云々と有りて。一定の説なし。二十二社注式に  
は。箱崎宮。或云一應神、二聖母、三滝門、云々。又延喜二十一年六月廿一日御詔宣云。滝門山は我伯母  
仁御座す云々と見へて。當社の舊説と同じ。此外諸社の説皆御伯母神の由にして。本縁の説に始て神武の  
御母と云ふ事あり。凡古書の中に。玉依姫と稱するは。海神女の玉依姫。又高皇產靈の御子萬幡姫兒玉依  
姫。此二神代卷に見へたり。又山城風土記加茂の祖神を活玉依姫と云へとも是は其容儀を贊美せる稱にて。  
玉宜と云言を約して云へり。一神の御名にはあらず。さるを海神の女玉依姫は世の人遍く知りたれとも。  
餘の二神は知る人稀なる故に御名の同きに依りて混して。此御社をも海神の女と云へるなるべし。是は神  
功皇后の御妹虚空津比賣命にては御座ぬか。是八幡大神の御姨なればなり。又社説には。天武天皇白鳳二  
年勸請せられし由言傳ふれとも。當社建武三年二月少貳妙惠か有智山城落去の時。兵火に罹りて神館寺院

一時に焦土となりて。古來よりの記録證文等悉く焼失せり。今有る所の縁起は。百四五十年來に作りし物にて。徴とするに足らず。按に玉依姫の御事定説なし。八幡愚童訓には。神功皇后に二人の御妹まします。一人は寶滿大菩薩。一人は河上大明神共見へたり。具原篤信は八幡大神の玉依姫を伯母と宣るは。國俗婦人を貴て伯母と云に同じ。眞の伯母には在まらずと云。今正史の據るべきなく。當社の古記もなければ。姑く社家の所傳に従て異説をこゝに集録す。

○古記に曰。醍醐天皇延喜元年六月廿一日。或云二十一年六月朔日

八幡大菩薩詔云。竈門山大神者。九國二島守護神我伯母也。太宰府官人參。穗波大分宮時。騎馬著笠過山下。我甚不安矣。大分宮者。八幡宮也。依此神詔。遷大分宮於宮崎宮。又勅改造竈門山神社。結構之美。新人之耳目。據接八幡大菩薩、以竈門山大神爲伯母之親之如伯母也と見へたり。

續後記九。仁明天皇承和七年四月丙寅。授筑前國從五位下竈門神從五位上。

同二。九年秋七月癸巳朔乙未。遣使於筑前國竈門神社諸社奉幣有崇也。

文德實錄二。嘉祥三年冬十月乙卯辛亥。進筑前國竈門神正五位下。

三代實錄二。清和天皇貞觀元年正月二十七日甲申。奉授正五位下竈門神從四位下。

同十六。陽成天皇元慶三年六月庚申朔八日丁卯。授筑前國從四位下竈門神從四位上。

百練抄二。嘉承元年十一月三日。竈門神授正一位。勅使太宰帥大江朝臣匡房下向云々。

中古記。嘉承元年十一月三日辛卯。竈門神奉贈正一位。本位從一位

又有別宣言。仍位祀請位記宣命。今度宇佐使官使正六位上伊岐宿禰義成爾被付云々。

鳥羽帝天永三年壬辰に勅使を發して當社に官幣を捧らる其宣命に

竈門山大神波八幡大菩薩乃伯母本朝乃鎮守云々。

近衛帝久安二年丙寅天下に大變多かりしかは。當山にて轉經修法せしめられ。宸筆の經卷を納め玉へり。

其上に九州總鎮守寶滿大神と書しめらる。

後土御門帝文正元年丙戌十二月に。天下大に地震す。一國一社にて御祈禱あり。當國は竈門山に於て是を行はる。五色綾五十反。黄金五十兩を寄納あり。

新續古今集に。後三條院の御世藤原經衡。筑前守たり。時大旱す。經衡は當社に登山なし鏡を捧けて雨を禱り。其鏡に添へし歌存せり。

雨ふれと祈るしるしの見へたらば水鏡とも思ふべきかな

不思議や靈驗ありて忽ち竈門の絶頂より一道の雲起り。沛雨降りて農民蘇生す。此鏡徑一尺二寸裏に紋なし、今も神殿に有り、常には人に見せしめず、雨乞の時是を取り出して、祈念すれば、必ず其驗ありと云ふ。

文永弘安元寇襲來の兩役に於て。一山の衆徒は社頭に參籠し丹誠を抽んで、國難を攘んことを祈る。不思議の靈驗ありて。忽ち當山の頂より雲雨を捲き上げ。大風天地を簸揚し。元の大軍海中の藻屑となりて亡滅せ



しも。當社の加護なりしと云ふ。

天正十四年丙戌七月十日高橋紹運其次男統増を當山の城に籠て敵軍を防かしめ。當社に祈願して其戰勝を禱る。其願文は紹運義死の條に載れは著す

斯て衆寡敵し難く岩屋資滿の二城没落すと云へど。其翌年は豊臣秀吉九州征伐となり。多年の兵亂引みて九州の庶民茲に蘇生す。秀吉紹運の忠死を感し其二子を筑後國に封し。其家運を開き。遂に彼祈願の如くなりしも本社の靈驗と謂へし。

當社恒例の祭日の外年中に四十餘度の祭式あり。三月初午の祭を尊饗會と云ふ。十月古へは二月十日の祭に神輿有智山の外宮に渡御あり。三月九日まで彼所に留り玉ひて。翌十日の朝太宰府町の南なる五條頓宮に神輿を移し奉りて。即日本社に還幸あり。村の四圍十町に軍路と云ふ所あり。此神幸いと久しき時より修行ありしか如し。考證を左に掲ぐ。

百練抄に。堀河院長治二年六月二日。諸卿定申。太宰權帥季仲同意。于八幡別當光清射<sub>ニ</sub>危<sub>ニ</sub>竈門社神輿<sub>ニ</sub>殺<sub>ニ</sub>害日吉神人<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>並竈門宮可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>八幡末社<sub>ニ</sub>哉否事。十月卅日吉祇園神人、延曆寺大衆、爲<sub>ニ</sub>先<sub>ニ</sub>神輿<sub>ニ</sub>參<sub>ニ</sub>陽明門<sub>ニ</sub>訴<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>季仲卿<sub>ニ</sub>並檢非違使<sub>ニ</sub>絶政<sub>ニ</sub>八幡別當<sub>ニ</sub>光清<sub>ニ</sub>等<sub>ニ</sub>罪科<sub>ニ</sub>遲々<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>由<sub>ニ</sub>。又八幡神人等參<sub>ニ</sub>入<sub>ニ</sub>待賢門<sub>ニ</sub>祈<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>光清不可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>罪科<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>由<sub>ニ</sub>。十一月一日季仲、絶政、光清、可<sub>レ</sub>勘<sub>ニ</sub>罪名<sub>ニ</sub>。又光清可<sub>レ</sub>止<sub>ニ</sub>齋務<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>由<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>ニ</sub>。仍大衆歸山三日光清不可<sub>レ</sub>勘<sub>ニ</sub>罪名<sub>ニ</sub>依<sub>ニ</sub>件<sub>ニ</sub>社訴<sub>ニ</sub>不可<sub>レ</sub>止<sub>ニ</sub>宮司<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>由<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>ニ</sub>。且又八幡神民奉<sub>ニ</sub>昇<sub>ニ</sub>出<sub>ニ</sub>神輿<sub>ニ</sub>於舞殿<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>洛<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>由<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>其聞<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>也。十二月廿五日前太宰權帥季仲、除名、配<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>周防國<sub>ニ</sub>。緣坐之輩同<sub>ニ</sub>流罪<sub>ニ</sub>云々。

参考

宮永保親云。百練抄の文は應徳の官符と齟齬するに似たり。九國の總鎮守たれとの官符下りし應徳二年より長治二年までは。僅に二十年を経たり。然るに九州の總鎮守爲る社を以て。いかでか八幡の末社たるべきやなどの定はありけるにや心得かたし。又九國の總鎮守なりせば。高橋紹運の願文の如く。弘安の度に一國總社の號をことしく下し玉ふ事あらまじきは。竈門神社は九國總鎮守なるべし。當國の總社と云る説は信しかたし。云々。

當社の修造。古は九國の課役として造營有りしと云ふ。

百練抄に。二條帝平治元年八月二日。陳定竈門山宮燒亡。同永曆元年十月十二日。延曆寺大衆捧<sub>ニ</sub>日吉神輿<sub>ニ</sub>參<sub>ニ</sub>洛<sub>ニ</sub>訴<sub>ニ</sub>申<sub>ニ</sub>。太宰府竈門宮、並大原山安樂寺燒亡。治部權少輔菅原貞衡、合戰事。云々。十七日菅原資成配流。貞衡解<sub>ニ</sub>官<sub>ニ</sub>云々と見たり。

○天正年中高橋紹運此の山に城を構へ。修験の徒是に荷擔しけるを。秋月種實怒りて落城の後。山の東提谷の内に小祠を建て。神體を移し奉り。山徒をも此に移せり。其地を今寶滿と云本尊寺より登る道にあり

○文祿二年癸巳七月、小早川隆景登山ありて。近郷の良材を伐出し。多く工匠を集て本社已下石鳥居迄造立し。慶長二年丁酉に至り五ヶ年を経て落成す。久しき亂世にて諸堂社も荒廢せしを古法の如く再興ありしに。

僅かに十八年を距て寛永十八年辛巳二月火災ありて。講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、一時に焼失す。是は近年山中の經界正しからずして。野火焼運して回祿せしなり。傳來の佛像重器等多くは此時に亡ひたり。其後僅に假殿を作りて神體を奉し。焼殘の物を籠置ける。慶安元年戊子黒田忠之有司に命し。竹森六郎兵衛、吉田善兵衛、津田兵衛、工事を奉行す。近郷の良材を集めて。形の如く造營せらる。三年を経て成就す。神殿、拜殿、講堂、神樂堂、鐘樓、行者堂、藥師堂、護摩堂、等悉く舊貫に復せり。梵鐘も焼爛れて用を成さずれば。慶安二年新に鑄て掛らる。(其後損せしが延寶五年) 鴈口三寸を寄附あり。神殿の額は昔天武天皇の宸翰なりしか。天正の兵亂に紛失せり。今の額は黒田光之近衛關白基熙の筆を請て掲らる。

○神領古は當國他國に數多ありしことを知る。當社の古記に曰く。

「白河院應徳二年五月九日の官符に。左辨官下其略に云。窰門山大神社者九國鎮守。不混諸社故。寄附神領八十庄。宜懸祈聖朝安寧云々。

此に據れば古へ朝廷より深く御尊崇ありし事を推量せらる。

○後鳥羽の御宇右大將源頼朝諸國に地頭を置れし時も。崇敬の餘りに。當社領には。地頭を置ずして守護不入の地とす。元弘の際北條高時九州探題を置きて太宰府地方を奪掠せしも當山の近邊にありし。三十町の神田は。昔より手さす人もなかりし。又延元年中尊氏太宰府に下りし際も。檢斷一色直氏をして守護不入の高札を一山に掲立す。降りて弘治三年丁巳豊後大友宗麟當國を押領して。家臣九人森五郎兵衛、大津留和泉、田吹左衛門太夫、岐部掃部助、夏屋

三河守、平井中務、胡麻津留左京、小田部民部入道、奴留湯長門守、等をして社邊の地前栽茶園まで檢地せしむ。時に座主淨戒訴狀を捧て曰く。

當社領二三年來經界不正。方今檢斷却爲幸歟。坊中三十町自往古守護不入。一色左京大夫直氏探題時。奉尊氏將軍命。被立御高札。近年大内家下知又山之。此等趣審辨問亂舊政。則可謂敬神之至也。斯く愁訴せしも。宗麟は性暴慢にして神社佛閣を輕侮せしことなれば。之を許さずして。悉く課役を懸くる所となり。爲めに社人、衆徒、修験、は大半四方に離散し。殘る輩も課役に堪へずして。永祿元年戊午に各坊舎を捨て山上に攀上り。岩窟樹根に草庵を結びて。艱苦に年月を送りしか。天正十四年丙戌七月。岩屋、寶滿、落城の後。秋月種實山上の坊舎を東の山下に移し。内山、北谷、の社地坊舎を懇開して田圃とす。同十五年丁亥種實日向に封を移されしかは。東山下の坊舎假住の衆徒も。再度山上に復住することを得たり。此頃細川玄旨法印秀吉の陣所を訪んとて筑紫に下たる其道の記に。

昔は窰門山寶重寺とて山伏の住ける所に有りけるを。近き年頃より。高橋と云もの城郭にこしらへて有りけるか。去年島津出て。あたり近き岩屋の城攻落せし時分あけにけるが。此頃山伏の歸り住と申せしに。五月雨の名殘。雲のかゝりて見へければ。

立續く雲を千里の烟りにて賑ふ民のかまとやまかな。

秀吉薩摩より歸陣の道次。太宰府に立過り。當山回復の沙汰ありしによりて。其宮崎の陣に當山より財明院幸賢と云ふ山僧を惣代として御札守を獻せしかは。田中統後守是を執次く。秀吉は甚た喜悅ありて。即ち石

田治部少輔三成に命じて米百俵寄附せらる。又其年小早川隆景當國を領せられしかは。財明院幸賢、平石坊重圓、卷數進物に太刀馬代を添て名島城に行て謁見す。隆景は老臣山口玄蕃允をして米百石寄附す。文祿二年癸巳七月隆景親から登山あり。權宮司重圓法印時に八十餘歳。講堂に於て面謁す。此昨又米百石を寄施し。毎年恒例とせり。黒田長政入國の初登山せられ。仲谷坊經實を太宰府に召出して龍門社は古來の名社なれば。神領三百石寄附すへしとの沙汰ありしも。元來修験は衣食足れば却て行法の志薄くなるものなり。所詮厚恩によりて諸役を免除あれば足れり。十方の檀那疎隔なく勸化して山中の相續然るべし。領地は受用すまじき由。衆議一同して辭退せしかは。長政は其意を感し。其請に任せらる。其後も度々登山あり。衆徒を呼出して臨時の寄施をせらる。

元和四年戊午二月長政又登山ありて。先訴ありと雖も。神領寄附の驗なくんは有るへからずとて。高廿五石の地を太宰府に於て寄進あり。永く山中の公役を除かる。

寛文十一年辛亥。黒田光之山中にて山林八拾萬坪を寄せらる。元祿五年壬申黒田綱政山畑壹町の地を寄せ。同九年丙子又貳拾五石の神領を増寄し。前を合せて五拾石に及ぶ。

古は當社奉仕の僧徒修験者其數夥しく。大宮司職ありて一社の貫首たり。右壺鈔に。圓融院天元二年二月。太宰府に下りし。大政官符宣に。當國の住吉、香椎、筑紫、龍門、宮崎宮皆以て大宮司爲其所之貫首。と見へたれども。亂世に滅絶して。今は其姓氏だに傳はらず。中古より専ら修験奉仕の社となりしかも。明

治三年庚午九月より神祭に復古せり。

○當山の諸堂宇小早川、黒田、二家より造立ありしは。左の如し。

講堂 當山の中峰にあり。小早川景隆再興す。堂宇は寛永十八年焼失せしかは。慶安元年黒田忠之再造す。今の神祇殿是なり。本尊十一面觀音、毘沙門天、陀祇尼天を安置せしも。其他の佛像を併せ。明治三年悉く之を焼捨つ。

神樂堂 神祇殿の前にあり今猶存す。

鐘堂 同所に在り明治三年廢滅す。

行者堂 役小角像を安置す。頗る古作なりしか。明治三年堂を廢せし時之を焼捨つ。

藥師堂 元福泉坊の側に在り。藥師像は延暦二十二年閏十月僧最澄七佛彫刻の時。先此山の櫻を伐りて作りし佛體なり。故に試生の藥師と云。明治三年堂を廢して焼捨つ。

護摩堂 獅々の宿と云ふ。上宮の敷町東に下りて案内と云ふ所の南にあり。天智天皇筑紫に下り玉ひ皇居を太宰府の里に經營し玉ふ時。此山鬼門に當る故。八百萬の神を鎮祭し玉ふ舊跡なりと云。今祠なし。山僧獅子岩に籠る。其上なる路より案内して其園に入る。故に案内とも云ふ。其西に御供石著立と云ふ所あり。其南に三間に六間の屋内に爐あり。長床と云。峰入の時護摩を修法する所なりしか。明治三年廢す。石鳥居二基 一の鳥居は内山村より十町山の半腹に在り。寛永二年乙丑黒田忠之建立。天和二年に黒田

光之再興あり。二の鳥居は神祇殿の前にあり。延寶七年光之建立。左右に石燈籠あり。文化十一年五月黒田齋清建立。

法華塔 元講堂の後にあり。正中二年の銘有りしか明治三年廢せり。

九輪塔 寛文七年建立。廢時に同じ。

休堂 二の鳥居の方より上る者此所にて會す。登山人の勞を休めんが爲に小堂を構ふ。昔は此所に大門ありて。前の橋を渡せり。故字を板橋と云ふ。明治三年廢す。

○凡そ窺門山は當國の名山にて。上古神靈の窟宅し玉ふ地なれば。靈蹤甚た多し。役小角、弘法、傳教、等登山して修法を爲し満山悉く佛地に變して。木根岩角まで佛名あらさるはなかりしか。明治の初年悉く之を毀ち廢せり。

○末社五

鶴茅葺不合尊神社。五瀬命神社。稻氷命神社。御毛沼命神社。倭岩余彦命神社とす。

明治廿八年十月六日官幣小社に列す。

報告祭は同年十一月十五日福岡縣書記官緒方道平奉幣使として參向す。

外 宮

○外宮は太宰府町大字内山にあり。(本殿三間四面、拜殿横四間、入二)其創建の年詳かならざるも。一説に延喜元年(同)石鳥居一處、社地二反歩余

十一月。太宰少貳平朝臣眞材の建立なりしと。

神寶に木にて刻める獅子頭あり(竈竈と)其兩眉の稜骨の所を開闔す。裏に銘あり。寶滿下宮太宰少貳殿御代江洲永禪作。文明三年辛卯六月七日歳五十二度と記せり。又古き高麗狗一對あり。神木の松一株あり。(同三)

末社七 須賀神社。藥祖神社。(共に)白峰神社。風神社。(共に)山神社。三所なり(大字原、本村山、下原山、古賀山。)

上宮は峻岨の絶頂なれば奉幣其他の祭典は下宮にて施行するを例とせり。

故趾舊跡

◎竈門山

太宰府町大字内山の東にあり。南は本道寺大石。西は内山北谷に亘れり。山麓車路より絶頂へ二里四町。六里、太宰府町島居より五十町、上り道七ヶ所あり、内半腹より以上極て峻阻。上宮竈門神社の下に至れば。鐵索を攀上る所二ヶ所あり。一は長六間半、此山筑前國の中央にあり。一は長四間半、竈は中央にあらず。四方にかたよれり。左れども古來より新く言傳へり。

造化神秀の鍾る所。古來神靈の留り座す靈地にて。古へ都督府の鎮山あり。具原篤信云此山を筑紫の國の惣領守と稱す。鎮山と云ふ、神靈ありて其國を鎮め守り玉へるなり。山城近江に愛宕比叡、伊吹、あり。武藏の秩山、甲斐の白降、是信濃の淺間岳、加賀の白山、越中立山、伯耆大山、日向の霧島、肥後阿蘇、豊前彦山、豊後の油布山の類是なり。山の名義は雲霧常に深く覆ひ、烟氣絶へず、故に竈門山と云ふ。一説には竈門岩とて竈門の如くなるあり。一名御笠山。又役の小角。釋心蓮分け登りしより。金剛寶滿の義を以て寶滿山とも云ふ。元人の詩には山脚廣く。御笠、糟屋、穂波、の三郡に跨り。南の方筑後、肥前、より望めは。孤峰天際に聳へ。形勢雄偉にして。衆山に異なれり。衆山に異なれり。東北は穂波、糟屋の諸山高く連りて。恰も一山の如し。滿山悉く岩石にして。其形狀良工の削り成せるが如し。有智山より仰き見れば。磴岸樹上に盤りて。烟霞常に山腰を繞る。筑波山の風景能く此山に似たり。絶頂に上れば。近國は皆眼下にあり。西北は豊岐、對馬、遙に見へ。秋天晴朗の日には。新羅の山も望むべし。山中に櫻樹多し。又楓樹多くして霜後に之を望めは。恰も紅錦を張りしか如し。躑躅數種あり。谷間に山葵、加茂葵、

細辛、七重草等、此外異木異艸多し、枚擧すべからず。斯る名山の二となれば。古人の題詠多く見へたり。左に之を掲ぐ(概風 土記)

古今名寄 竈門山まだ夜をこめて降りつもる峯の白雪おけてこそ見ぬ 大江匡房

現存 ちるたひに燃こがれてもあしきか那かまどの山のひさくらの花 道信法印

類聚並 家は さらはふれ御笠の山路近ければ養鳥まではさして行きてん 檜垣 嬭

筑紫へまかりける時に、竈門山の麓にやどりて侍けるに、道へらに侍りける木に、古くかきつけて侍りける、

春はもへ秋はこかるかまごやま。

とありけるに、又かきつゝける

霞も霧も烟りごぞ見る

清原元輔朝臣

安樂寺に参りて竈門山の烟りを見て

また知ぬ人の見るへさしるしにやかまごの山に烟立らん

橘 爲 仲

六帖 都より西にあるてふかまご山烟たへせぬ戀もするかな

夫木並 家集 音に聞く富士の高根にあらねども御笠の山も烟りたちけり

大納言公任

されは都督府繁盛の時は。此山も遊觀の地なりけんご、今は登臨する人も稀に唯僻土の一高山とするは。恨

ひへき事なり。(筑前國 石土記)

◎佛 頂 山

竈門山の北に有り。竈門山の別峯にして。同山より高し。此山は岩石樹木なくして茅茨のみ生茂れり。其東北の峯を八葉と云ふ。方五間ばかりの所蓮葉八葉の如くなるよりして此名あり。此所に八葉九佛を安置せり。天曆七年の造立皆秘佛なり。(横風 土記)

◎小 岳 社

竈門山より山頂少しくひきくして嶺小なれば。小岳山と云ふ。大石村の上に在り。其絶頂に石籠あり。軻遇突智命を祭る。社傳に醍醐帝延長元年癸未十一月の創建と云。俗に伊豆奈権現と崇む。寛永年中黒田長政の家臣久野外記入道卜心。穴澤流の長刀を勝れ遣ひ伊豆奈の法を行ひ。信仰深く殊に此邊は其知行所なりし故。改めて再興し。寶満山の財行坊を以て其社僧とす。今も此石籠存在し。祭日には參詣の人多し。(横風 土記)

◎染 川

愛染川は太宰府神社の南に當る小川なり。染川の名古歌に多し左に之を摘記せん。

伊勢物語 染川を渡らん人のいかてかはいろになるてふことのならん

業 平

後撰集 十四 筑紫なる思ひ染川渡りなは水や増らんよとむ時なく

藤原 真忠

返し 渡りてはあたに成るてふ染川のこころつくしに成もこそすれ

讀人 不知

拾遺 十二 染川に宿かる波もはやければなき名たつとも今はうらみし

源 重之

櫻陰 拾遺 あだ人のたのめ渡りし染川の色の深さをみてややみなん

良峯 宗貞

右一首太刀の緒にすへき草を求めけるに監命婦わか許になんありといひて、久しくあくらさりければごあり、

百首 百首 人心兼てしりせは中く愛染川も渡らさらまし

隆 源

真玉 わきもこにあひ染川の水を浅み心つくしにみてややみなん

光 住

家集 染川の岸によせる白波はきくにもたがふ色にそありける

重 之

柳川 百首 うなひこかはなちの髪を取りあけてまさ染川に淵瀬かはるな

俊 頼

拾玉 ひまもなく落る涙のつもりてはあひそめかわとなりけるかな

慈 鎮

同 今宵より又濡すへき袂かなあひ染川の末の白なみ

同 隆

玉吟 山風のをろす紅葉の紅をまたいくしほか染川の波

家 隆

夫木 漁り火の波間わくると見ゆれども染川渡るほたるなりけり

權大僧都 信聰

新拾遺 いかなれば人に心を染川の渡らぬ瀬にも袖ぬらすらん

左衛門督 資康

染 川

中 恕

探藍已恨夙期休。和淚揉爲河水流。萬種千般皆可染。如何不戀白頭愁。

◎石 踏 川

石踏川は太宰府神社の北にあり。思川の上流なれども。其所かはりて名もかはれり。宇美山より太宰府へ越くる道にあり。

萬葉集 宇美山を今日越くれば御笠なるいはふみ川に駒なつむなり

◎思 川

思川は北谷村界より流れ來りて。太宰府町の西を過ぎ、觀世音寺村の界に入る。此川筋に三名あり上を岩踏川と云ひ。又岩淵川とも云ふ。當所町の入口の川中大盤石あり溪水其上を走り流る依りて此名有り 其流水を染川と云。本川筋にあらす。聖唐の古圖を 水上岩淵の邊より東方に派を分て神社の西北の側廻廊の邊を流れて南方光明寺の前にて東の山の小流に合す。是を染川と云。末は町の南方を流れて本川に入る今は派水なし。只東の山より出る小流のみ。故に水勢甚だ微なり。其末を思川と云。岩淵より分れたる派水再び本川に還り入る所を云ふ。是一度分れたれども。其本流を思ひ慕ふて還り入る義にて思川と名くとなり。水源五流あり。北谷川、染川、岩踏川、原山川、石坂川、是なり。御笠郡、那珂郡を経て博多の東にて北海に入る。

大江匡房の時に安樂寺の形勝を述て

西有瀉浚水。霧雨添澁埼。或激爲飛灘。或舖爲清溜。と有るは此川の事なるへし。此川に螢多し他所の螢より大なり。古歌にも此川の螢をよめり。思ひ川の歌世々の勅撰及家々の集に多く載たれば。あけて數へかたし。今こゝに僅かに數首を摘む。

後無傳 伊勢物語 思ひ川たへす流るゝ水の泡のうたかた人にあわでさへめや

伊 勢

新勅 撰

思ひ川岩間によとむ水くきをかさなかつにも袖はぬれけり

皇嘉門院 別當

同

流れての名をさへしのみ思ひ川あわても消へぬ瀬々のうたかた

侍從 具定母

思ひ川身をせせなから水の泡のきまてもあわん波の間もかな

正三位 家隆

櫻後 撰集

山吹の花にせかるゝ思ひ川色のちしほは下にしめつゝ

左兵衛督 信家

古今 六帖

流れても絶しとぞ思ふ思ひ川いつれか深き心なりける

定 家

思 川

流れても絶しとぞ思ふ思ひ川いつれか深き心なりける

貫 之

何人 思殺九回腸。流出長河豚々長。兩岸好移連理樹。堪接比翼紫鸞鴛。

流れても絶しとぞ思ふ思ひ川いつれか深き心なりける

中 恕

◎幸 橋

幸橋は榎寺頓宮の前に架けし小橋たり。八雲鈔藻鹽草には。伊勢國に入りける。伊勢の稻木の河の東に。秋殿とて祭使參向の時。此所迄積する所あり。其東に土橋在り。是を再拜の橋と云是ならんと記せり。然れどもそれは再拜の橋にして幸の橋にあらず。夫木集の歌の詞書に筑紫にあり。故に名寄名所方角鈔にも筑前國に入たり。左に載る歌も。太宰大貳の歌なれば太宰府にあることを是とすへし。(綴風 土記) 頼もしき名にもあるかな道行かは先つ幸の橋を渡らん

◎原 山 寺 址

大 貳 高 遠

四王寺山の東の麓原の人家の側にあり。太宰府に属す。四王院の別院原山無量寺ありし址なり。何れの時に  
 か四王寺の廢れし時當寺も退轉せしと云ふ。其址廣し。(當寺の盛なりし時の古圖は、今に六度寺に傳蔵す。)中堂、講堂、坊中の址標石存せ  
 り。菅公薨し玉ふ時。當山の僧侶。重に其葬儀に與りしこと。古記に於て存せり。故に本寺廢絶の後は皆  
 安樂寺に轉して太宰府の本社に仕へて祠官となり。衆徒八坊と云ひしもの即ち是なり。故に又原八坊とも云  
 ふ。此内上首を花臺坊と云ふ。怡土郡大門村中村某か家に藏めし古文書に左の事件を記せり。  
 依有智山與原山圖諍事。安樂寺府直事。自來廿日迄同卅日無代印之儀自身相向可被勤仕也。更不  
 可有緩怠之儀依狀知件

正安二年七月十六日

判

中村彌次郎殿

元弘三年五月廿五日。探題北條英時滅ひしかは。都督一品親王を太宰少貳入道妙惠筑後守原山に迎へ奉りて。  
 九國の軍兵をして寺門を守護し。宿直勤仕せしめし云々。  
 雷山文書に。

奏問一品親王自六月廿六日臨幸太宰府原山之際。筑前國中村彌次郎入道榮永勤仕宿直令付御着到候  
 事。又此旨可有御披露奏達也。榮永恐惶謹言。

元弘三年六月廿四日

沙 彌 榮

上進御奉行所

青柳種信云。此都督一品親王とは何れの時の人なりしや、舊史に見へず。然れども、此時太宰少貳より觸  
 れたる古文書。筑前、筑後、に残れり。元弘三年六月七日の文書に。都督御下向。又一品親王御座太宰府  
 原山など云ひて。其趣何れも同じ。少貳の花押あり。按するに。峰僧正は。後醍醐帝の御外戚なりし故に。  
 元弘の亂に高時之を九州に流せり。然るに建武二年の春。鎌倉六波羅一時に亡ひ。筑紫の探題討れし後は。  
 北條方の者ども。俄に罪を恐れて此の僧正に降参し。長門の探題も罪を謝せしこと太平記に見ゆ。

梅城録に。建武三年足利尊氏京都の軍に討負け筑前に下たり。同三月二日。多々良濱の戦に菊池に打勝ち。  
 其夜は箱崎に陣し。明れば三月三日下御所(直義は、昨日戰終りて直に原山迄來りしなり)より少貳か一族武藤豊次郎使として將  
 軍(尊氏)に言上云々。太宰府原山に打上りし時分。降参の人数馳參す。箱崎と太宰府の間五里と聞へし。  
 午刻に將軍原山の一坊に着す。三月三日より四月三日迄滞在。同日都に登りける。同四年九月十三日。探  
 題一色少輔太郎入道道猷は。菊池武敏以下蜂起すと聞き。肥後國へ發向せし時原山へ打上りて宿陣せる  
 由。聖廟の願書に見へたり。

石城遺寶の附録に。坊樂寺の開山月堂和尚、正安改元依郷之原山醍醐寺良範師習學篤聚開遮之微密とわ  
 りてさばかり名高く盛なりし寺院も。何れの兵燹に跡もなくなりて。今は唯た荒野蕪田となりて。空敷其  
 名を草間に留め人をして滄桑の感に耐へざらしむ。(概風土記、同拾遺)



筑前 原山のさしやの床の假臥に鳥の音聞ゆぬ此の夜は

為 家

◎横岳山崇福寺址

安樂寺の西北岩屋の麓に在りて太宰府町に属す。

四條院仁治元年庚子。湛慧禪師初て此寺を建立す。其翌二年辛丑八月聖一國師圓爾宋國より歸朝して博多に着す。湛慧是を請し。開堂說法せしむ。國師。宋國に在りて其師徑山の佛鑑禪師無準は。勅賜萬年崇福禪寺の扁額を自筆して與ふ。國師其額を持來り此寺に掲げて寺號とす。(無準和尚は、後醍醐天皇の御代より勅賜の二字を尊し)山號は則ち地名を用て横岳山と云ふ。

後嵯峨院寛元元年。勅使ありて博多の承天寺と同時に官寺となす。西都法窟と云ふ。勅額を賜ふ。(承天寺は仁國師の創立)其後聖一國師は當寺より東福寺に住持す。又た湛慧は南浦明和尚を請して。當寺の開山とす。南浦は徑山虛堂和尚の弟子にして。大德寺開山大燈國師の師大應國師なり。(二十四流宗源圖記に云。筑前國横岳山南浦明律師大燈國師入宋嗣徑山虛堂揚彼十一世爲本朝之一派紫野但山大應。)

龜山院文永四年に。明和尚に勅在りて圓通大應國師の號を賜ふ。大應國師此寺に住持せし事恰も三十三年に及び。其後二條院嘉元元年に勅あり。京都萬壽寺に住持せり。是によりて當寺を其弟子即山和尚に譲り住持せしめ。其後は彼法眷一派の長老交る／＼住持し今に至りて九十七代に及へり。此寺昔は繁榮の地にて寺産も多く。大友宗麟の時も。猶筑前肥前にて二百三十四町六反の田地を此寺の産とす。然るに天正十四年七月

薩摩の大軍岩屋城を攻落せし時。此寺も爲めに兵火に罹りて數多の堂宇子院を擧て悉く灰燼となりぬ。此時龜山院、後二條、花園院の宸翰、勅額、繪旨、及虛堂より傳來の經錄墨跡珍器重寶時に焼失せり。其後再興する人もなかりしに。黒田長政筑前國に入封ありし時。春屋和尚の勸により。箱崎松原に移して。其菩提寺とせらる。其方丈、法堂、佛殿、等の礎石は猶殘せり。今其寺號の存するものを左に掲ぐ。(續風土記)

- 靈勝院 長松軒 蘭玉軒 雲谷庵 雲花庵 樵風軒 逢春軒 雲松軒 昆廬庵
- 正瑞庵 心宗庵 大中庵 勝禪寺 三友軒 白陽軒 正傳庵 大聖庵 又東軒
- 正洞庵 耕閑軒 大成軒 正印庵

又八景と稱する佳境あり

- 飛瀑岩 此君亭 圓通閣 甘露井 覆陰藤 瑞雲庵 白蓮池 長松嶺

◎勝 禪 寺

太宰府の内横岳の奥に在り。禪宗臨濟派那珂郡堅粕村崇福寺に属す。此所へ古へ崇福寺ありし時。勝禪寺は其塔頭二十ヶ寺の一なり。天正十四年七月岩屋城攻の時。兵火にかへり。一山は悉く灰燼と成りしも。獨り此寺一字のみ其災を免かれ。殘在して今に及ふ。此所に太宰少貳の支流横岳彌十郎と云もの居住せし事。舊記に見へしも。其址定かならず。此地は岩屋城址の麓にて谷間なるも。いと閑寂ある地たり。(續風土記)

◎智 光 寺 址

下編 故跡遺跡

北谷村の東、三町余小野と云所にあり。小山の上に平地五畝ばかり。草茂れり。礎石少し残り。又東の方に溝の址あり。長十五間、幅三尺餘、深三尺、此邊又礎石所々に散在す。又村の東三町餘小高き所に奥木屋と云所あり。高三尺許、廣五尺四面許の小塚あり。上に高二尺、幅八寸の表石立てり。側に松栗二本生茂れり。里人は傳へて眞譽法親王の塔婆なりと云ふ。法親王の事は西行法師選集鈔第二に記せり。参考として左に掲ぐ。

過にし頃鏡紫にさすらへ罷りて侍りしに。人の語り侍りしは。中頃此國の御笠郡に、小野の里と云處の山中に。いつくの者ともなくて住渡る僧あり。いたく思ひ下すへき品とは見へすなから。淺ましくやつれ侍りて。鬢ひげなごも。そりあけすして。つたなきやうしたる有りける。凡物なごも。多く食はず。只いつとなく。打しめり。時々念佛しなんごしすも。涙を目に浮へてのみ侍り。狩すなごかし。あみ引なむとするを見ては。けしからず。なきもたへて。相かまゑて。念佛し玉へごなん言て。山の中に入て座せりしか。此處に一年はかり住て。其後里へも出ずあれば。已に身まかりにけるにこそご。人々あわれみて。ある時彼の巷に尋ねまかりたるに。其身は見へ侍らすして。側なる板に數々に物を書たり。見侍れば。昔は天臺山の禪徒として。三千の貫主に至らん事を思ひ。今は小野の山の中に住て。彌陀の來迎に預からん事を願ふ「世の中は、うきふししけき、吳竹の、なご色かへて、みとりなるらん、久壽二年三月九日、青蓮院法眼眞譽ごかくげり。又同し手にて。遙に山の奥なる、木を削りて。かく書附らる。

心から倉橋山の世を渡り問んともせず、法の道をは、

斯く記されて。見へすなり侍りきとて。今の世までも戀ひかなしみ侍り。都までもさる人や、聞及びて。手跡のいみしくて、一文字二文字つゝ皆分ちとり侍りきと語り聞へ侍りしに。そいろに。涙のせき兼て、袂をはや、濡し侍りしは。道の奥の衣川とは是ならんご登て侍りき。此青蓮院眞譽法眼ご申すは。鳥羽院の、第八の宮。伏見大夫俊綱の御娘、藤壺の女御の御腹の御子にて。いまそかりき。女御はかなくならせ玉ひしかは。彼御菩提の爲にとて。七の御年、山へ登せまいらせてけり。智行めてたくて、世の末にありかたき。ほどに聞へさせ玉へりしか。法眼までならせ玉ひて、十八ご申しける。長月の中の十日頃になん。いつちごもなく、うせさせ玉へりき。此由山より奏せしかは。法皇ごに歎き思食されて。勅を普く國々に下されて。尋奉るべしご侍りしかごも。かひなくて。鳥羽院もかくれさせ玉へるに侍り。あさましや、是も流浪して、いまそかりける事よ。御齡ひ、二十に及び給はぬ程なれけ。御心のなかよるつ、いぶせく思ひやられて侍り、かたのとほしく。御身の苦しき事のみこそ。渡らせ玉ひけり。何ごてけに筑紫まで、さすらへをわしましけるにや。御足もかけつかれて侍りけんご。返々もあわれに侍り。うき世の中をいつもみごりに。色もかわらす。なげき心ごくらはし山にたごり侍りて。法の道をはありごも知らぬ、わさのうさを、かきごめさせ玉ふ。けにやかたなく心すみて覺侍り。物なごも多くきこしめさすして。惡をつくる物をあわれみ。涙を流し、念佛をすゝめさせ玉へりけん。わくかたなく尊く侍る。つらく思へば。みげ

かも適々惡趣のちまたを離れて。忝も人界に生れ。釋迦の遺教に、あくまであへる時。心をはけまして。生死の海をうかみ出るはかり事をめくらさん道には。かやうに心をもたてはうかみかたくや侍らんと。くり返し尊く侍り、哀れに三世の諸佛の。彼の青蓮院の御心を。十か一の心はせをつけ玉はせよかしとまで思ひやられて。すゝろに涙のこほれぬるぞよさみもなほ御命のきまやらて。天の下になからまて。いまだてかさりきもやすらん。今は又淨土にもや生れ玉ひにけん。乞願くはいまだ草のささしはて玉はぬ御事ならば。必尋あひ奉らん。若むなしき御名のみを残す御事にもある物ならば。一淨土の友とあほして。あわれみをたれさせ玉へことなりき。若君にて山へのほらせ玉へりしには。御供仕て侍りしそかしごかけり。大日本史卷九十五に傳あり

其皇子の住玉ひし所即ち此智光寺なり。本村に智光寺とて小菴あり。此は後世小野より移せるなるへし。明治五年此菴廢せり。

参考

親王の御墓智光寺の址に在るは。全く野石にして同寺の址に建てり。是は寺址のしるしに建しなるへし。又村内に在る、小菴に建たるは。後人西行を、慕ふて建碑せしものと思はる。明治維新の際、御陵墓取調の時。里人の口碑によりて。奥木屋の古墳即親王の御墓と認む旨。上申ありしと聞ぬ。

◎探題の城址

太宰府五條橋の東南二町餘に九州探題今川了俊の城址有り。平地より稍高し。字を城の内と云。其北なる字築山、又は泉水と云。昔城ありし時の庭園なりと云ふ。應安五年將軍足利義滿より今川了俊を探題職とし太宰府に下り筑紫兵馬の權を執らしむ。在職の間勳功多かりしも。其甥今川泰範及び大内義弘の讒にて職をやめて京師に還る。了俊こゝに在る事恰も二十有五年に及べり。(續風土記)

◎岡 見 山

石踏川の北なる山を云ふ。御瓶山とも云ふ。大城山の東南有りて低し。是原山十二山の内なり。此山の東低き所に畑多し。是原山寺院の址なり。早魃の年には太宰府の社僧華臺坊此所にて雨を祈る。靈驗あらざるなし。世傳ふ。傳教大師修法の地にして。其修法の水瓶を爰に埋めり。故に御瓶山とも云ふ。(太宰府神社誌)

◎寶満山城址

北谷村の東佛頂山の東北八葉と化生童子(並に地名)との間に在りて。粕屋郡障子岳に堺ひ。高橋家の居城なり。平地五十間に十間餘有り。其南にも平地少し在り。本丸址の東に陸切残り。其東にも平地十五間に三十間許。又其東にも一段低平なる所有り。其東南にも平地少しくあり。此城址東西三方は石壁。北は切岸を限る。此城の事は岩屋城の所に擧げは。茲には畧す。(筑前風土記)

◎釋心蓮の塔

佛頂山の坂にあり。世傳ふ。心蓮入定の地にて經石を埋めし所と云。寶満山の修驗者大悲大行の時につけ。此

の嶺に登りて賽籠せり。(筑前概風土記)

◎淨戒座主宅址

内山村の南小山と云所に在り。其傍田一反三畝許の地にて大なる礎石一あり。廣二間四面徑五寸許の柱穴あり。是鐘樓の址にして。淨戒は永祿の頃窺門山の座主なり。

◎釋迦院址

内山村の東一町許にあり。礎石存在す其址今は畑圃となれり。三反許あり。太宰少貳の菩提寺なりしと云。

◎臨泉庵址

太宰府五條鐵屋やしき<sup>カキヤ</sup>に在り。禪宗臨濟派博多石城山妙樂寺に屬す。妙樂寺開山月堂和尚誕生の地なり。明治四年四月廢す。其址に二反許の竹林あり。外に堀あり。月堂の母の塔とて古き五輪の塔あり。又門前に古き石佛多く立てり。(太宰府通記)

◎般若寺址

片野村の内新村岡の上に在り。其迹畑圃となれり。七重の塔婆在り。高さ一丈一尺。方一丈六寸。四方に梵字ありて極て精巧なり。太宰府近き所なれば。上代高貴の人を葬りし石墳なるも知るへからず。

◎隈 磨 墓

片野新村の西南一町餘圃中に在り。自然石にて高さ四尺餘許前に梅樹あり。其所の字を總て隈の前と云ふ。

世傳ふ隈磨は菅公の末男にして。公西謫の時隨行の小男なりし。公の榎寺淨明寺偶居中。天逝せらるる其遺骸を此に埋葬すと云傳ふ。

◎金剛兵衛盛高墓

窺門神社下宮の西路傍にあり。石碑劔の形に刻みて梵字を彫り。高五尺六寸幅一尺二寸あり。盛高は刀劔の鍛冶にして。其名世に高し。正應と號す。(或作紹高)父を盛國と云ふ。盛高か子三代迄刀鍛冶にて其銘を盛高と切る。盛高は源姓にして。本寶滿山の修験たり。世に金剛兵衛と云。

太平記劔卷に。或者申様筑前國御笠郡土山と云所にこそ異朝より鐵の細工渡りて數年に候なり。彼を召さるへく候やらんと申ければ。云々。其後此鍛冶を都に召れて八幡宮に祈りて。二劔を打つ。一を巖切、一を膝丸、と名くと。此金剛兵衛か事なるへし。(筑前概風土記太平記)  
按。此に土山と有るは内山の誤りならん。又盛高を異朝人の如く記せしは。彼か名匠たることを表せしものならん。

◎湛慧禪師の墓

太宰府西二町許横岳に行く道路の側なる畑の中へ自然石の塔あり。高さ五尺、幅二尺、後世に立てしものなり 湛慧禪師の事は崇福寺の項に具せしか如し。總て此邊は崇福寺の境内にて佛城寺と云塔頭の址なり。即湛慧入定の地と云。或は云ふ。湛慧の塔は。昔勝禪寺の奥瀧の西方松山の内にありしを。後に今の所に移すと云ふ。(筑前概風土記)

◎快嘉律師の墓

太宰府原山大谷と云ふ所の田の岸にあり。石面に梵字あり。廟院宮師快嘉律師、正平廿三年申八月四日二十有九とあり。快嘉律師は。滿盛院の先祖たり。此邊に時宗の名僧聖達上人の墓もありと云ふも。今は廢滅して知るものなし(福岡縣地 理全誌)

◎辨君墓

太宰府五條の西南五町許今福と云ふ所の畑圃の傍に在り。世傳ふ辨君は光明寺の開祖鐵牛和尚の母なり。法名如海尼と云ふ。染川の中に高さ三尺餘の野石立てり。其表面に梵字を彫たり。昔は岩蹈川の流れ神廟の西の側を沿ひて、此所に來り會して淵となれり。辨君身を投せし所と云ふ。岩蹈川の流れ埋れて今は僅の小流なれ共。當時は湛々たる淵瀬なりしか如し。後里人石を立て、之を吊表とせしなるへし。辨君の事里人の口碑區々にして定かならざるも。猿樂の謠藍染川と云ふ曲ありて。それは當社の神主中務頼澄と云ひし人在京せし時に。梅壺の侍従と云ふ女房に馴染め。梅千代と云る一人の子を設く。其後頼澄筑紫に歸るに臨み。女房と梅千代は京師一條今出川なる某の所に殘し置き。年月を経るも音信もなく疎遠なりしかは。彼女房梅千代を携へ。其父を尋て太宰府に下る。然るを嫡妻の嫉妬によりて。父か命と偽り。再度京都へ追返さんとす。此女房いたく歎き恨て。遂に藍染川に身を投て空しく成りぬ。梅千代は後に僧となり。鐵牛和尚と云々。青柳種信云。菅原氏系圖に頼澄と云ふ人なし。菅神十二世の孫唐橋の祖文章博士良頼の息に頼濟と云ふ人

あり。此人は出家の由也。若くは初め聖廟の祠官にて後剃髮せられしにや。良頼は後深草院の侍讀なり。授衣記に建長六年鐵牛和尚生れり建長は後深草院の年號也。時代は凡そ合へり。未だ是非をしらす。(光明寺 習誌)

◎淨明寺

菅廂の西南二十町許りにあり。今は板寺と稱す。(寺内に大なる楓あり 寺内に大なる楓あり 菅公太宰府謫遷中の館址なり。菅家後草に都府の南館と記されしは即ち此處なり。)同拾遺 治安年中都督惟憲菅公旅寓の舊址なりしを懐ひ。伽藍一字を建立す。今は頓宮となれり。毎年八月廿三日菅神の御輿此處に渡御せらる。頓宮の後に室の姫の祠あり。

按。室の姫の祠は。古史の徵すへしなしと雖も。暫らく世人の口碑によれば。菅公此所に遷謫流寓せられしや。寂寥言はん方なく。家屋も破損し。上漏り下濕ひ。衣食の路さへ杜絶せられ。慘怛苦楚の情状は。公の詩題、秋雨、滅燈、叙意の百韻にて。其一班を闕るへし。然るに公の旅寓の側に麴室屋あり。其屋の姫が朝夕來りて深切に。おとつれをいたし上たりと。他日惟憲、公の舊寓に殿宇を營し際、姫が當時の好誼を懐ひ。社殿の後に一小祠を建たりと云。斯る由縁の存せしことなるへし。又頓宮の後に佛堂(三間四)在り。釋迦、多寶、二佛を安置せり。(檀風)神佛分離の際二佛を廢し更に室姫祠に合祭す。堂の西方畑の中に飛梅と稱し一株あり。菅公舊寓地の趾なりしと云傳ふ飛梅は神廟の前に移栽するも。其實を植へて古跡を遺すといふ。

◎威徳寺

太宰府馬場町の南山手に在り。靈巖山山は神護と云ふ。光明寺と號す。明治二年光明寺の號を廢せり。現住月本堂横九間入り六間寺地千七百三十坪。臨濟宗東福寺派博多承天寺末にて。従前太宰府神社細素の菩提寺なり。已前は寺祿六石。神領の内より分給せり。開山は鐵牛圓心和尙とす。和尙姓は菅原。母は辨君猶樂樂染川と云ふ。法名如海尼。建長六年甲寅九月。寺の西の山崖靈巖の左邊に生る。晉神授表記に。靈巖。俗に云ふ岩崎。即尊神第一谷國御靈大剃髮して。明神の廟所なり。鐵牛圓心和尙誕生の靈地なりと見へたり。嘉曆元年丙寅九月廿四日寂す。太宰府神社二月の祭りに。廿四日の曉に。此寺より百草の供を獻し來りしに。明治元年戊辰に廢せり。

○開山堂に無準和尙、鐵牛和尙、の像共に長二尺許の木像有り。其東の側に黒田如水及び國主歴世の靈牌を安置す。是は如水當地に隠接して。太宰府神社の再興に盡力ありしかは。一社中其恩を感戴して。靈位を當寺に安置して毎月禮拜怠らすと云ふ。(概風土記)

◎有知山無量教寺址

窰門山の麓南谷北谷に、僧坊の址あり。其礎石田圃の中に多く残り。南谷は内山村に屬し。北谷は北谷村に屬す。其中間の高き所を、中堂原と云。地形窰門山を負て、西に向へり。根本中堂ありし所とて。大なる礎石存す。草堂に藥師十二神將を安置す。鐘樓址あり。田間に鐵氣の出る所あり。是れ昔中堂の鐘を埋めし所なるべしといふ。此左右の野にも所々礎石多く残り。何れも徑三尺許あり。(筑前風土記)

天武天皇白鳳年中に。僧心蓮初て此山に上り。上宮の東北、佛頂山の頂に、東尾寺を建て之に住す。心蓮は白鳳十二年六月十日寂す。墓(筑前風土記)は佛頂山に在り。(風土記)

文武天皇大寶年中に、役小角登山し。七窟に於て修法せしより。修驗者當山を金剛界に比し。豊前彦山を胎藏界として。兩山の修驗者、専ら入峯を事とせり。天武天皇の時心蓮上人此山に寺院を攝へ寶仲寺と號し法相宗なり。(筑前風土記)

桓武天皇、延暦二十一年辛巳。傳教大師求法の時。登山して窰門山に。遣唐四船の平遠を祈り。藥師佛七鉢を作りて七所に安置す。(窰門山地記)

水鏡叡岳要記に云。延暦二十二年十月廿一日。於太宰府窰門山寺。爲四船平船。敬作白檀藥師佛四鉢。高六尺餘とあり今社家の傳には七鉢とす。故に七所に藥師堂あり。七所は有智山寺即當山、上座郡宮野村南林寺、穂波郡土師村種因寺、那珂郡堅粕村藥王寺、夜須郡朝日村日照寺、御笠郡武藏村武藏寺、通古賀村東林寺是なり。

此頃より變して天臺宗となり叡山に屬せり。延暦二十二年壬午弘法大師登山して雨を祈る。此時大師求聞持の法を執行せし所とて。福城岩屋の上に。求聞持堂あり。(窰門山地記)

嵯峨天皇弘仁九年戊戌四月。傳教大師有智山寺の邊に寶塔院を立つ。是皇國六所寶塔院の一と見へたり。(筑前)

（櫻風土記）

六所寶塔院は。安東上野國緑野郡、安南巖前國宇佐郡。安西筑前國御笠郡。安北下野國都賀郡。安中山城國比叡山、西塔。安惣近江國比叡山東塔なり。大師の願文ありて傳ふ。

斯る靈地のことなれば。臺徒の登山せしもの年を逐て繁昌し。有智山寺に居まりて四所の伽藍にも會集し。總て三百七十坊あり。此内三百坊は衆徒方とて。傳教大師の意を承け。専ら經説を學ぶ。七十坊は行者方とて。役小角の法を守り。専ら飛行を勤め採燈の峰入を事とす。（筑前概風土記）

聖光上人の繪詞傳に。昔大江匡房太宰府に下向の時。叡山の碩學喜見房阿闍梨東塔南谷位侶を伴ひ下る。時に法相法師有智山住侶と云る僧ありて。彼無性之文全同敗種の文意を尋るに。阿闍梨答て云。彼の無性有情の義全く今の二乘不成佛に同しと云。法師難して云。今問所の如くは。荆谿尊者は文筆に達せすと請ふべし。無性の義を述んするもの何ぞ之文の二字を安せんやと。時に阿闍梨閉口して返答に及はざりしと。かゝれば當昔坊舎繁昌の時は。高德碩學の僧も此より輩出せしことを知る。

後醍醐天皇正中二年乙丑當一山の衆徒は勅を奉して法華經一萬部を轉讀して皇運永昌天下泰平を祈る。建武三年丙子の春。肥後國住人菊池掃部助武俊、義兵を擧て太宰少貳貞經か有智山城を攻む。火を城郭に放つ。餘燄四方に連焼して當山に波及し。南谷、北谷、中堂、原等の佛殿、坊舎、一時に灰燼となる。（太平記、大前概風土記）其後天下久しく穩ならざりしかば。再興する人もなく。神領寺領は武士に押領せられて。遂に此寺斷

滅して。修驗者二十五坊僅に残る。楞伽院、本社東北下向路に在り、是より下坊舎のある所を東院谷と云。平石坊、南坂、東院坊、福壽坊、大聖坊、修驗坊、中谷坊、

傳教大師作の不動尊あり。此坊昔は有智山村に左りて無量寺といへり。傳教開基の寺なり。長祿年中元有といへる僧初てこゝに住す。

福泉坊、淨行坊、松林坊、淨善坊、（空海作の不動尊あり）

井本坊、道場坊、鳥居坊、新坊、（昔は財行坊と云空海作の不動尊あり）尾崎坊、財徳坊、伊多坊、（桑門坊とも云）龜石坊、奥坊、（傳教作の大寺と云す）西井坊、大谷坊、福藏坊、行藏坊、と云。此外に成道院あり、淨土宗にして一山の滅罪菩提寺たり。明治三年廢せり。

永祿元年二十五坊の山伏一味同心して。淨戒座主に申牒すらく。當山は古昔より守護不入の靈場たるにも拘らず。武家に隸屬せられ。僧坊にも年貢課役を勤め。神事祭禮を始め護持修驗を怠るに至る。況んや残れる同徒も日々減少す。斯の如きは當山は自滅の外なし。宜く今に於て護法永續の策を圖り。所詮山上に引上り。坊宅を構へ。神慮を頼にし。課役を遣れんと云。淨戒是を聞き。尤なりとて領掌す。是によりて永祿年中。二十五坊の僧徒。西谷松尾嶺に上り移り。漸く東院の尾にも棲住して法を修む。云々。（筑前概風土記）

寛永の始迄は衆徒方天台善如坊、淨泉坊の二坊ありしか。其後に至り是も絶たり。近世楞伽院を以て一山の貫首として。二十五坊の内朧次五人を以て。座を定む。是を五別當と云。五老共云國中に配下の修驗者多し。古代は彦山に對立し。都督府の鎮山として。修驗者は。一山の古格を守り。金胎兩部の峰入を事とし。別に所

屬の本山とともなく。近世迄もかはる事なかりしか。神領寺領少くなりしより。一山の獨立なりかたく。寛文年中遂に聖護院の配下に屬して。出世することゝなれり。彦山は元祿中聖護院と爭論に及び。幕府の裁許彦山勝利を得しかけ。古の儘にて何方の所屬ともならず。是に依て彦山の修驗者相議して以爲らく。寶滿山派古來獨立の法を變して聖護院に屬する時は。彦山古來よりの法義も亦た一方に偏し立かたし。是に依て寶滿も古來の修法を改めずして併立をなし。互に入峯して。金胎雨部の義を背く可からすと云。

上宮の東一町許に獅子宿とて。二間に五間の庵室あり。室の真中に長爐あり。長床と云。即峰入の時。護摩を執行する室なり。(筑前版 風土記)

然れども當山は亂世の後は漸く山上に二十五坊のみ残りて法を修めしも。夫も古とひきかへ。飢寒を凌ぐ計りなれば。古來の如く彦山と對應して修法することは一山の維持に耐へず。且や聖護院の配下を出てなは。彦山の末山の如くなるへし。同法修行は元よりなれども。彦山の末派に屬することは古來より例なしとて。此事數年協合和順に至らず。兩山の往來を止め。峯入も天正年中より百余年中絶なせしか。元祿九年丙子に至て兩山和議漸く調ひ。其翌十年の春より古來の如く互に峰入を始めたり。(筑前版 風土記) 元祿十年の春座主楞伽院兼雅。國家の安全を祈り。兼て國主黒田綱政四十二歳の厄難を禳んため。國主に申牒して峯入を再興す。云々。(楞伽院の古記)

峰入とは。窺門山を始め國峰とて。國中所々に修法の地あり。毎年四月八日に法を始め。同十六日には聖

前の國彦山の山伏三十餘人窺門山に驅廻る。是を春峯と云。窺門山の山伏は。子辰申の年毎に彦山に驅廻る。是を大峯或は秋峯と云。其時窺門山の山伏は七月十六日より獅子宿に籠り。八月四日此を立て上座郡小石原の行者堂に轉籠し。同十五日彦山に至る。窺門山は修驗者少きか故に。年々彦山に行かす。又座主楞伽院一世に一度。國中諸山を驅廻る事あり。春二月四日より獅子宿に籠り。同廿一日獅子宿を出て。柏屋郡若杉山、及び宗像郡孔大寺山等を驅廻り。福岡にも來り。城内若一王子社にて修法し。其後四月十三日八日と窺門山に歸る。是を花供峰と云。又五月廿九日より七月十四日まで。夜毎に戌刻神樂堂にこもり。丑刻に上宮に上り。夜明る頃。佛頂上に登り。修法して後又神樂堂に詣つ。是を大巡大行と云。金剛壇、五葉松、假殿場、八大龍王、石神、御門など。皆本社社の左右と前に在り。古歌に詠せし緋櫻も。其枯株のみ残りり。(窺門山の古記)

元享釋書第七。惠日山、辯圓、傳の下に宰府有智山寺者、西州之大講肆也とあり。

源平盛衰記第四に。永曆元年十一月十二日菅原貞衡朝臣息男、資成。有智山僧坊燒失の事によりて。三社の御輿を仙洞後白河院に振奉る。有智山寺は叡山の末寺なる故に日吉の神輿を振れるなり 當日貞衡解官。資成流罪。安樂寺の住僧六人禁獄せらるの由。右大辨雅頼を以て大衆中に解備す。云々。

東伽藍は。提谷にあり。柚須原、本導寺二村より當山に登る路次なり。

西伽藍は。休堂の下一町許。内山村の方にあり。南伽藍は。大石村、大行寺原より上る道にあり。北伽藍は。



佛頂山の東北化生童子と云所にあり。是等の事を見ても古昔當寺の繁榮なりしことを思ふへし。(筑前)  
文化十四年丁丑三月。農民清助なる人あり。講堂址と云所にて。塗金の獨鈷を堀出せり。(竈門山)  
(風土記)

◎松峽の宮址

竈門山の麓有智山の東の上に在り。

神功皇后香椎宮より松峽の宮に遷り玉ふ由。日本紀に見へたり。古代は香椎宇瀬より湯の原九重の原を経て  
犯す郡へ行く正路なるへし。(續)  
(土記)

参考

青柳種信云。松峽の宮は。竈門山の麓、九重原、より愛岳山の邊をかけて云ふ名なり。

神功皇后の行在所なりし松峽の宮と云ひしは。こゝに在りしならん。然れども今其址定かならず。云々。

續筑前風土記附録に。松峽の宮は有智山にあり。昔は小社ありて。神功皇后を祭りし。云々。

八幡宮本紀。松峽宮の舊址は、夜須郡栗田村に在り。其山中に今も松尾と云ふ所あり。又神後の御陣所と  
申所にも。神後の御社あり。八幡太神、住吉太神、相殿に在ます、云々、

社説に。村上天皇天徳四年に鎮座ありと云ふ。其村の上なる高山を目配山と云ふ。神后こゝに上らせ玉ひ。  
四方を見ぬくり有りし故に。この名ありと云ふ。

竈門山神社傳記に。松峽宮の地は。竈門山九重原是なり。

筑前誌畧に。松峽の宮は。太宰少貳の宅の址の上。神功皇后行在所の在りし所あり。云々。

寶滿宮縁起に。傳教大師唐土より歸朝の比。此邊に住み。天臺の法を説けり。故に八講道場、蓮池と云古  
名存せり。此所の上九重原と言ふ所あり。昔松峽の宮在りし跡にして此邊を都て松峽と云ふ。云々。

九州軍記に。天正十四年七月廿八日。島津の軍勢寶滿の城を攻む。兼て内内陣の勢を合せて二年とし。  
一手は追手。松尾坂より攻上り。一手は愛岳の砦を乗り取りて。講堂の南の尾崎より競ひ上る。云々。

按。松峽の宮の舊跡諸書區々にして定かならず。土人の口碑に内山村寶滿神社の石の鳥居の下畑中に礎石  
二十五個存在せし。松峽の宮の舊址なりと云ふ。左れとも地形より之を見れば。行在所の跡とも思はれ  
す。且同所の畑字祇園と云ふ由なれば。有智山の僧坊盛なる時祇園の有りし所なるへし。九州軍記に肥す  
松尾坂と云ふは。内山村より九重原へ上る坂なれば。松峽の宮の舊跡は寶滿宮縁起、竈門山舊記、筑前  
誌畧、等の書に記せる如く。九重原(少貳)なるへし。此原東に寶滿岳有り。三方切り岸高く。東西四十  
間、南北百七十間、有り。尤も要害の地形なれば。地形を見ても行在所の在りし所ならんと想像す。況ん  
や舊記存して松峽坂と云ふ地名あるに於てをや。香椎宮行在所ありし址と地形相似たるも。九重の原の地形  
は。香椎行在所の址に比して地形廣漠にして且つ要害に富めり。

◎太宰府址

觀世音寺村の西に築山と云ふ小山あり。其西の田畝の間に大なる礎石數個存在す。是即ち太宰府の址なり。  
此邊の字を内裏と云ふ。貞享年中觀世音寺の觀音堂を再興せし時。多く其礎石を取り用ゆ。然れとも猶餘石

數多存せり。南に大門の址。北に都府樓の址あり。其間に大厦のありし址ありて、礎石甚た多し。礎石は方六尺二尺一寸、或は二尺五寸あり。

鎮西府と言ひしも即此所なり。古歌に「鎮むる西の宮」と讀み。又都督府とも西の都とも云へり。昔太宰府に漏刻の設ありしこと。續日本記に見へしか。其址は太宰府址の東今築山と云ふ所是なり。築山辰山の誤なりと云ふ。今も太宰府神社へ正午十二時に太鼓を打て時を告げしは。昔の遺意なりしと云ふ。(續風土記)

◎都府樓の址

太宰府官舎の在りし址なる北に在り。都督府の樓なれば都府樓とはいへるなり。天智天皇の御宇始て設建せしと云ふ。其東西十四間、南北六間、宏大なる礎石三十餘個存在す。其礎石何れも方六尺餘あり。其内柱の立し所は徑二尺一寸あり。其邊に古瓦の残れる多し。都府樓の瓦は外國より渡りしものと云ひ傳ふ。其瓦を以て彫りし硯今も貯へる人往々あり。其質の精硬なること恰も金鏡の如く。泗濱石の如くにして奇詭とすへし。菅公の詩に「都府樓樓見瓦色」の所作は此瓦の事なり。(續文獻通考)礎石は、近代田圃の妨なりとて、里民等取除かんとせしを。天明年間於て舊藩主は堅く之を制止し。續きて嘉永年間、郡奉行矢野太左衛門(昭)は、藩命を受けて建碑の志あり。遂に其碑文は成りしも(碑文は藩の御印竹田定簡之を撰ぶ)其事遂して止む。明治四年辛未七月御笠郡乙金村大庄屋高原善七郎美徳は。石碑一基を立て。(高四尺七寸五分幅二尺)「都督府古地」と題す。其後明治十三年八月、福岡縣令渡邊清は御笠郡有志と相謀り。太宰府の碑を建つ。其碑文を掲ぐ。

太宰府地碑(篆字)

月、福岡縣令渡邊清は御笠郡有志と相謀り。太宰府の碑を建つ。其碑文を掲ぐ。

壤之廣者。程之遠者。管鎮不可不重也。筑紫之爲壤最廣。其距帝都不可不遠。况新羅百濟等之朝貢於我者。皆浚於此。故太宰帥。古以親王任之。其爲重鎮可知矣。國朝置府蓋在上古。而太宰之名。始見于推古紀。至天智朝曰都督府。聖武朝曰鎮西府。清和朝曰外朝。皆謂太宰府也。延喜中。菅原道真貶爲權帥。其詩有都府樓纔看瓦色之句。指府樓也。壽永中安德帝西狩駐蹕。當時尙存。與制云。既而王綱解紐。源賴朝。以天野遠景爲鎮西奉行。建久中武藤資頼。任太宰少貳。子孫襲職。府制亦大變。降至足利氏之衰。府廳遂廢矣。今礎石。存于龍間者二百有餘。當時曹局所在雖不可復辨。府門、府樓。其踐可驗。傍近傳爲藥司遺址亦存礎石。一百三十有餘。學業院、水城、萱關、亦堙圯。知其處耳。清承之令于本縣。六二年於此。夫。每來還鼓嶺之麓。想見其雄圖偉畧。未嘗無慨。其終湮滅。建碑以紀之。清。己嘉其舉。指贊助之。乃作銘曰。

官寮允肅。制度允嚴。九州維宰。三韓維監。邊戍有備。梓弓爲林。昇降有序。水漏報音。悠悠風雨。府樓堙滅。絲々星霜。磷石散刊。思川水枯。鼓峯霧結。千載之下。凄風寒月。

陸軍大將兼左大臣議定官二品大勳位熾仁親王家額

福岡縣令從五位勳四等渡邊清撰

正五位日下部東作書

鳩山翠 豊刻字

明治十三年八月建

太宰府舊蹟碑

上古初太宰府、以爲西方重鎮、而筑紫太宰府字始見推古帝紀。

天智帝時、稱都督府。

聖武帝時、稱鎮西府。

清和帝詔謂爲外朝、其典制之盛由來久矣。其盛可知也。及延喜中、菅公謫爲府權帥、其不出門詩有都府樓、看瓦色之句、而樓之建、不詳其歲月、世傳。

安德帝西狩、躡蹕、當時尙存舊制云。自鎌倉府、以武藤資頼爲太宰少貳、子孫世官、府政大變、下至

足利氏之衰、府樓亦廢矣。今墟間礎石存二百有三、而其曹局所在、不可復辨、但大門、都府樓、其蹟尙

可驗也。傍近又有礎石百三十、傳爲藏司遺址、其實不可考焉。學業院、及水城、皆爲府設者、亦復

煙祀僅知其處耳。郡奉行矢野昭徳、奉命樹碑于樓址、將傳古蹟于無窮、屬余識其由、若夫府帥政

蹟之懿。國史之文具矣。故不復述。銘曰。

鼓嶺之麓。思川之濱。府樓灰滅。殘礎星陳。歲月悠邈。陸谷變遷。菅公之詠。萬古炳焉。

嘉永五年壬子

本藩督學竹田定簡謹撰

又都府瓦に係り廣瀬淡窓詩あり之を掲ぐ。

廣 瀬 建

寺西明府所藏都府樓瓦詩

萱關東去萃平蕪。煙草雲迷雉相呼。都府樓空餘基礎。縱橫宛似八陣圖。行人過此訪陳迹。有時拾得

殘瓦碧。其質堅厚其色幽。叩之鏘鏗類金石。寺西明府清白人。幹葉寶玉如埃塵。獨識此物欣然喜。

十襲不啻連城珍。維昔曾開都督府。九州二島屬安撫。西通禹域修禮文。北制雞林振威武。府北有

樓百尺高。群公退食此遊遨。畫簾近捲天山雪。雕檻遙觀玄海濤。知君玩物有深意。何嘗一灑吊古淚。陵

遷谷變本無常。天日煌々懸不墜。郡縣勢移封建成。州府沿革興時行。豈同麥秀悲殷國。不比黍離閔錦

京。微物貞固觀古制。轉見皇基永不替。商彝周鼎亡國遺。何如片瓦輝千世。

◎水城堤防の趾

水城の堤防の趾は。大城山の山麓水城國分より、西吉松村の山麓に至る間に在りて。其通計六百二十間餘に渉る。思川、白川、の二川其流に落合ふて、御笠川と成り。北に向ひ水城に入る。明治の初め頃までは。長松敷幹堤上に列立し。恰も山嶽の横たはれるか如くなりしも。今は只た叢卉の蔚々たるのみ。抑文永十一

年十月にありて。元の大軍か入寇するや。數萬賊軍壹岐對馬を陥れて博多に逼り。勢に乗じ水城を衝き。直に進んで太宰府を陥れんとす。然れども我軍此の水城の要害により。防禦尤も嚴しく。賊兵遂に進む事能はず。于時恰も颶風起りて十萬の賊軍は海中の藻屑となりしと雖も。若し天智の朝此の水城を築くなくんば。賊軍太宰府に寄せしも知るべからず。實に水城の元寇に効ある尤も大なりと謂ふへし。將に帝の後世を慮り。太宰府の警備として此の堤防を築かせられし。其旨深遠なりしことを知るへし。此堤防に係り國史を摘拔して考證とす。

天智天皇三年筑紫に大堤を築き。水を貯ふ。之を名て水城と言ふ。是れ太宰府の要害なり。(本紀) 參考

水城の堤防は石を疊んで壁とす。孝德天皇以來朝廷土木を起すに石工は皆木工に屬して役せず。其木工は則韓様の木工なり。故に屬する所の石工も。亦韓國の法を傳へて以て之を作りしなるべし。本邦にて韓國様の石壁を造る事此に始る。(工藝志)

○天平神護元年。太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭を水城修理の專官とし。是を修理せしむ。(本紀)

○壽永二年秋安德天皇太宰府に風駕を駐め玉ふも。敵軍攻め寄る聞へわりければ。主上は腰車に召され。國母を初めまゝいらせてやんことなき女房達け。袴の裾を高く取り。大臣殿以下月卿雲客は指貫のそばを高く挾て。歩跳にて水城の戸を出て。我先にと箱崎の浦へこそ落玉ふ。云々。(平家物語)

○龜山天皇文永十一年十月廿日。蒙古の兵博多に逼る。我か兵逸へて之を環ち。殊死して戦ふ。晨より晡に至る。小貳入道か子、大將三郎左衛門尉景資、并に入道か子、小太郎左衛門、等を始として。白石太夫矢野等寄り合ふて散々に戦ふ。日も暮方に成りければ。あなたこなたに。さ、やき事多くして。何事かと怪みしに。所詮武力及はず。水木城に籠りて支ても見むと。逃げ支度をこそかまへたり。水木城前は深田にて道一筋あり。後に野原廣く續きて。水木多く豊なり。馬蹄飼場よくして。兵糧潤澤なり。左右山合ひ三十餘町を透して。石を以て高くきひしく築きたり。城戸口は磐石にて門を立たり。今は礎石はかりになりけり。南山近く愛染川流れたり。此の山の腰には。深く廣く堀をはりて。二三里廻りたり。是れ古へより異賊を防かんと爲めに。帥の大將を置れたる大城なりけり。如此勇々しき古城なれども。夥多の賊軍は。只た一日の戦に堪へ兼ね。博多箱崎を捨て、落行たりと。(八幡志)

○同十月三日。元軍及び高麗の軍合浦を發す。同月五日賊軍對馬佐須浦に来る。同十四日賊軍壹岐を侵す城陷る。尋て肥前沿海に寇す。同十九日賊軍筑前今津に至り。水陸并進む。同廿日博多に逼る。我兵逸て之を撃ち。海陸接戦。此夜大風雨賊艦悉く碎け。溺死一萬三千五百餘人餘賊皆遁る。(伏敵)

同廿一日黎明海上隻船を見す。志賀島に一艦あるのみ。賊將自ら海中に投して死す。我か兵進んで其徒卒百二十人を生獲し。之を水城の岸に斬る。(八幡志)

按。山園雜興。月形鶴巢翁。岩屋懷古の詩に。故關燐走水城雨。と云ふ句あるも。此等を指したるものな

るべし。今徒兵の埋收せる所知るに由なし。  
 ○建治元年上總助北條實政を以て鎮西探題とし。東兵をして京師を守らしめ。西兵の衛者をして悉く實政に従ひ。益太宰府水城を築かしむ。(日本政記)  
 ○後宇多天皇弘安四年六月蒙古の賊船箱崎の前島の島志賀の島につく。高麗の兵船宗像の沖に寄る。蒙古の賊壹岐に至る。志賀殘島の島民博多に遁れ來る。關東秋田城次郎等が大軍及び九州の兵ことごとく水城に集る。云々。(北地戰記)

参考

筑紫紀行に。文明二年宗祇法師筑紫より下りける。太宰府に大なる堤あり。天智天皇の築かせ玉ひけるとなん。民の愁いかはかりそと思ふかなし。都て國家を守る人は。民の費を思ふべき事と覺ゆ。云々。井上周盤(福岡藩の儒者 通稱井上左市)嘗て之を辨して曰く。宗祇か論はひかことなり。天智天皇此堤を築かれしは。則民を憂玉ふ大御心より然かせ玉ふなれば。費なんどはかるべき事かは。文永の夷賊も此堤によりて大害を免れ。弘安の役もこゝにより功を奏したれ。此僧此の理をしらて。此堤を岡本宮の犯心渠、と一様に思へるは笑ふべきの甚しきなり。又嘉永庚戌南記に曰く。學圃井上先生の宗祇か水城の論を非とせし事最も可なり。宗祇か如き賣僧。當時の信用を得れば。ひか言も。やゝもすれば。他をして迷信せしむるの恐れあり。中宗と仰れし。天智帝英明にして千載の後を計り玉ひ。此堤の外寇に大効ある事を知らず。至愚といふべし。

宗祇にして今に在らけ。水城の遺址にて賊徒と同じく誅戮を加ふべし。

此關の通券に永享十一年と記したるもの箱崎神官の家に今猶存せり。(筑前縣誌)水城の關址は。村の東十町大路の側にあり。堤の北面に大石を疊て石壁を築きたれば。水城の關とも。岩垣の關ともいへり。(福岡縣地理全誌)水城の關の古歌數首あり左に記す。

ますらをと思へる我や水莖の水城のうへになみたのこはむ  
 大 伴 卿  
 かき絶てみつきに成りぬこれやさはこゝろつくしの門出なるらん  
 俊 頼  
 くもりなくすむと思ひしみつきよりやみにまよひてたちかへりぬる  
 長 房  
 岩垣の水城の關にむれむかう中のこゝろも知らぬ諸人  
 大 貳 高 遠  
 夕きりや立へたつらん岩垣の水城の關に船もかよはず  
 光 俊

近年土民等河溝修補の爲め。水城の石を取り用ひしかは。今は絶へて其石見へず。此の所に嘉永二年鬼瓦を掘出せり。其質悪し又元祿十二年堤の水門の在りし邊より大なる古木二本掘出せり。

大野記聞。文政十一年洪水の時。古き杉の板多く出たり。世に千年木と稱して珍重す。福岡藩の國學士吉村春樹古木を見て。よめる歌あり

水くさのみつきのした樋千年へし、むかしのまゝに見るも珍らし

水城村花田某か家に。水城關門の鬼瓦と謂つて祖先より秘藏す。其質堅牢にして古雅なれば。世人も珍重

す。相傳ふ菅公太宰府に下り玉ふ時。花田家の祖先花田宮内なるもの此の門司なりしか。菅公より賜へる歌とて久しく家に藏めしか。何れの頃にか其現物を失ふと雖も。其歌はかり家に言ひ傳ふ。其調高くして後人のよめるものと思はれねはこゝに記しぬ。

ひき結ふ花田の帯のとけよかし今日かるかやのつかね緒にせん

◎觀・世音寺

當寺は清水山普門院觀世音寺と號し。齋明天皇朝倉の宮に於て崩御ありし故。その爲天智天皇の御宇に於て。開基ありし。九州無比の一大刹にてありし。其考證を左に聯揭す。

參考

清水山と號せしは。寺の後三町はかり田の中に山の井と云ふて。清水の湧き出る所あり。源氏物語たまかづらの巻に。大貳のたちの上(大貳か)のしみつの御寺の觀世音寺に参り玉ひしとかけり。大貳の館の址は。此寺の東二町はかりに在り。此事少貳系統の條に記せしかは。こゝに畧す。

續日本紀卷一。文武天皇大寶元年八月甲辰。太政官處分。觀世音寺、筑紫尼寺(國分尼)封起大寶元年計滿五歲。並停止之。皆准封施物。

(此時當寺未だ落成せざりしも。既に封物は寄せられしことを知る)

同書卷四。元明天皇。和銅二年二月戊子。詔曰。筑紫觀世音寺。淡海大津宮御宇天皇(天智天皇)奉爲後岡本宮。

御宇(皇なり)誓願所(基也)。

(齋明天皇薨に百濟國に救兵を遣さんとして當國朝倉宮に行幸あり。遂に爰にて崩御ありしかば。依て當國に寺を建て、供養追薦せられしなり)。

雖累年代迄今未了。

(天智天皇より元明天皇迄五代にしても未だ成就せざりしを見て。其營構の洪大なりしことを知らる)。

宜太宰商量充(遣)使丁五十許人。及逐(閉)月差(發)人夫(專)加(檢)校(早)令(營)作。

同書卷九。元正天皇養老七年二月丁酉。勅僧滿誓(於)筑紫(令)造觀世音寺。

(滿誓は從四位上空朝臣麻呂と云ふ人なり。萬葉集三卷に當時の詠歌を載す)

鳥總立足柄山爾船木伐樹爾伐歸都安多良船材乎

造觀世音寺別當沙彌

同書卷十二。聖武天皇天平十年二月丙申。限五年施觀世音寺食封一千戸。

同書卷十六。天平十七年十一月乙卯。遣僧玄昉(造)筑紫觀世音寺。同十八年六月己亥玄昉死。

元享釋書二十二卷。天平十八年六月。筑紫觀世音寺成。防師慶之。忽空中提昉。不見其形。後昉頭落于興福寺之唐院。云々。

(當寺の造營は實に帝王七代年紀七十年を経て以て落成せり。其伽藍の宏大、別院側寺の夥多にして。輪奐の莊嚴美善を極めしことを知らる)。

日本續記卷十七。孝謙天皇天平勝寶元年七月乙巳。定諸寺墾田地。云々。筑紫觀世音寺別五百町。元享釋書卷二十二。天平二十一年七月初。太子即位。勅定諸寺莊田。云々。下野藥師寺、筑紫觀世音寺各五千畝。云々。

續日本紀卷二十九。稱德天皇神護景雲二年九月辛巳。先是勅如開太宰府收觀世音寺墾田。班給百姓。事如在實深乖道理。宜下所司研其根源。即仰太宰。搜求舊記。至是日奉勅班給百姓。見開田十二町四反。捨入寺園地。卅六町六反依舊。

大同二年僧空海唐より歸朝の時。暫時此寺に居住せしか如し。側寺の内に弘法寺と云寺あり。行化記云。府牒觀音寺網

入唐廻來學問空海師

右件僧負笈遠藩。就嗜大道。空往滿歸。優學可稱。今及歸暫住彼寺。宜至于入京之日。准借住例。充供養。牒件狀如前故牒。

大同二年四月二十九日

正六位上行大典 大村直繼磨  
大貳從四位下 藤原朝臣藤嗣

文德實錄卷五。仁壽三年五月壬寅。詔太宰府。於觀音寺。云々。讀大般若經。

同書卷五。清和天皇貞觀三年正月廿一日丙申。是日宣勅山城河内。云々。七道諸國司。近來奉修理東大寺。

大毗盧遮那佛工夫既成。仍來三月十四日當設無遮之大會。極莊嚴之妙態。宜自十一日至廿日。禁斷殺生。至會日於國分二寺。各開齋會。請集部內僧尼。並爲供養。其料物使用正稅。其太宰府於觀音寺。令導師具演事由。兼令會集僧尼。俱稱讚盧舍那佛號。同卷九貞觀六年八月十三日丁卯。先是太宰府言云々。留唐僧法惠。令住觀音寺。以備通事。太政官處分依請。

同卷十二貞觀八年三月四日庚辰。太宰府解備。觀音寺講師傳燈大法師位忠申牒。寺家人清貞、宗位、等三人從五位下笠朝臣歷五代之孫也。歷天平年中爲造寺使。應通寺家女赤須生清貞等。即隨母爲家人。清貞祖父夏磨。向太政官并太宰府。頻經披訴。而未蒙勅裁。夏磨死去。清貞等愁猶未止。寺家覆察事。非虛妄。望請准據格旨。徙居貫附筑後國竹野郡。太政官處分依請。  
朱雀天皇天慶四年辛丑。伊豫掾藤原純友率海賊一犯掠南海山陽等。遂入西海。據太宰府。掠取官府累代寶物。及當寺重寶。

參考

觀世音寺資財帳に云ふ。此時純友に掠奪せられしは。當寺の太刀五柄、横刀壹柄、小刀拾肆、柄練金拾伍兩參分、梓弓一張、葛胡壹壺、水銀二拾壹斤、拾三兩なりしと。(純友か太宰府に亂入せし事は純友兵亂の記に詳かなれば爰に畧す)。

冷泉院康平七年甲辰五月十一日。(造立後四百年)白日に火ありて。講堂、金堂、法堂、四十二區の僧坊八十四間の回廊、及寶藏、鐘樓、經堂、湯屋、食堂、以下一字も残らず焼失せり。此時正三位藤原師長太宰に官爲りしか。再興を志し。治暦元年己巳八月廿二日柱立あり。同二年丙午十一月廿一日成就し。供養を遂ぬ。然れども昔の十分か一にも及ばざりし。

参考

百練鈔に康平七年十二月十八日。諸卿定申。太宰府觀世音寺炎上事。同御世治暦二年十一月廿八日。公家供養太宰府觀世音寺と有り。

元享釋書卷二十五。永承皇帝(後冷泉院)二十有一年(即治暦二年也)冬十有一月。復慶(トシノ)太宰府觀世音寺。此度の炎上の事を當寺の舊記に記して云。後冷泉院御宇應平七年五月十一日。白日有火。云々不殘一字。皆悉燒失。然共天武天皇之御願丈六之不空絹素觀音之尊像一體。猛烟之中現常住相。正三位藤原師長宰此府。不空希瑞。早有奏聞。帝甚歡感而急可造立旨蒙勅宣。爲九國民。

外記局日記云。康治二年七月十九日云々。今日左大臣召外記下給太宰府解。可勘例其狀云々。去六月廿一日夜觀世音寺堂塔廻廊燒失件。寺是都府之大廈。天智天皇以後元明天皇以往五代之聖主相續草創之御願也。五百餘年之間。奉祈國家。不退靈驗之砌也。但於塔者康平七年五月十一日燒亡云々。中尊丈六金銅阿彌陀如來像在猛火之中。尊容無變。昔自百濟國奉渡之。云々。

参考

此狀によりて考れば。當寺は康平七年より康治二年迄僅か七十九年にして再び火災にかゝりしか如し。されは舊文古器の存するものすくなき推して知るへし。

此度の炎上は。百練鈔に載たるも同じ趣なり。此阿彌陀佛は金銅なりしか。百濟より船に載て。志摩郡岐志浦に著く。其所を今も佛崎と言ふ。此佛の座床は。鐵長四尺、横三尺六寸、厚一寸餘あり。志々岐神社の側に草堂を作りて是を入る。今も残り。故に其村を御床と云ふ。彼寺の佛像は岩屋合戦の時薩摩の軍勢其佛像を取りて。鋸に鋒る。是を阿彌陀鋸と號す。

又傳説に天智天皇觀世音寺御建立の時。唐土に命して赤銅の阿彌陀の像を造らしめ給ふ。此像を渡す事、戸かたければ。別に本尊を作りて安置し玉ひ。其後百濟國の人佛像を渡す。故に是を脇立とし玉へり。昔講堂に安置せし本尊は。天智天皇の御願如意輪觀音なりしと云ふ。今の中尊は。聖觀音長九尺五寸座像にて。佛師春日か作なり。

後深草院建長三年辛亥に。沙門濟資聖觀自在の尊像を作ると寺記に云るは是なるへし。此像破壊せしを寛永七年に京の佛師を招て修補しける時に。治暦二年の寺記と。建長三年沙門濟資か書る寺記及び法華經一部共に此佛像の胎中より出しと云ふ。今は亡て當寺にはなし。脇立は天武天皇御願の丈六不空絹素觀音。(一丈)不空絹素は觀世音の異名なり。一切衆生の願望悉く此菩薩の



索網にかゝる。故に名くと云ふ。

持統天皇御願の十一面觀音(長一尺)崇徳天皇大治年中に太宰大貳藤原經忠の造立ありし馬頭觀音(長一尺)同御世保延年中に別當阿闍梨維寛造立の新十一面觀音(長一丈)あり是を當寺の五體觀音と云ふ。又

文武天皇の御時肥前國杵島郡の海中にて漁人の網中に得たりし立像の聖觀音(長五尺)又吉祥天文(長六尺)毘沙門天(長五尺)金堂多聞天(長六尺)何れも工妙なる古佛なり、佛前紫石の獅子は、百濟國より獻すと云ふ。

金堂に安置する所は中尊阿彌陀如來座像(長七尺)は、鳥羽院の保安年中に太宰大貳藤原長實の願なり。左右に四天王(長七尺許名異同あり異朝の製作なり)立像の大黒天(長五尺)地藏菩薩(長五尺)阿彌陀如來(長五尺立像唐土の作)あり。此堂に掲る額南無阿彌陀佛の六字を書す。弘法の筆と云。元弘建武より以後は國家多難にして兵革年久しく。堂塔顛倒すれども公の御沙汰は及はず。況んや大寺の修造大營作のことなれば。領主地頭の力に及び難く。年を追て益々傾覆す。文明十二年中、宗祇法師か當寺に詣て物せし鏡紫紀行に。

諸堂塔婆廻廊皆迹もなく名のみを昔の形見とは見へ侍る。觀音の御堂は今に廢することなし。さて阿彌陀のふはします堂、又戒壇院形の如くあり、結縁して後。或坊に立寄る。當寺は南都東大寺の末寺なり。彼衆徒此坊の主なり。古き都の人なればにや。花立空燒してゑんなきさまにさかつきの心はへ何となく心さしなをさりに見へす。云々。

然れば諸堂側寺等の絶たる事は久しき事なりと見ゆ、斯くて寛永七年庚午八月四日の大風雨に。觀音堂此時

は廣十四間、長六間ありしと云顛覆せしかは。諸佛像も悉く破碎なせしが。獨り不空罍索の像のみ少も損せざりし。翌八年辛未黒田忠之の命に依りて假殿を建て。觀音を遷さる。是今の金堂なり。其後元祿元年戊辰に至りて。講堂の再建成就せり。今の講堂是なり。

参考

建立の由を聞くに。貞享元年福岡箕子町に天王寺屋浦了夢と云ふ富商あり。深く觀音を念す。當寺の觀音堂荒廢を嘆き。再興念願を起し。米金を多く人に借して利子を收め。以て勸財の基を立つ。聖福寺の萬水和尚是を聞き。其志を感じて彌其事を成さん事を謀る。當寺の僧坊は悉く廢絶して只公文所の跡のみ存し。妻帯にて其子孫相續て今に傳り。是を琳重と云。萬水觀音堂興立の事を琳重に謀る。彼奮て従事し。尙も宰府及諸方豪富の人々に勸進を乞ひ。數年を出して數千金の造立料を貯蓄し元祿三年に於てさしもの大營造全く竣功を告ぐるを見るも。彼の了夢か曾て經營せし祠堂米金數年の間利子重りて茲に及ひしなり。其造立料の外瓦針細等は諸人は是を助けて囑せり。竹木役夫は皆國主より出さる。其外御笠、夜須、兩郡の農民も。私に是を資く。是講堂重建の由なり。本堂を講堂と云講堂の本尊觀音三軀を建しは了夢か末子了本なり。其佛像は昔より有し古佛なり。されども破壊多かりしを了本は京都の佛師中田康意を招き下し修造せしむ。康意弟子三人誘ひ來る。康意は是より先寛文の頃京より下り。當寺戒壇院の本尊を修補せし者たり。佛堂は昔の大殿に較ふへきにあらざるも稍や壯嚴をなせり。

昔當寺の盛なりし時は。年中の法會皆朝廷より勸修せられ。其儀甚だ嚴重なりしか。中頃に至りて。漸く廢して行はれざりしかども。猶年々の中月の衆會は怠慢なかりしか。亂世の後には夫も絶はてたり。延喜之舊式を考るに。凡諸國。起正月八日迄二十四日。請部内諸寺僧於國廳。修吉祥悔過法。惣計七僧、布施七疋、綿七屯、調布十四端、法眼施廿疋、綿十四屯、混合准價平等、布施。其布施供養。並用正稅。但太宰觀世音寺法服布施並用府庫物。數同諸國。例佛聖供養料。稻五百三十七束五把、二分。以筑前國正稅充之。同主稅式に凡諸國金光明寺安居者。三寶布施云々。講讀師法服各絶五疋。云々。太宰觀世音寺用筑前正稅。又文珠會料。二千束充らる、由見へたり。當寺の修理料は。當國の租稻の内。年々一萬束。筑後國の租稻より一萬束。都合二萬束。現米千石なりを充る由。主稅式に載たり。寺領も自國他國に數多有て。年中の法會に供給し。下に引く所の年中行事に見へたり。其外にも田園有しかども。天正十四年丙戌の兵燹に罹りて。舊記多く亡て。其詳なるを知る事能はず。

年中行事に曰く。

正月朔日は元節供、鎮主山王御供、原山の衆僧廿一人出仕し法事有り。五體觀世音於講堂。天下泰平、國土安全、武運長榮、御禱有之。原山有智山よりも出仕す。供餉米は。志摩郡舟越庄より送る。鹽供は同郡御床より。同壇供は山鹿庄二島より運送す。灯油、鬼之大豆、午王紙は。肥前國竹泊より運送す。祇園若宮八幡、諸堂諸院。十八日例講法事有り。御供佛餉米は筑後國大石庄より運送す。

二月十七日、天智天皇御國闕會、大講堂にて法事。有満山宣旨僧衆會。并布施物は。山鹿庄二島より運送す。十五日、常樂會。同日春壬子、御祭御供米嘉麻郡吉川庄より運送す。

三月三日、桃花會、并傳教弘法兩大師供。於御靈院寺役有之、同觀世節供餅云々。吉川庄より運送す。

四月八日戒壇院にて。兩山學頭傳法事勤行有之。留主坊別當上座坊別當、(導師)同中申山王御神事。四箇法用。同勅使坐管絃衆會有之。公物云々。吉川庄より運送す。

五月五日、菖蒲會。於大講堂三間三答。同日觀音供餅云々。嘉麻郡碓井村より運送す。

六月十五日、祇園會。三笠郡町人六座役有之。後土御門院正文元年より能始る。寺役社司共有之。同十八日於大講堂例講。公物志摩郡御床より。供米志摩郡船越庄より運送す。

七月七夕會。於藥師堂法事有之。同盆供米云々。同十四日自恣會云々。公物嘉麻郡碓井庄より運送す。

八月朔日云々。同若八幡御祭禮。諸堂諸院法華三昧。僧布施物云々。同御供佛餉米云々。吉川庄より運送す。

九月九日。日吉山王御祭禮法事有之。原山有智山衆僧出仕有之。御本願天智天皇御國闕御八講布施物云々。觀音節供云々。公物筑後國山北庄運送す。

十月立防僧正、追善法事法華會有之。云々。

同十五日八幡宮若宮冬壬子御祭禮有之。御供料定使例食同綱堂云々。書生例食云々。飯取例食云々。公物青木庄より運送す。

十一月大師供衆僧出仕有之公物云々。天智天皇御祭事。原山、有智山、僧出仕有之。大般若十二部眷王寺にて御祈禱札守墨島より諸用運送之。

十二月拜堂煤下一七日大般若。同十八日例講滿山官僧布施物云々。山北府より運送す。正月七日之夜儼鬼あり。

参考

元享釋書卷十。圓爾傳云。太宰府有勝藍名觀世音寺。歲首行驅儼其日捕寺之四傍路人頭蒙鬼面身披彩服名爲儼鬼。引過殿庭。此夜園府男女、入寺打其鬼爲驅儼。鬼甚困極。國俗自古有之。以故觀世音寺四畔此日無行人。佗州旅客。往々來此就捉。府之橫嶽山有漢慧。明顯密多異迹。適過此境。僕曰。今日觀世音寺驅儼也。師恐遭追捕。乞從別路。慧曰。戒德之士豈有之哉。果執慧行鬼神。云々此事東福寺紀年錄に於見ゆ

此事嵯峨天皇の弘仁三年壬辰に始り。應永の頃までは。毎年執行せしと云ふ。今は安樂寺にのみ此事あり。参考

筑前續風土記。古昔歲初に驅儼せし假面四ありしか。今は三残り。其裏書に。觀世音寺日吉御神寶龍王面四内

應永十年癸未三月廿七日

觀世音寺兼修理勾當一番長圓

此の裏書に龍王面四とかけるは。皆蘭陵王と云る樂の翁の面なりと云。蘭の字を省きて陵王とも云。龍王、陵王、音相近ければ誤りて龍王と稱せしならん。

按。肥前藤津郡武崎の觀音寺に。毎年正月六日鬼祭と云事あり。白布袋に人を入れ。口を括り。鬼面を掛させ拜殿に躍出れば。人々頭に繩を付てあたりを引廻す。童子ども竹の杖など面々に持て。此の鬼を打つ。鬼飛走れば。集たる者共。拍子を打て。様々の囃子をなし。此鬼を引付る。鬼面は昔し天智天皇の筑前荻萱關に御座の時。百濟國より鬼の面二つ渡す。一つは則筑前寶滿岳にこめ給ひ。一つは此觀音道場の重寶と籠させ給ふと肥陽古跡記に書載す。此書俗説のみにして。古書に微なく信しかたしと雖も。當寺の年中行事記に肥前國竹泊は右よりの寺領にして。正月灯油、鬼の大豆、午王紙を彼地より本寺に運送する由し見へたれば。無下に由縁なきことと思はれず。一つの鬼面を寶滿岳にこめ玉ふと云も。當寺の事を誤り傳へたるなるべし。武崎は古の竹泊なり。補陀洛山觀世音寺平井坊と云大寺にはあらず。

當寺の別當は。講師の僧是を兼帶す。(嘉保年中資財帳の運置に見へたり)其講師は戒壇十師の中、智行具足し。衆に推さる者を選擧して。講師に充任し。受戒して阿闍梨とする由。續後記に出づ。(嘉祥元年下野國藥師寺講延喜玄蕃式に預知管内諸國講讀師所申之政に)

日本後紀卷十八。淳和天皇天長五年に。諸國國分寺僧廿口之内。年少五人を得度せしめんことを觀世音寺講

師傳燈大法師光豊か。太宰府に申し。同卷六に。八幡、彌勒寺に神封仕丁を割充ん事を。観音寺の別當光豊か請せし事の見へたるは。是管内諸國の佛寺の政を當寺の講師の預り知るか故なり。

同紀に。同八年三月乙巳。佛舍利五百粒。令太宰府觀世音寺講師光豊ヲ安メ置彼府管内國分寺及諸定額寺ト見へ。又西海道にて受戒する者は。當寺の戒壇院に就て受戒すること古の制なり。當寺の別當は。東大寺の別當より兼る例なかりしを。中頃男山の別當より司りしトも有り。後冷泉院康平二年被押取。觀世音寺別當六十八代延幸の寺務の時なり。

同御世治曆三年申返觀世音寺。六十九代別當權大僧都有慶寺務の時なり。鳥羽院の保安元年月日。觀世音寺被付本寺近年八幡別當、頼清、光清、等相次補任。雖似隨本寺。已有名無實。僧正枉申請仙院偏付寺家向後美談也とあり。寛助僧正の寺務の時なりと。東大寺別當次第に出たり。

宗祇法師か紀行に。當寺は東都東大寺の末寺なり衆徒此寺の主なりと云へり。然れども。此寺はのかみ南都の七大寺に擬せられたる地なれば。東大寺の別當より當寺の別當を兼しトに見へたるか如し。今に至りて無本寺也。其住僧は戒壇十師の中を撰みて補せしかは。即戒壇は、東大寺の戒壇をいへれば彼寺の僧來りて寺務を兼帶せしなるべし。末寺とは云ふ可らず。

延喜式ニ。凡諸寺以別當ニ爲長官。以三綱ニ爲任用。又凡諸大寺、講師、讀師、三綱ありて、法會、佛事、堂舎修理。以下諸の事を沙汰す。三綱とは上座、寺主、都維那、を云當山内に、八十餘坊、四十九院あり。慶長の初迄は。

猶留主別當坊、上座坊。(兼公)西水坊、華藏院、如意坊、西坊の六坊ありしか。斷絶して獨り上座坊琳泉のみ残り留りて朝暮の勤行をなす事今も然り。

上座坊は昔より三綱職にて。公文所を兼たり。代々妻帯の僧なり。公文所を兼たる故に。登壇受戒の人あれば。琳泉より戒授の補任を與ふこと是例なり。當時戒壇は別寺の如く成ぬれとも。是は奕世變革有へからぬことなり。

足利直冬ノ書あり其文に曰く。

依西都九事於彼承知。觀世音寺宣旨住職事。寺家有對節事者。管府未越之間。宜隨權別當所司之命之狀如件。

貞和六年七月

直冬花押

天正十四年七月薩州の軍勢岩屋城へ攻寄す。薩兵三千人余立花城より輸送せる兵糧玉藥を掠奪し。其歸路當寺の寶器等をも奪ひ取んとて。軍兵は當寺に亂入し。佛具經卷を打ちらし。狼籍に及びける。然るに當寺は齋明天皇を初め。天智、持統、文武、元正、五帝の勅願所にて。丈六の觀世音五體の尊像を安置し。昔より凡人佛殿に入る事を禁ず。是によりて寺務員より。薩軍の將島津圖書頭に使僧を遣し、軍兵の亂入を訴へしかは圖書頭は使僧に對面して。丁寧ニ問合ひ。忽ち寺中に入る軍兵を追ひ拂ひ。狼藉したる張本か首を切りて寺門に掛け。制法の高札を所々の軍門に掛け。當寺の門々に秋月か兵士を以て番兵とし。嚴く戒を示す。

故に當寺は其亂暴掠奪を免れぬ。

同十五年秀吉九州を征伐す。其歸陣の路次太宰府に來り當寺に詣して日吉神社に一泊せらるゝや。當時の別當寺は田舎に在りて世變を知らず。秀吉の威風を恐れず。其邊の郡司村長同様に對接せしのみならず。車に乗り秀吉の陣中を往來し。甚無體を働きしかは。秀吉は大に怒りて其寺領を沒收せらる。然れとも他に異る寺なればとて。百町の寺産に減す。其後増て千石を寄附せらる。當時安國寺惠瓊か此寺の事を秀吉に執達せし書簡あり。宮司坊、西水坊に宛名す。又安國寺より小早川隆景の臣井上又右衛門に當れる書狀一通あり。同十八年十一月當寺領志摩郡御床村當郡坂本村にて都合田畑百町半檢地せし坪付。名島の老臣桂宮内少輔より。琳泉坊に當れる文書一通あり。隆景より寺領を寄附せしか。其嗣子秀秋の時に是を減して當村の内にて三百石に減す。老臣山口玄壽、鶴岡新右衛門より與し文書文祿四年十二月朔日とあり幾程なく是をも沒收せしかは。残りたる諸坊も悉く四方に退散す。斯て黒田長政入國の初は寺領とてもなく無縁地なりしか。如水宰府に住れし時。大鳥居信證に命して昔の諸堂の廢址。又曠野となりし跡を檢地し。畠五段六畝七歩を開墾して。琳泉に與へらる。慶長十三年十月宰臣小河内藏允より琳泉に與へし券文あり。慶長八年癸卯三月に此事發るといへり。事狀斯の如くなれば。九州の名刹なるにも拘らず。寛文中幕府に書出せし寺院帳に。此寺の事は洩たりと云。其後元文中より。毎年米五十石寄附し。又安永年中に。山林六百坪施入す。各處券昔は寺の近傍に四十九の別院八十餘の寺側あり。其四十九院は。護福院。

大内義隆の大府宜に。太宰府廳官人等可任早應宜。管筑前國太宰府觀世音寺執行膽閣法眼申。護福院事。右以末院四十九箇所内。彼一院爲第一。爲王法繁昌、五穀成就、最勝講料云。然近年不知行之由。捧先證膽閣法眼訴申之間。取令還補也者。在廳官人等宜承知。依宣行之。以宣。天文十四年二月廿二日、大貳多良朝臣と見へたり。

光臺寺。西福寺。勝福寺。華藏院。弘法寺。座禪寺。能滿寺。極樂寺。寶滿寺。妙見寺。學業寺。比留庵。軍勝寺。春王寺。曼修羅寺。勝軍寺。佛餉寺。安定寺。宗德寺。學頭寺。光圓寺。千邊寺。西林寺。金光寺。東林寺。御領院。吉祥院。

天滿宮託宣記に。永觀二年甲申六月廿九日成申辰時。以福宜藤原長子託宣曰。云々。吉祥院事誰人堪力。得改作乎。氏中可有定。十月十七日悔過于今不怠。子孫不絶。且依此誠也。此寺傳彼風。年來法華十講會。先祖代々思所。皆隨喜、三寶、歡悅。味坂安行大功人也。彼後胤尤可賞之由。可告大貳云々。とあり

安養院。智德院。興安寺。常樂寺。正教院。胸臆院。光耀寺。知中院。皆願院。殊妙寺。愛樂寺。福聚院。端正院。隨喜院。常光寺。滿堂寺。戒樂院。戒壇院。菩提寺。是なり。以上四十七院なり。二院を毀す詳ならず今は戒壇院。學業寺。弘法寺。極樂寺。安養院の外は。其趾迹定かならず。八十餘の側寺は其名さへ傳はらず。山門、馬場先二王門、同上鳥居、馬場先、學寮。若宮勅使憩息所、以上境内を初め悉く廢して田圃農家となれり。講堂の前に石臼あり。徑三尺二分五分、白厚八寸、下白厚七寸五分俗に鬼の礎ヒキヤクと云。

貝原篤信云。此日も鎌倉極樂寺の千服茶臼の意にや。千服茶臼は。昔彼寺の繁昌なりし事を知しめん爲なりと云。

此寺繁榮の時は。歴代聖主寄附の寶貨、繪旨、標録。將軍家の贈進物品、文書、等甚た多かりしか。亂世に多く散失せり。

堀河院長保年間の資財帳に詳に載せたり。今東寺の藏にある由。群書類從卷四百四十三に見へたり。今現存の物は。小野道風の筆迹の額。觀世音寺の四字。長三尺四寸、幅二尺、草書にして字形甚奇古なり。

古の額字は板に直書せし物にして。今の世の如く彫刻せるものにあらず。甚質素古雅なり。墨痕今に依然として板上に隱起せり。伊豫國越智郡三島明神の額に相似たり。寛政五年國主黒田齋隆是を見て。其藏の固からざらん事を思ひ。儒臣安井儀に命して額を納るゝ外國を作りて。其由を記せしめらる。其外國の文に曰く。

太宰府觀世音寺額。小野道風眞蹟也。多歷年所。風雨剝蝕。殆失其眞。明和年鞍手郡、縣下大隈里正。及其郡民相謀、請三州文學龜井魯。募而易之張之。藏眞蹟于寺。寛政癸丑夏。國主臺下。觀而嘉之。猶恐其藏之不固。命有司改作之函。使記而傳于後。

安井儀謹識

今講堂に掛る所の額は。前に記せし明和年中に於て道風の筆迹を摸して掲たるなり。清水山の額は。明僧即

非の筆なり。講堂聯は。崇福寺の僧質休の筆なり。小松内府の寄せ玉へる唐鏡一面(徑六寸六分)背に十二支及び端

物の圖あり。外圓十二支肖像の間に。禽獸魚竹草樹合璧金勝並出端圖と云十四字あり皆楷書なり。是を掛る銅器あり。形八葉(徑一尺二寸九分)中間に穴を穿て。其中に鏡を入れて懸く。此外にも唐鏡二面あり。一は徑三寸五分。花鳥の圖、天下一の三字あり。一は徑同し。背に圖あり。圓徑一寸八分。外圓に菊花の圖あり。安産の鏡

と云。治曆建長之記二卷。入宋沙門 嚴銅觀音畫。金國筆元祿四年 濟寧記 黒田綱政寄進若狹國紫祝一面。寛文六年酒井修 理大夫忠直寄附康和二年の造營記一卷あり。虫蝕して文義全からず。飛梅古木一本。(長一尺七寸 徑一寸七分)鉦答一箇。牛馬諸畜の肝膽の間に生ず。多きは一升許り 大なるものは卵の如く。小なるは粟の如し。色白く石に似て石にあらず。骨に似て骨にあらず。蒙古人雨を祈るに水を以て之を投し。咒語を唱ればやい久して雨降る。痘瘡の症癩癧癩癩瘡等を治するに云。天狗の爪一箇等なり。文書に宣旨別當職之事。足利直冬の下知狀一通。貞和六年七月 日前に掲ぐ大内家の文書五通。筑紫帷門狀一通。天文十八年 五月十七日 あり又古加藍繪圖一軸あり。慶長筆と云寛政元年十一月十一日加藤一純再補す

是等の珍奇の物品存在せるを見て古へ殿舎の宏大なりし事を知るへし。當寺の鐘は古物なり。長五尺一寸八分無銘 三國傳來の製器と云所々腐缺せり菅公の詩に「觀音寺只聽鐘聲」と作玉ひしも此鐘なりと云。此詩によりて其名海外まで傳稱せり。明人陸天錫か詩に見ゆ 太宰府神社の條に掲ぐ此鐘寛永の頃より太宰府神社の鐘樓に掛ありしを。明治維新神佛判然より又當寺に復せり。

○戒壇院

觀世音寺講堂の西四十間許にあり。是れ同寺四十九院の一にして。本堂五間四尺四面、寺地四百九十坪たり。

寺傳に云ふ。聖武天皇の勅願にて天平六年甲戌創建あり。是を西戒壇と謂て皇國三戒壇の一にして。太宰府管内僧徒の受戒場なり。(本堂の札に「聖武勅壇和會三國以築」とあり三國の土を取りて石垣の下に埋めたりと云ふ)

孝謙天皇天平勝寶六年甲午六月十二日、唐國より鑑真と云僧(唐國揚州江陽縣の人は姓は淳子氏)遣唐使大伴古麻呂の船に乗りて歸化し。太宰府に着し。同年同寺に於て始て羯磨を行ふ。是我朝受戒の始なりと云ふ。

按。同七年東大寺に戒壇院を構えて聖武天皇を初め受戒せし四百三十餘人ありと。是れ當寺受戒の翌年なり。

其後西國の緇徒受戒の人世々に多しと。

按。朝野群載十六に「康和二年東大寺の解にも當戒壇の事を載たり。釋義堂か空華集に「昔日本に壇を置て戒を受ける所三あり。鏡前の觀音寺は西人に便す。大和の東大寺は中州人に便す。下野の藥師寺は東人に便す。延歷戒壇の興るに及て。藥師寺漸く廢すことあり。然れば當寺は日本三所の受戒場にして名刹なり。神皇正統記に「鑑真和尚來朝して法を廣めしより。東大寺。下野の藥師寺。鏡前の觀音寺に戒壇を立て。此戒を受けざるものは價籍に入るを許さすことになりなき。元享釋書に山城國泉涌寺の俊苻十九於太宰府觀世音寺受具戒とあるの類なり。

延喜文蕃云。凡沙彌。沙彌尼。應受戒者云々。其外國云々。皆請當國文牒東海道足柄坂以東。東山道信濃坂以東並於下野國藥師。於筑紫觀世音寺受戒云々。

又曰。凡受戒時。省亟錄寮允屬各一人率史生各一人與威從共向戒壇院。子細勘會官府度緣。便收受戒者。戒牒具注綬紙以其本籍姓名。即省寮相共押署捺以省印と見へたる是なり。

當寺の本尊授戒の釋迦佛。(長五尺餘)脇士阿難迦葉の像(高四尺)は。古來の佛教にして觀世音寺四十九院他は悉く廢滅に屬すと雖も。獨り當院のみ存在す。然り而して屢々兵燹に罹りしと雖も。幸にして佛像丈は存在し。元龜天正の頃より聊なる草院なりしも。寛文九年巳酉に於て。崇福寺の僧智玄來りて爰に飛錫し。諸方に勸化して。京都の佛工中田理兵衛(即ち康念なり)を招きて本尊を修飾せしめ。觀世音寺の施主黒田家の宰臣鎌田八左衛門昌勝(後制鑿して宗白と號す)戒壇堂を建立す。(方三)其後延寶六年戊午律僧亟洞來住す。同八年庚申に至り。福岡天王寺屋浦了夢なる居士ありて。本院を改造す。今の加蓋是なり。

又脇壇に寶都盧鑑眞の木像あり。(共に坐像長三尺)

此院は始より觀世音寺四十九院の一にして天和貞享の頃は和泉國大鳥山神風寺に屬すとあるも。然らざるが如し。當院は往古より觀世音寺の子院なれば。別に本山寺とてはなかりしなり。神風寺も同派の事なれば。或は一時管理せしかは知られざるも。所屬せしことはなかるべしと思はる。

按。續風土記に近年再興せしより、和泉國大鳥山神風寺に屬すとあるも。然らざるが如し。當院は往古より觀世音寺の子院なれば。別に本山寺とてはなかりしなり。神風寺も同派の事なれば。或は一時管理せしかは知られざるも。所屬せしことはなかるべしと思はる。

夫より堂側に寶坊を造營して律僧を置きて管守せしむ。天明六年丙午より禪律の管守せる所となれり。堂前に鑑真和尚の塔あり。銘に開山大唐國の五字は僅かに讀まる。餘は磨滅して讀むべからず。其塔婆も破壞して今は石垣のみ存在す。

按。鑑真の塔は大和國招提寺に在り。爰には假墓を置て其徒か回向せしものなるべし。又下野國藥師寺にも其塔あり。此和尚の事蹟は鑑真東征傳とて一卷のありあり。又宗李肇か唐國史補にも此和尚の事見へたり。併し彼書に我邦の佛法は此僧より始たるが如く記せしは謬なり。

昔の加蓋は今の堂の後池の側にありしを。近世此に移す。又寺境に護摩堂、地藏堂、山門、惣門等ありしも。今は廢して其礎石のみを殘す。元祿十四年にありて住僧慧燈鐘樓を建設す。福岡の檀主白木玄流信士か遺言によりて喜捨せしものに係る。其鐘銘を左に掲ぐ。

大日本國西海路筑前州御笠郡觀世音寺戒壇院銅鐘銘並序

佛昔在<sub>三</sub>祇樹園。築<sub>三</sub>鐘臺於<sub>三</sub>戒壇之北。金鐘鏗々震<sub>三</sub>大千界。聞者悉脫<sub>三</sub>妄證<sub>三</sub>眞。誠是法中大器。闍若號令也。本州福岡城白木氏信士玄流。一念發起。信根累年。歸<sub>三</sub>崇佛乘。元祿庚辰秋九月廿六日、信士臨命終時。私召<sub>三</sub>同志者<sub>三</sub>云。我居常以爲。觀世音寺戒壇院。隆替經<sub>三</sub>星霜。礎地缺<sub>三</sub>圓音。只要<sub>三</sub>喜捨資財。鑄<sub>三</sub>出銅鐘。以修<sub>三</sub>妙音<sub>三</sub>三昧。則願<sub>三</sub>鼓尙成滿。言了<sub>三</sub>瞑目。余于時住院。卽是識得信檀波羅密。懼然命<sub>三</sub>治工作<sub>三</sub>範模。辛未夏四月二十五日。銅熟鐘成。所願圓言。徧滿沙界。檀主及助緣。存亡之群十靈。聞與<sub>三</sub>不聞。攪<sub>三</sub>破永劫。

睡魔。發<sub>三</sub>起菩提<sub>三</sub>眞心。一顆戒珠。撤回此鐘聲裏。尙圓明于當々來世。銘曰。

空王啓<sub>三</sub>口。吼破蓋纏。壇德發信。戒珠轉圓。寸筵百八。一音三千。現觀自在。來目捷連。聲前隱々。鳴萬斯年。

元祿十四年辛巳六月廿五日

現住戒壇院傳戒比丘蓮照慧燈謹識

檀主白木氏信士本達玄流

治工博多之住 磯野七平正慶

鑄刻同所住 中村市左衛門安武

古惣門の傍に五輪塔あり。又庵の後池の側にも高五尺許の古き五輪塔あり。梵字を彫す然れ共文字磨滅して共に其由来を知るに由なし。

◎學業院址

觀世音寺村の内築山の東北觀音寺の西にあり。今は民家となる。方十五間許に礎石存す。里民學業と云吉備眞備始て立ると云眞備は孝謙天皇天平勝寶六年甲午に太宰大貳に任す。然れは此時の創立に係りしなるべし。江家次第卷五。釋典條の註に。或説曰。吉備大臣入<sub>レ</sub>唐持<sub>三</sub>弘文館之書像<sub>三</sub>歸朝。安置<sub>三</sub>太宰府學業院。大臣又命<sub>三</sub>百濟畫師<sub>三</sub>奉<sub>レ</sub>圖<sub>三</sub>彼本。置<sub>三</sub>大學寮<sub>三</sub>とあり。古京都にて釋典の禮ありし時。大學寮には。孔子及び十哲を祭る。諸國には先聖文宣王、先師顔子を祭る。但太宰府には。先聖、先師、関子齋、三座を祭れりと。延喜





此關の古歌多し左に掲ぐ。

新古 刈かやの關守とのみ見へ津るは人もゆるさぬ道へなりける  
 菅家 思ひきやこゝろ津くしの里に來てやどりを今はかるかやのせき  
 玉房集 かつよりか心にそへて身にもなるおもひみたれし刈かやのせき  
 新聚 せはくともしのやの軒に宿るらん夕立するかるかやのせき  
 藻蘆草 數ならぬ身をもいかにと事とはいかなる名をよかるかやのせき  
 宗祇法師此所にてよめる。

菅 菅 菅  
 家 家 家  
 光 俊

◎四王寺山

坂本村の北にあたりて。東は觀世音寺村。西は國分村東北は糟屋郡四王寺村に界へり。此村より絶頂へ二十町。尖峯にして諸方より能く見ゆ。嶮阻にして凡そ草立なり。昔は大野郷に屬す。故に大野山と云。山上に城を置きしより。大城山とも云へり。大宰府の鎮城なりし。故に大城山と云るなるべし。其後城上に四王院を建立せしよりして。始て四王寺山の號あり。此山古へは全く御笠郡に屬せり。  
 萬葉集元曆卷十二。大城山者。在御笠郡之大野山頂。とある是なり。慶長の初年に至り。山頂より北は糟屋郡に隸す。峯の東南西三方は今も御笠郡に屬す。  
達率に百濟國の附屬なり。此の二人は百濟の人なるべし。皇朝に歸化せり。能く兵の道を知る故に。城を築く。

しめら筑前國築大野及椽二城椽城は當郡筑大野にあり。

續日本紀卷一。文武天皇二年五月。令大宰府繕治大野、當城基肆、上に椽とあり翰智、肥三城。術禁律に。越築紫城垣者徒一年。賊盜律に盜築紫城等論者徒一年。など見へたり。律文に筑紫城とあるは。大城を始め城何れの御宇にか。圓滿山四王院を建て。四天王の像を安置して。府城の擁護とす。是れ李唐の制に倣はれたるなるべし。

唐玄宗天寶元年に。西蕃人來りて安西に寇を爲す。不空三藏に詔して持念せしめしか。天王現形して。官軍を救ひ。賊を亡せり。帝因勅諸道節度使所在州府。於城西北隅各置天王形像。都從供養と。僧史略に見へたり。

按。天寶元年是皇朝にては聖武天皇の天平十五年に相當す。然れば四王院は孝謙天皇廢帝の御世に於て創建せられしか如し。今の世に城上の天守閣に四天王を祠る事有るも是より始れり。

四王院は僧坊千區ありしと云。何れの時か焼失して絶滅せりと云。  
 日本後紀卷三。延曆二十年春正月甲午朔癸丑。停大宰府大野山寺行四天王法、四天王像、及堂舍法物等、並遷便近寺と見へたり。

同卷七。平城天皇大同二年二月甲寅朔。太宰府言。於大野城鼓寮。興建堂宇。安置四天王像。令僧四人。如法修行而依制旨。既從停止。其像並法物等並遷筑前國金光明寺畢。其堂舍等今猶存焉。而遷像以來疫

廣尤甚。伏請奉遷本處者許之。但停請修行。

同卷二。嵯峨天皇弘仁二年二月庚寅。於太宰府鼓峯。四天王寺。作釋迦佛像。四天王寺の號此に始て見へたり

文德實錄卷五。仁壽三年五月壬寅。詔太宰府。於四王院讀大般若經。

三代實錄卷十二。貞觀八年二月十四日庚申。神祇官奏言。肥後國阿蘇大神懷藏怒氣。由是可發疫癘。授隣境兵。勅國司潔齋至誠奉幣。云々。

太宰府司。於城山四王院。轉讀金剛般若經三千卷。般若心經三萬卷。以奉謝神心。消伏兵疫。城山四王院は又城山と四王院と二所不詳、

日本紀畧云。朱雀天皇天慶六年八月。天皇幸八省院。奉幣伊勢大神宮。依太宰府、四王寺佛像堂舍鳴動也。と見へたり。此山西北の高峯を鼓か峯と云。大城ありし時。此邊に軍團を置て。鼓吹を調練す。故に鼓峯の名有りと云へり。太宰府の鼓吹丁七十人ありし事。延喜式兵部式に出づ。今は御殿山とも云。

神龜五年七月二十一日筑前國守山憶良上

大野山紀和多流和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀和多流

大伴坂上郎女思鏡紫大城山歌一首

今毛可開大城乃山爾霍公鳥鳴令響良武吾無禮扨毛

灼然四具禮乃雨者零勿國大城山者色付爾家里

姓名不詳

家集 老ぬれは年はかくしてありぬへししわうしやまの人に見ゆれば

檜垣姫

現在 大野山ふもとの原にきりこめてをきその風に月そさやけき

岩屋の城址の北五町許に四王寺の藏ありし址とて礎あり。其所に米の焼たるか石となり。炭のこごくにして今猶あり。是は米藏焼しごきの焼残りたるものならん。

参考

貝原篤信云。上座郡宮野村に。八並の長者か宅地にも焼残りたる米有り。凡米は焼れば久を経て石になりて朽すごなん。伯耆國行入郡名和庄に。名和長年か宅址有り。是も屋敷の址土中に焼米の石になりたるあり。是は長年屋敷をやき棄て、船上山に籠城せし時。倉の内に米の残りけるが。やけたるとかや。

◎白川

白川は通古賀村東南なる板寺頓宮の西南に流れし小川にして二日市村に近し。

後撰集第十七卷に。板垣姫は。筑紫の白川と云ふ所に住み侍るに。太宰大貳藤原興純朝臣のまかり渡るついでに。水たへんとて打寄て乞侍ければ。水をもていてよみ侍ける。

年ふれは我が黒髪も白川のみつはくむまで老にけるかな

檜垣姫

夫木葉 年ふれは水たにすまし白川の月のさまりとなりけるかな

讀人不知

家集 戀なれと底にもすまぬ白川は水にこれりさもほゆる哉

清原元輔

下編 故蹟舊跡

筑前續風土記一説に。白川は肥後に有る由。釋日本紀に肥後國風土記を引て云へり。彼國の土人も然か云ふ由なれど。太宰の大貳まかり渡りて水こひし所なれば。太宰府に近き所を是とすへし。又大和物語に。純友追討使として太宰大貳小野好古下りて檜垣姫か家の在りしわたりを尋ねていみしうあわれかりて。をはすれと耻て來りて歌を讀けるよし見へ侍る。今古書を見るに。純友は朝廷に叛て四國より太宰府へ遁れ行しを好古是を追ふて太宰府に至り。筑前博多にて純友と合戦せしに。純友軍破れて再度伊豫國へ遁れ歸りしを記せり。好古の檜垣の姫か家に渡りを尋ねしは。純友を追て太宰府に至りし時の事なるへし。後撰集には藤原與範と書き。大和物語には小野好古と記せり。何れの説にても。太宰府に有る白川なるへし。八雲鈔にも筑前にありと記せり。漢隴草には。白川と云ふ川。日本に四ヶ所あり。筑前、山城、奥州、越中、と記せり。此等の書に肥後に在りと云ふ事見へす。又近世板行せし。大名寄松葉集等の書に、白川を筑前に入れしも。斯る故なるへし。云々

大和物語に云く。筑紫に在りける檜垣姫と云ひけるは。いとらふありをかしくて世を経る者になん有ける。年月斯くてあり渡りけるを。純友かさわきに逢ふて。家もやけ亡ひ。物の具も皆取られ果て。いといみしふ成りにける。斯くともしらず。小野大貳討手の役に下り玉ひて。夫れか家の在りし渡りを尋ねて。檜垣の事云ひけん人に如何してあわん。何方に住むらんと玉へは。此渡りになん住み侍りしなど。供人も

云ひけり云々。頭白き姫の水くめるなん。夫へよりあやしきやうなる家に至りける。ある人有りてこれなん檜垣のこといひけり。されとはちて斯くなんいへり。云々

按。檜垣姫が住みし白川は。肥後國にある由記せし書もあり。又人口にも傳ふと雖も。太宰府舊國に據れば檜垣姫が住みし宅址は。淨明寺と片野村との間に在り。今に垣の内と云田字残り。且大和物語に記せし如く。純友四國より太宰府に入寇せし時掠奪せられしこの事を以ても。彼の白川は太宰府の白川なりしことを證せらるへし。

◎善正寺址

坂本村の上に有りて。四王寺の座主坂本坊善正寺なり。僧位大僧正を極官とす。四王寺に上る麓にして。道筋なる故坂本村と云ふ。太宰府の盛なりし時。府官及僧徒車に駕して四王寺へ往來せしより。車道の名あり。此坂本村の上に大城山城址の石垣あり。高さ二三間、長七八拾間、四王寺門の礎石あり。(概風土記)今は此寺の址田地と成り。田の中に大なる石塚あるのみ。又其側に安徳帝行宮の跡と言ひ傳ふ所あり。(概風土記)

◎國分寺

國分村の南に在り。講堂の跡東西拾八間、南北八間、大なる礎存す。又其少し南に大伽藍の址あり。方六間、是も礎石残り。何れの時よりか廢絶せしや知るへからず。(概筑前風土記)聖武帝天武九年丁丑の年。勅して日本六十六洲に州毎に國分寺を立らる。

文德實錄仁壽三年五月。太宰府管内國分寺にて大般若經を讀しめらるゝこと有り。  
 延喜式に。當國の國分寺料三萬二千二百九十三束とあり。現承平六年々僧を養ふ料に充つ。百拾金石年々僧を養ふ料に充つ。後世に至り淫奔無頼の惡少年。髮を薙ぎ。衣を染て。身を國分寺に寄せ。誠に通遁の窟窟となり。終に寺を斷絶せしとかや。  
 又國分寺の西二町ばかりに。國分寺尼寺の址有り。東西八間。南北六間、大なる礎石残り。  
 聖武帝天平十一年已卯歲。每國に國分尼寺を置かれしと何れの時にか廢絶せしか知るへからず。(概風土記)今は礎石も田圃の石垣に用ひたるもの六七存するのみ。

◎衣懸天満宮

國分村の内國分町上水城の南大道の側東の方に在り。衣懸の石は大道の西に在り。是菅公太宰府へ下り玉ふ時。此所にて衣服を改め。そのなれきぬを脱てかけさせ玉ひし石なりと云ひ。其東の小高き所に菅公を祭り衣掛天社と稱し。今其所の氏神とす。縁起別(概風土記)にあり。

◎金掛梅

太宰府古川氏の宅地内に。菅神小社あり。社前に一株の梅樹あり。永正年中古川氏家衰へ殆んど絶んとす。舉家之を歎き此社に詣て、家の再興を祈る。一夜白髮の老人來り黄金の入りたる囊を社前の梅樹に掛て曰く今より此家再興すべしと忽然として見えす。是より此梅を金掛梅と稱す。年を経て枯木となり竹叢の中に残りしが。文化十四年の春再び枯木より枝生じ花開く。梅樹今尙ほ神社の側にあり。金囊も亦其家に存す。古

川氏の裔七十三世今に連綿たり。

◎天拜山

武藏村の西にあり。古は天判山と云。菅公此山上にて天を拜し玉へるより。天拜山の名あり。南は古賀村西は塔原村に境し。山麓小畑(字)より絶頂迄十二町あり。嶮岨にして雜木茂れり。昔は満山芒のみ生て樹木なかりしか。黒田長政の老臣小河内藏允此所を知行せし時。國用兵備の爲に。諸木を栽培し。亂伐を嚴禁す故年を経衆木繁茂し蔚蒼とし山林となれり其後立花勘左衛門代りて此所を知行せしより家臣に命し大に栽植の法を立て益す繁茂なせり。後官民林の區別ありて民有に歸し無比の財産となれり。

◎天拜山菅原神社

上宮菅原神社は。天拜山の頂に在り。神殿一間半四面、木鳥居一世に傳るは。延喜二年壬戌菅公龍王瀧に百日の間浴し玉ふ。後此山に上りて七日七夜の間石の上に立ちて其罪なきことを天に祈り給ふ。其天を拜し玉ひし所即此社の地なり。其名を天拜石と號して神躰とせしか。今は別に神躰を置て石は社傍にあり。八月廿五日祭禮あり。同廿三日の曉神輿太宰府の本社より榎木寺の頓宮に神幸あり。其前廿二日の夜より此社前に篝火を燒くを例とす。(概風土記)

下宮は天拜山の麓武藏村の東南一町ばかりに有り。本殿横二間、入り二間、拜殿横四間、入り二間、社地九畝歩。俗に新天神と云ふ。社地に老松社、元祿五年壬申塔原森天神の地より菅公の木像を掘出す。地主立花勘左衛門弘増尊像を造補して。當社の神躰と

す。森天神は菅公流に打れ玉ふ時。假に館を占め玉ひし地にて。自ら其像を作り置玉へりと云傳ふ。(武藏寺 縁起)

此社の近傍に龍王瀑布あり。其側に高き石立り高三間衣掛岩と云。菅公此瀑布にうたれ玉ふ時。衣を掛玉ひし石と云。瀑布の下川中に三重の石塔(五)有り詩を彫けり。

天判山頭仰彼蒼。願心成滿放威光。御衣薰石變成塔。五百年來流水香。

願主 大僧都信聰謹題

此塔の願主信聰は。太宰府小島居の族弟にて。小島居系圖に別當法師信聰の弟二人。信聰は本 川桂原和尙。知信は東福寺禪堂和尙とあり。勅拾遺集の歌人なり。此石 武藏寺に蔵めし故。此所に石 龍王の瀑布の側に雌雄松あり。共に周り四尺餘。忌垣を廻せり。天拜山に登る半腹 荒穂の祠官松崎久満に興ふ。久満之を神事の薪材とせんと欲す。村民又次と云者をして斷伐せしむ。又次行

て之を伐らんとするに。既に枯稿せる松鱗の間より雌雄の松樹生ひ出たるを見る。大に奇として携へ歸る途 中。武藏寺に過りして。同所の圓智坊請ふて止ます。又次之を諾す。圓智坊爰に栽植せり。福岡藩儒者井土 周盤文を作りて其由來を書す。其文に曰く。

天判山屬御笠郡武藏村。山頂者菅公廟。有路自荒穂祠前通山嶺爲山之前面。其半腹、有古陸松屹立于路側。其松原一根。方出地未及尺。雙開爲兩株。相對猗秀。其高數丈。皆圍一丈五尺強。土人

目曰二本松。又以名路。文政五年壬子冬。大雪數日。一株被壓而折。山主立花勘左衛門、以賜荒穂祝官松崎久満。々々微力。不能自昇致。央イイ村民使收枝葉。以全幹推與于村民。村民有又次者。嘗到松邊時松枯稿既久。乍見近梢西側鱗殼之際、二處生葉、各可五寸。又次驚異就樹諦視。陸松、一海松。益以爲奇、乃鋸爲一段。自背負以下山過新天滿祠圓智房。示監守三味輝。院主嗟賞。苦求之不巳、又次許之。遂安置于房前庭上焉。未幾何時、二芽蕃榮。蒼翠交加。於是農長等相謀請秋月畫人蔘秋圃寫真之。段松高一尺二寸。徑二尺二寸五分。兩枝雄者長四尺七寸五分。雌者長二尺八寸五分。及圖成呈諸郡廳。時郡副神代助左衛門。以供先邦居乾龍公覽觀。公遣近侍及畫工覆視圖與松大似而小不稱者有焉。因命改圖以原圖反賜于郡廳。々議以郷耆高原善七郎美徳、嘗有勞于此圖召賜與之。美徳不勝感喜。乃加袿裝以珍襲藏家。頃者謁余題于圖上。余爲序其始末并系小詩曰。

◎武藏寺

武藏村の西北五町湯町の西南五町餘の所にあり。椿花山成就院と號す。天台宗博多妙音寺に屬す。傳記に云 孝徳帝大化年中此邊の領主虎丸と云人あり。谷山知春云此人の事正史に洵たり。武藏寺縁起に天武天皇元年壬申役天皇の軍に従 るに壬申の役天皇軍に隨從せし湯沐令田中足丸と云し人有り。若しは、タリと、トラの標 せしにやあらん。天皇の崩御も虎丸の卒せしも同じく天武元年の事なれば或は然らん。山口村の上なる山に古き椿有り。周り太

く遙しくして十二の枝四方に廻れり。虎丸靈夢に感せしことあり。此椿を以て薬師の佛像を刻み。十二の枝を以て十二神將の像を刻み。下に日光月光の兩像を刻み終りて。後薬師堂を建しと云ふ。其後天武天皇白鳳二年下野國薬師寺の僧祚運詔を奉して筑紫に下り。虎丸と心を合せ。天判山の麓に七堂伽藍を建立し。彼佛像を本尊とし椿花山成就院武藏寺と號し祚運を以て開山とし。虎丸を大檀越とす。昔は寺の境内十八町余にして。子院五六ヶ所あり。大門の址は。塔原村に有り。觀世音寺、安樂寺と等しき大伽藍にして。年始には鬼雛の式を執行せしと云。薬師像(座像長二尺許)秘佛にて二十五年毎に開扉す。是は虎丸在世の時此邊の采地武藏塔原、井手古賀、萩原、山口の五ヶ村に七十五所の別業あり。其田島を耕す農民七十五家宛三ヶ年に是を勤む。虎丸は朱鳥元年十月十五日に卒す。其靈を地藏尊として之を祭り。毎年十月十五日に地藏會供養を行ふを例とす。慶長年中黒田長政入封ありて。此寺に寺産五石を寄附せらる。別當を自泉坊と云。寺地に大日堂地藏堂、觀音堂、又虎丸長者の墓あり。(高七尺余、厚一尺、中三尺五寸)及池上上人の堂あり。(概風土記より抄出す)藤原周光(太宰府官なるへし)當寺に參詣して一吟存せり。

詣武藏寺

藤原周光

開道仁祠素稱名。攀躋養志自忘形。幽溪松瘦枯鱗老。行道苔穿舊癩青。罷夢嶺嵐來梵宇。候齋林鳥狎禪庭。已將香火結緣竟。遮莫浮世及暮齡。

◎天拜山古城

天拜山の頂上東方にあり。城址東西百間。南北三十間。康安の頃。太宰少貳頼尙此城を砦として。菊池武光と屢と挑戰す。(鎮西要界)降りて天正の頃に及び。肥前國勝尾の城主筑紫廣門家臣帆足備後居住せり。山上に堀切の址今に存在す。(筑前風土記)

◎飯盛山の古城

天拜山の東南半腹にあり。平地長五十間。横十六間。筑紫廣門家臣帆足彈正か居城なり。又其山麓蜂の隈に帆足屋敷と云所あり。(地理余誌)黒田家の家臣小河内藏之丞爰に館を作りて別業とす。其後立花勘左衛門此地方を領地せしより。其館を茶屋と稱せり。今は廢して畑圃となれり。(筑前風土記)

◎湯町温泉

武藏村の境内なり。武藏寺より五町。太宰府より廿九町にして温泉數ヶ所あり。諸病に効あり。此温泉の起原は。孝徳天皇の御宇此所の領主虎丸一人の女子あり。難病に苦み。日頃信仰せる薬師如來に祈願を掛しに或る夜夢想に。温泉の湧き出る所あり。其湯に浴せなは。病忽ち癒すへしとの靈驗あり。其所を求め得て浴せしめしに。不思議や難病忽ち癒たり。此事別に縁起のあはは略す。(概風土記)温泉初は八ヶ所ありしも。後衰へて四ヶ所なり。其内最初湧出しは。即ち薬師温泉と號し。室内に薬師の像を安置す。元祿の比國主黒田綱政其外直方領主黒田長清、秋月領主黒田長重、此に來浴す。爲めに設けし浴室を。御前湯と名け于今存せり。

此地は古昔四方十町許りの蘆沼なりしを。其中に此湯の湧出初めしより。彼所此所に湧出て。やかて一般の温泉となれり。故に其邊を湯原と名づく。

縁起に。此湯の始めて湧出せしは。白鳳十二年癸未六月八日のことなりしと云。

萬葉集に。吹田温泉。散木集に。スイタノ湯とあるも。此頃なるへし。

神龜五年、帥大伴卿。宿吹田温泉。聞鶴鳴作歌一首。

萬葉六 湯原爾鳴鶴多頭者如吾妹爾戀哉時不定啼

夫木 時はかす袖の涙を湯の原に鳴てそ田鶴の音にやくらへん

すいたの湯に宿りて

散木 かなしさの涙と共に湧かへるゆゑしきことをあみてこそしれ

無題詩集卷七

著長門抗浦即事

釋 逆 禪

浪驛沙句猶泛然。愁中有興綴詩編。隣船礙日引麻布（船中有一少杯。以麻布爲一）里社祈風供木綿（亦卷一）。有（社）指頭（宮中）而奉使（是日祈願）。夜憶遐鄉纔入夢。晴望孤島小於拳（一尋）。西府温泉池。治病逗留及兩年。齋明天皇上座郡朝倉宮に駐蹕の時、五月の中旬此所に行幸ありしと言傳ふ。其後天武天皇二年虎丸武藏寺を建立して藥師佛を安置してより。僧坊堯を並へ。寺地の廣漠なること武藏、塔原、古賀の三ヶ村に跨り。繁

榮の街巷たり。此温泉迄も半は其境内にして。温泉道場、或は花淨温泉とも謂ふ。此邊は古昔太宰府々制の盛なる頃は。京師より府官交任するもの皆此所に群集して。遊宴、會話、迎送、の筵を張り。其名著しく顯る。朝野群集廿卷に。温泉に向ふ人の事に係り。太宰府の解備あり。

太政官符太宰府聽往還其姓名向其國温泉事

右得其人解備云々者。某宜奉勅依請者。府承知依宜施行符到奉行。年月日史

又本朝文粹六卷に。長徳三年正月廿一日。宮道朝臣義行奏狀の内に

專城望途（ユキ）穿（ユキ）黃河之日。劇官病迫身動（ユキ）上池之浪。因之爲加（ユキ）湯療。暫向西海之温泉。

右に掲し府備、奏狀に於ても古昔より其繁盛なりし一斑を見らるへし。

◎續命院址

俗明院村にあり。今觀音堂ある所其址なりと云。昔九國二島より太宰府に來りし庶民久しく逗留し。病を受けて死し。或は餓死する者多し。太宰大貳小野岑守是を哀み。續命院を建て。田地を附て病を養ひ。飢を助くと云。

續日本記卷四に。仁明天皇承和二年十二月辛未朔癸酉。故參議刑部卿從四位上小野朝臣岑守前爲太宰大貳時。建續命院一所。以備往來之舍宿。但不藉公力。恐不得長存。乃叙本意。具修解文。曰。管九國二島之民。公或私。徂來相續。其求輕者。暫經時月。其事重者。竟歲始還。客宿於府倉之下。賃寄於閭閻之



問。若至<sup>ニ</sup>疾病纏<sup>レ</sup>身。手足不隨。官司督察。非<sup>ニ</sup>養病之處。主家爭<sup>テ</sup>越<sup>テ</sup>皆忘死之人。遂<sup>ニ</sup>使<sup>テ</sup>露<sup>ニ</sup>臥道路<sup>ニ</sup>暴<sup>ニ</sup>死風霜。縱有<sup>レ</sup>時得<sup>ニ</sup>痊癒。亦以飢寒死者。十而七也矣。見其如此。心深救恤。聊<sup>ニ</sup>建<sup>ニ</sup>續命院<sup>一</sup>處。椴皮葺屋七宇。開<sup>レ</sup>一口。墾田百十町。以擬<sup>ニ</sup>飢病。有<sup>レ</sup>志無力。庶<sup>ニ</sup>幾萬<sup>一</sup>。地隔<sup>レ</sup>人遠。執檢難<sup>レ</sup>周。轉<sup>ニ</sup>以<sup>レ</sup>屬<sup>レ</sup>人。更增<sup>ニ</sup>疎廢<sup>一</sup>。若遂<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>因<sup>ニ</sup>公力<sup>一</sup>。恨<sup>ニ</sup>心願之徒<sup>一</sup>已。伏望<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>府監或典<sup>一</sup>一人。及觀音寺講師。勾<sup>ニ</sup>當其事<sup>一</sup>。相替之日。一事已上皆依<sup>レ</sup>實勘付。若不<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>修理<sup>一</sup>。令<sup>ニ</sup>致<sup>ニ</sup>破損<sup>一</sup>。及非法費用之類。並以<sup>ニ</sup>官法<sup>一</sup>論。仍請<sup>ニ</sup>處分者<sup>一</sup>。此文未<sup>ニ</sup>上聞<sup>一</sup>。岑守物故。其家就<sup>ニ</sup>右大臣<sup>一</sup>。追以陳請。勅報曰。惠撫黎屯。不<sup>レ</sup>忘<sup>ニ</sup>鑿<sup>一</sup>。宇縣貧遠。无<sup>レ</sup>聞<sup>ニ</sup>控告<sup>一</sup>。見<sup>ニ</sup>此弊納<sup>一</sup>。爰知<sup>ニ</sup>忠槩<sup>一</sup>。速令<sup>ニ</sup>所司<sup>一</sup>。俾<sup>レ</sup>允<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>請。勾<sup>ニ</sup>當之官<sup>一</sup>。遷替之日。與奪解由。一准<sup>ニ</sup>國司<sup>一</sup>。事緣<sup>ニ</sup>繪旨<sup>一</sup>不得<sup>レ</sup>遮。云々

類聚三代格に。小野岑守の解によりて續命院を建て。墾田百十町を充らるゝ由見へたり。

按。豊前國中津郡。及肥前國神崎郡にも。今も續命院村なるあり。是彼の墾田の地なりしと云。別に續命院を彼所にも建られたるにはわらず。料處に充つし地に。本所の名を呼ぶ事。當國に於ても。上警固村、又學業院等の例の如し

是を以て見れば。續命院は誠に惠み廣き建設なりしか。何れの時にか絶けん。今は只村の名となり。文字さへ訛りて俗明院と書けり。

◎御 笠 森

御笠郡山田村の境内に大道より二町はかり北にあり。昔は大木多くわりて茂ける林なりしか。今は只森のしるして楠二株残れり。(別に方二間餘の大楠ある由)

相傳ふ神功皇后羽白熊鷲を討んとて宇瀬宮より松峽の宮に移り玉ふ時。道にて御笠風に飄りて此森に懸れり故に御笠の森と名く。那名の由りて起る所たり。昔は此森の内に神功皇后の祠ありしか。十二月の大晦日の夜は村中の婦女共此神社に籠りて夜を明せしを。強暴の悪少年ありて彼の行路の多き憂ありしにや。されはこそ。思はぬを思ふといはゝとよめる古歌は妻の夫に對して男に心を移さゝりしと云誓言をよめるよしなり。今は社もなくなりて。只石籠一つ在り。昔此所に十六天神を祭れり。後世山田村北の藪の内に移せり。

山田村は元此森の邊に在り。洪水の憂多きを以て雜餉隈町の東に移住す。御笠の森の古歌多し。今其一二を記す。(織風土記)

新千 大野なる御笠の森のゆふたすきかけてもしらし袖のしくれば 津 守 國 冬

萬葉 思はぬをちもふといはゝ大野なるみかさの森の神しるらみ 太宰大貳大伴百代

名寄 大野なる御笠の森に時雨ふりそめなす紅葉今さかりなり

大野なる御笠の森のほとかしは神のひらてにいくよさすらん

◎漆 川

二日市の北なる通古賀村の坤の方四五町はかりに在りて。通古賀村に屬せり。其川の邊の田の字もうるし川

と云ふ。八雲御鈔にも。此國に有る由しるせり。(筑前綴 風土記)

拾遺 雜下

名にはいへどくらくも見へすうるし川さすかにわたる水はぬるめり

よみ人不知

◎城 山

太宰府の坤萩原村の南なる高山なり。俗に坊中山と云は古へ僧坊多かりし故なるへし。

日本紀に。天智天皇四年八月に掾城を築くあり。此所にして其城の山と云ふも城ありし故に名付しならん城址南北二ヶ所に有り。北の御門、南の御門と云ふ。南の御門は肥前國養父郡の方に在り。此城にも大野の城に四王院を建し如く。寺院を建てしにや。昔は大なる寺院ありて子院甚た多しと云ふ。俗に城山千坊と云ふと云ふて。僧坊多き事を云へり。今は一坊もなし。

三代實録に。貞觀八年二月十四日太宰府司に命して。城山四王院に於て大般若經を轉讀すとのことあり。然れば此時より既に僧坊ありしことを知る。(土綴風)

萬葉

梅の花ちりてはいつこしかすかにこの木の山に雪はふりつゝ

大友 百世

右萃<sup>ニ</sup>太宰帥大伴卿宅宴。梅花歌廿六首之内在<sup>ニ</sup>萬葉集。太宰帥大伴卿上京後筑後守葛井連大城悲歌作<sup>レ</sup>歌一首

萬葉

今よりはさの山道はさひしけん我かかよへんと思ひしものを

玉吟 梅の花さくやこの木の山風に衣にはわしあつる白浪

宗 隆

◎蘆 城 野山川驛

宰府の南にあり。御笠郡阿志岐村に屬し。昔太宰府より都へ行く馬次の宿驛にして。蘆城より米の山を通りしなり。(土綴風)

太宰少貳石川足人朝臣遷任。餞<sup>ニ</sup>于筑前國蘆城驛家<sup>ニ</sup>。

萬葉

あめつちの神もたすけよ草枕旅行く君か家にいたるまで

同 玉くしげあしきの川をけふくれは萬代までに忘れめやも

同 女郎花秋はきましましり蘆城野はけふをはしめて萬代に見む

同 あしき山木すへこそりてあすよりはなひきたるにそいもかわたりみん

太宰帥大伴卿被<sup>レ</sup>任<sup>ニ</sup>大納言。臨<sup>ニ</sup>入<sup>レ</sup>京の時。府官人等、餞<sup>ニ</sup>卿<sup>ヲ</sup>筑前國蘆城驛家<sup>ニ</sup>。

四首内

萬葉

月夜よし河音清しいさこゝに行も歸るも遊ひて行かん

夫木

うき事をあもひつくしの蘆城山歎きこりつむ年や經ぬらん

名寄

玉くしげあしきの川の瀬をはやみ明行く月のかげそなかるゝ

夫木

ふる雨の曇る五月のはなかたみあしきの川は水まさるらん

◎天 山

御笠郡天山村に在り。藻鹽草に雨山を筑前とす。古歌多し(土綴風)其一を掲ぐ

◎天 山

後 九 條

下編 故址舊跡

雨山のあたりの雲はうちつけに曇りてのみを見へ渡りける

◎紫 野

御笠郡紫村にあり。 菅公の歌に

筑紫には紫あふる野邊はあれとなき名かなしむ人そきこえぬ

七百三十

17/5/34

# 太宰府史鑑 大尾

明治三十六年十二月廿八日印刷  
明治三十六年十二月卅一日發行

(太宰府)  
非賣品

## 菅公會藏版

纂述兼發行人

高原謙次郎  
江島茂逸

印刷人

東京市京橋區日吉町四番地  
渡邊爲藏

印刷所

東京市京橋區日吉町四番地  
民友社

ELM 35